令和2年度環境省請負事業

令和2年度一般廃棄物会計基準改訂等業務

報告書

令和3年3月

有限責任監査法人トーマツ

はじめに

生産人口等の減少による廃棄物処理の担い手や地域における非効率化が懸念されるほか、国、地方公共団体の財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっていることから、平成31年4月に循環型社会形成推進交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、一般廃棄物会計基準の導入及び廃棄物処理の有料化等についての検討が新たな交付要件として追加された。

また、一般廃棄物処理の有料化(以下、「有料化」という。)については、廃棄物の排出量の減量を進めるため、廃棄物処理法基本方針(平成17年5月改正)において、市町村の役割として有料化の導入が追加され、国全体の施策の方針として有料化を推進するべきことが明確化された。こうした流れを受け、平成19年6月に市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインのひとつとして「一般廃棄物処理有料化の手引き」(平成25年4月)(以下、「手引き」という。)がとりまとめられ、公表されている。今般、環境省において、プラスチック資源循環戦略の策定(令和元年5月)や食品リサイクル法基本方針改訂(令和元年7月)がなされており、有料化を通じた循環型社会形成の促進がなされている。

これらを受けて、本調査では、全国の自治体が導入するよう会計基準の改訂及び簡易版支援ツール(以下、「新支援ツール」という。)の作成を行うこと及び昨今の時勢を鑑みた廃棄物の排出抑制や再生利用等による資源循環の推進のための有効なツールという観点から一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂を行うことを目的として、以下の業務を実施した。

- (1)(改訂)一般廃棄物会計基準にかかる新支援ツール案の作成
- (2) 一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂案の作成
- (3) 一般廃棄物会計基準改訂等に関する説明会の開催
- (4) 一般廃棄物会計基準改訂等検討委員会の開催

【目次】

調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
調査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)(改訂)一般廃棄物会計基準にかかる新支援ツール案の作成・・・3
(2) 一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂案の作成・・・・・・・・・・・・ 8
(3) 一般廃棄物会計基準改訂等に関する説明会の開催・・・・・・・11
(4) 一般廃棄物会計基準改訂等検討委員会の開催······13

調査概要

1. 調査目的

一般廃棄物会計基準(平成19年6月)(以下「現行会計基準」という。)は、市区町村 (一部事務組合を含む)の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、廃棄物処理法 基本方針(平成17年5月改正)において、国が一般廃棄物処理事業のコスト分析手法 等を示す役割を担っていることから、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3 R化ガイドラインの一つとして公表された。これは、一般廃棄物処理事業に関する費 用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用 等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めたものである。

現行会計基準に基づく財務書類の作成にあたり、地方公共団体の作業負担の軽減を 図るため「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」(以下、支援ツールとい う。)を作成し、提供している。

しかしながら、「廃棄物処理事業原価計算の手引き(昭和54年(社)全国都市清掃会議)」 (以下、原価計算の手引きという。)を活用している自治体もある中、現行会計基準を 導入している自治体は平成30年度時点で全体の約3%と限られ、導入が促進されてい るとは言えない状況である。

また、廃棄物の排出量の減量を進めるため、平成17年5月に廃棄物処理法基本方針において、市町村の役割として有料化の更なる推進が追加され、国全体の施策の方針として有料化を推進するべきことが明確化された。(なお、廃棄物処理法基本方針はその後、平成28年1月に変更。)こうした流れを受け、平成19年6月に市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインのひとつとして「一般廃棄物処理有料化の手引き」(平成25年4月改訂)をとりまとめ公表された。これは、基本方針に、国の役割として「市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。」と定められたことに基づき、市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際に、参考となる事項を取りまとめたものである。

しかしながら、平成 29 年度末時点での自治体での有料化導入率は、生活系ごみでは 64.6%、事業系ごみでは 85.9%となっており、事業系ごみでは導入が進んでいるもの の、家庭系ごみでは導入が進んでいるとは言えない状況である。

そこで、一般廃棄物処理事業に係る会計基準導入の普及促進を図るため、現行会計基準改訂を行うとともに及び簡易版支援ツール(以下、「新支援ツール」の作成を行った。また、一般廃棄物処理の有料化の導入促進を図るため、昨今の時勢を鑑みた手引きの改訂を行った。

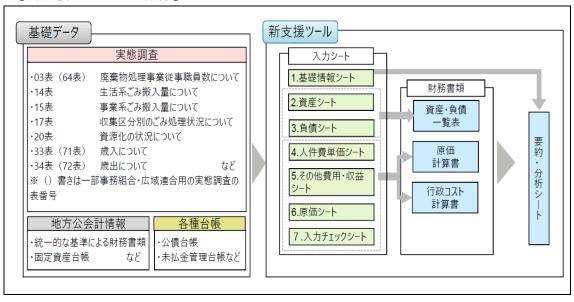
2. 調査項目

本調査の調査項目は以下のとおりである。

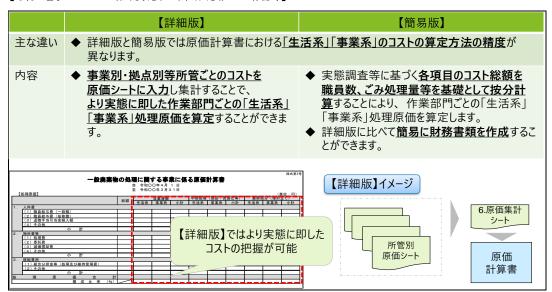
(1)(改訂)一般廃棄物会計基準にかかる新支援ツール案の作成

新支援ツール案の検討にあたっては、昨年度の検討結果を踏まえ、一般廃棄物会計基準(案)及び財務書類様式(案)の更新を行うとともに、これらを踏まえ、自治体に分かりやすく、過度な作業負荷を伴わない点に留意し、全国の自治体が統一的に収集しているデータ(一般廃棄物処理事業実態調査、地方公会計等)を活用した新支援ツール(案)の作成を行った。新支援ツールの概要については以下のとおりである。また、現行支援ツールの活用団体にも配慮した、固定資産台帳作成ツールの作成を行った。

【新支援ツールの全体像】



【新支援ツール(簡易版・詳細版)の概要】



【固定資産台帳作成ツールの概要】

Ē	固定:	資産	台帳の作成方法	(公会計等の他	の固定資産台	帳を利用する	5場合)			
			入力項目							
			選択項目							

1.「固定資産台帳」シートへの入力

下記項目について、記載方法を参照して入力を行ってください。

番号	列	項目	記載方法(公会計固定資産台帳の利用)	記載方法(公会計固定資産台帳以外からの登録)				
1	B列	資産番号	固定資産台帳における各資産の番号を転記してください。	連番を付しています。				
2	C列	勘定科目	固定資産台帳で設定されている各資産の勘定科目をプルダウンから 選択してください。 AA列「勘定科目」にて、一般廃棄物会計基準の勘定科目に自動で読 替が行われます。	勘定科目をプルダウンで選択してください。				
3	D列	資産名	固定資産台帳から資産名を転記してください。	資産名を記載してください。				
4	E列	耐用年数	固定資産台帳から耐用年数を転記してください。	耐用年数を記載してください。				
5	F列	取得年月日	固定資産台帳から取得年月日を転記してください。	取得年月日を記載してください。				
6	G列	償却開始年度	固定資産台帳から償却開始年度転記してください。	償却開始年度を記載してください。				
7	H列	取得価額	固定資産台帳から取得価額を転記してください。	取得価額を記載してください。				
8	I列	備考	備考があれば記載してください。					
9	K~R列	対象部門・使用割合	各資産が属する部門をチェックし、その割合を記入してください。 る部門すべてにチェックを入れ、合計が100%となるよう各部門に割 最後にT列のCH欄にNGが残っていないか確認し、NGが残っていれば解	合を入力してください。				
10	V~X列	種類	生活系のみ、事業系のみに対応するものであれば該当種類にチェック、生活系と事業系の両方の廃棄物に対応している場合は「共通」 にチェックを入れてください。 最後にY列のCH欄にNGが残っていないか確認し、NGが残っていれば解消してください。					
11	AC~AE列	減価償却計算	固定資産台帳を基に記載してださい。	基礎とした資料を基に減価償却費及び減価償却累計額、期末帳簿価額を記載してください。 なお、基礎とした資料において減価償却計算を実施してない場合、 別途計算により減価償却計算を実施してください。				
12		減価償却實 郵用別 1111日						

| |2.「新支援ツールへの転記シート」から新支援ツールへの転記

当シートは新支援ツールの入力シート(資産、原価)への転記するために、固定資産台帳の各種数値を自動集計したものになります。

当シートにて自動集計した数値を、直接新支援ツールへ転記してください。

(tage:					OFF	+74 +1-		T. C. MT. C.	- mm											
M(5)	/一下IZ 數		D入力シート(資 いて、新支援で一							を事計し	ric 200.	cy.								
1.	変度り、	トへの構造				単位:円)														
	1定計目	市保価	摄 角年度 減価質型質	条件 (信如 5		毎年仮定 軽等価値														
W 300	和定資產		0	0	0	0.424														
I II—	± 16		0	0			1													
	を放放機 車両等		0	0	0	- 0														
建	放伍勒定		0				1													
	限定党度 フトウェア		0	0	0		1													
	その他		0	0	0	(1													
	合計		0	0	0	(
9	应答 在 。	- Norden																	(8)	Mt : FI)
		1-15111244							黄 杉	1別把握										
	12件目	433		準運搬 去	*	621	生活器	中間事業品		±21	4 4 E		(単分 土 漢	621	443		制円合2 5 ± 3	H 8 I ⊕2	・ 日	6:21
有形	腹資產	2.66	0	0:	0	- (0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0 0
 	土地 地放於協	1	0:	0:				^	^	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0 0
	重高等		0	0	0	- 0	0	0	0	0	0			0:		0:	0:	0:	0	0 0
	放伍数定		0	0	0						0	0	\sim	0:		0:	0:	0	0	0 0
	思定党度 フトウェア		0	0	0	(0	0	0	0				0:		0:	0:	0:	0	0 0
ш	その他		0	0	0	(0	0	0	0				0:		0: 0:	0:	0:		0 0
	MAT		v:	4:			·	U	U		U	v	:				v.			0
國宗泰	全台區	(心会計画	定費産金額の	er i																
							,													
n ex	2 000		1.86	実施の集との	1.16	i.e.	1													
	A 石田川 倉田田川		20 200		19 OC 10090															
	_		9 0 4 0 8		80 T															
			を209 日 Z																	
					800 S 100		J													
					#3(9 E/Z		J													
neme	n= (n=		SOHE:		#X 9 EX		ı													
	1	公司を表示さ 275.0				****	1 200 10 10	# O O			= F			WEST.	7 N BA			7 =		
80 A A	## (## 1 ## ##	公司を責任を 1 10.775 F	衛企研期) 2 ※RF		N ME O	2 2 (4 7 × 1	1 別年所も 市区	# (B) (C)						12 TO	9 1		8 B C		10 10 to 10 to 10	
	FRRE	2		- RI CRA	FREE	2 0 1 × 1	9479	18.5					0000	表示タ	9 1		1001			
	FRRE	B X t =	***	PRI CRA	FREE		有状	18.5	P.	ď s				表示タ	9 1		80.0 100.0 0.0		88810	
	FRRE	B X t =	***	> # 1 C # 2	FREE		有状	18.5	P.	,				表示タ	9 1		21 21		88810	
	FRRE	B X t =	***	> # Z @ # A	FREE		有状	18.5	P.	d q				表示タ	9 1		01 01		88810	
**	FRRE	B X t =	***	> # Z C # 2	FREE		有状	18.5	P.	g q				表示タ	9 1		01 01 01 01		88810	
4	1 実施 司 供 申 介	2 D X II II	3 月余年 2.7ーン4ン年 - 3高		FREE		有状	18.5	P.					表示タ	9 1		01 01		88810	
4	1 実施 司 供 申 介	2 D X II II	***		FREE		有状	18.5	P.	9 8 9				表示タ	9 1		01 01 01 01		88810	
4	1 実施 司 供 申 介	(現行ツ-	ールからの移 ¶	曽用) との勘定科目	2 pr pint (s)		有状	18.5	P)	, eq				表示タ	9 1		01 01 01 01		88810	
固定資	產台帳 2020	(現行ツ-	ールからの移 ¹ 取行ツール 地級	許用) との勘定科目 土地 施設設備	2 pr pint (s)		有状	18.5	P)	, d.s.				表示タ	9 1		01 01 01 01		88810	
固定資	產台帳	(現行ツ-	ールからの移 ¹ 現行ツール 土地 協設 装置	管用) との勘定科目 上施設設等 施廠車両	2 pr pint (s)		有状	18.5	P)	81				表示タ	9 1		01 01 01 01		88810	
固定資	產台帳 2020	(現行ツ-	ールからの移 ⁴ 現行ツール 土地 施設 装置 その他固定資産 課金仮勘定	宇用) 制 ル 数 設 数 両 高 数 数 の 等 場 の を 数 数 の 等 の を の を の を の を の を の の の の の の の の の の の の の	1)対応表		有状	18.5	P)	# E F				表示タ	9 1		01 01 01 01		88810	
固定資	產台帳 2020	(現行ツ-	ールからの移り 現行ツール 独牧 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数	宇用) との勘定科 土施設設等 施施設設等 車車車	1)対応表		有状	18.5	P)	, gs				表示タ	9 1		01 01 01 01		88810	
固定資	産台帳 2020 入力項目 選択項目	(現行ツー	ルからの移 ⁴ 現行ツール 土地 施設 変要 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数	情 月 期 数 担	1)対応表		有状	18.5	P)	3 51				表示タ	9 1		01 01 01 01		88810	
固定資	産 台 報 202(入力項目 選択項目	(現行ツー) 年度	ルからの移 ⁴ 現行ツール 土地 総設 連載を設置 連載を設置 連載を設置 連載を設置 車数を取り 車両その他	管用) との勘定 との勘定 生地設設等 場合等 仮設等 事本 課 設 機 等 を 設 機 等 等 仮 設 機 等 等 係 設 機 等 等 、 を し 着 、 を も 、 を も 、 を も 、 を も 、 を も 、 を も 、 を も く も く も く も く も く も く も く も く も く も	1対応表	6	製作 District Teams of the Control of	10	8	81			Z Pi	9	no in		01 01 01 01		10	
固定資	産台帳 2020 入力項目 選択項目	3 第7年 第	ールからの移り 土地 施設 主機 を受ける 主機 を受ける は を を を を を を を を を を を を を	管用) の 土地設設両等仮設 を施施車車建設設等 ・ 協議車車建設 ・ 協議 ・ 協議 ・ 協議 ・ 協議 ・ 協議 ・ 協議 ・ 協議 ・ 協議	到 对 応 表	6	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	10	(A)		収集運搬	中間負	対象部	9 一,使用刺艮移处分	合管理	in the second se	t CH		10 種類 どれかつご	
固定資	変合報 2020 入力項目 避免費量 「資產費」 例	2 (現行ツー 年度 (関類全) 2 	ルからの移 ⁴ 現行ツール 土地 総設 連載を設置 連載を設置 連載を設置 連載を設置 車数を取り 車両その他	管用) との勘定 との勘定 生地設設等 場合等 仮設等 事本 課 設 機 等 を 設 機 等 等 仮 設 機 等 等 係 設 機 等 等 、 を し 着 、 を も 、 を も 、 を も 、 を も 、 を も 、 を も 、 を も く も く も く も く も く も く も く も く も く も	1対応表	6 假却開始 年度	事	10	8	, x		中間対対象	対象部	9 一,使用刺艮移处分		合 合意	† CH		10 種類 どれかつご	1
固定資	産台帳 2020 入力項目 通光項目 (例) 1 2	5 3 3 4 4 5 6 4 4 5 6 4 6 4 5 6 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9	ールからの移り ・ 現行ツール 土地 振設 選子の他間定資産 連定を 連定を 連定を 連定を 連定を 連定を 連定を 連定を	管用) と 土施能車車建設と 協議車車建設と 協議車車建設と 市 市 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	が 一年 第 1 対応表 5 取得年月 E	6 假却開始 年度	事	価報	8	, x	収集運搬会 刺激	中間対対象	対象部	9 一,使用刺艮移处分	合管理	合意 含素	### CH \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	生活系	10 種類 どれかつご	通
固定資	産 台 報 2020 入力項目 選択項目 「資産負債 「例 「1 「3 合計	3 東京 (現行ツー 年度 全級(新爆撃) 2 動定科目 施設設備	ールからの移り 原行ソール 高校 製製 素型 素型 素型 素型 素型 素型 素型 素型 素型 素型	を 用) との勘定科目 土地 施設設備 本南岡等 連設設備 本南岡等 連設設備 本南岡等 連設設備 本南岡等 16	が 一年 第 1 対応表 5 取得年月 E	6 假却開始 年度	事	価報	8	, x	収集運搬会 刺激	中間対対象	対象部	9 一,使用刺艮移处分	合管理	合意 含素	## CH S S S S S S S S S S S S S S S S S S	生活系	10 種類 どれかつご	通 通 CH
固定資	産 台 報 2020 入力項目 選択項目 「資産負債 「例 「1 「3 合計	3 東京 (現行ツー 年度 全級(新爆撃) 2 動定科目 施設設備	ールからの移り ・ 現行ツール 土地 振設 選子の他間定資産 連定を 連定を 連定を 連定を 連定を 連定を 連定を 連定を	を 用) との勘定科目 土地 施設設備 本南岡等 東南岡等(東南岡等版設) 本南岡等 東南岡等(東南岡等版) 東南岡等 東市岡等(東南岡等版) 東市岡等 東市岡等 東京田等 東京田等 東京田等 東京田等 東京田等 東京田等 東京田等 東京田	が 一年 第 1 対応表 5 取得年月 E	6 假却開始 年度	事	価報	8	, x	収集運搬会 刺激	中間対対象	対象部	9 一,使用刺艮移处分	合管理	合意 含素	### CH \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	生活系	10 種類 どれかつご	通 通 CH
固定資	定合報 2020 入力項目 至於項相 (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日)	3 東京本 (現行ツー 年度 全級(新爆撃) 2 勘定科目 施設設備	ールからの移り 現行ツール 土地 挑設 重要他個別定 直数を改有 自動を放射 の で の の の で の の の の の の の の の の の の の	唐月) 一日 期 戸 利 期 戸 利 間 価値 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	対応表 取物年月日 2014/3	6 (東京 (本本文) (本文) (中国 中央	価額 0 0 0	5 個方	, x	収集運搬会 刺激	中間対対象	対象部	9 明初 與新 到台	合管理	合意 含素	### CH \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	生活系	10 博第 どれか1つに 事業系 犬	通
固定資	変合報 2020公司 2020	3 東京本 (現行ツー 年度 全級(新爆撃) 2 勘定科目 施設設備	ールからの移り 取行ソール は地 を設する は最終 は最終 は最終 は最終 は最終 は最終 は最終 は最終	を 用) との勘定科目 土地 施設設備 本南南海 を	5 取特年月 6 2014/3	6 個別開始 年度 // 31 2015 (事業費) の 6 個 個別 日	市 中 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	価額 0 0	8 預考		収集運搬 割合	中間対象	対象部 回題 対象部 対象部 対象部 対象部 対象部 対象部 対象部 対象部 対象部 対象 が 対象 が	9 使用额条极分	合管理利象	合計 (1)	# OH	生活系	10 種類 日本	EW CH OK
固定資	変 合 報 2020	2 (現行ツー 年度 (新爆金 2	-ルからの移り 現行ツール 土地 施設 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数	唐用) 本の主地の大学 () 一	が 5 取得年月 2014/3 取得年月 5 取得年月	6 個和開始 年度 /31 2015	中国 中央	価額 4. 782, 938 0 0 0 mm	第一届	3 3 3	双集運搬 割台 (収集運搬) (収集) (中間対象	対象部列会対象部列象部	9門-使用前級 新的合	合管理利象	合合 新名	† CH	生活系	10 住地の一番 大学	三 通 CH OK
固定資	変合報 2020年 力力項目 郵売費量 可会項 新号 利 1 2 2 3 2 3 3 3 3 4 5 6 6 6 6 7 8 8 8 9 8 8 8 9 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	2 (現行ツー 年度 (現行ツー 本度 (現行ツー 高度設備 (現行ツー あ定料目 第2 2 3 2 3 2 4 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	ールからの移り 土地 無数 主地 無数 主要 その他間定資産 建設 選及 通知投資 集) 3 資産名 建物 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	唐用) との勘定科目 土地設設等 本高設設等 本高設設等 本高設設的 本高設定設 をある。 利用年数 利用年数	5 取得年月 E 取得年度 E	6 個別開始 年度 // 31 2015 (事業費) の 6 個 個別 日	か 日本	(価額) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	第一届	3 3 3	収集運搬 割合 100000000000000000000000000000000000	中間対象	対象部 対象部 対象部 対象 部 対象 部 対象 部 対象 部 対象 部 対象	9 使用的 10 使用的的 10 使用的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的的的的的 10 使用的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的	合管理 利象 利	会会 新名公司 (C)	# CH S O O O O O O O O O O O O O O O O O O	生活系	10 程列 日本	達 CH OK OK
固定資	産合帳 2020 入力項項目 選交費産 1 資金費金 1 資金負債 第号 90 1 2 3 2 1 資金負債 90 1 2 9 9 10 10 10	2 (現行ツー 年度 (現行ツー 本版 (新編章) 2 勘定科目 施設設備 (現行ツー 第2 動に (現行ツー ・	-ルからの移り 現行ツール 土地 施設 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数 変数	を用)との勘定科目上地設設機構を設設機構を開発を設め、 車階を設定機構を開発を設定を 車間を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	5 取得年月 E 2014/3 現存年月 E 取得年月 E 取得年度	6 個別別的 年度 6 個別別的 年度 6 個別別的 年度 990 1991 99005 2006 00 0 0 0	か 日本	価額 (4, 782, 938) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	第一届	3 3 3	双集運搬 割台 (収集運搬) (収集) (中間別対象「	対象部 対象部 対象部 対象 部 対象 部 対象 部 対象 部 対象 部 対象	9 使用的 10 使用的的 10 使用的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的的的的的 10 使用的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的	合管理 利象 利	会会 新名公司 (C)	# CH S ON ON ON ON ON ON ON ON	生活系	10 程列 日本	通 CH
固定資	定合帳 2020 入力項項目 通常項目 資金額 第十 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一	2 (現行ツー 年度 (現行ツー 本版 (新編章) 2 勘定科目 施設設備 (現行ツー 第2 動に (現行ツー ・	一ルからの移り 現行ツール 土地 施設 主機 他固定定度 建設使務定 連順せの他 3 資産名 建物 連動 がからの事管: 直 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	唐用) 中期) 中期) 中期 中期 中期 中期 中期 中間 中間 中間 中間 中間	対応表 5 取得年月 E 2014/3 取得年月 E 取得年月 E 取得年月 E	6 個別開始 年度 6 個別 4 年度 990 1991 0005 2005 2005 2005	か 日本	価額 4. 782, 938 (6. 600, 000 00 00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	3 3	双集運搬 割台 (収集運搬) (収集) (中間別対象「	対象部 対象部 対象部 対象 部 対象 部 対象 部 対象 部 対象 部 対象	9 使用的 10 使用的的 10 使用的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的的的的的 10 使用的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的	合管理 利象 利	会 会 新公 () () () () () () () () () (+ CH	生活系	10 程列 日本	達 CH OK OK
国定資 当年度 21以上の資	定合帳 2020 入力項目 対策項目 対策の可 対策の 対策の	2 (現行ツー 年度 (現行ツー 年度 (現行ツー を (現行ツー を (現行ツー を (現行ツー を (現行ツー を (現行ツー ・ (現行のー ・ ())	一ルからの移り 現行ツール 土地 施設 主機 他固定定度 建設使務定 連順せの他 3 資産名 建物 連動 がからの事管: 直 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	を用)との脳定科 上土地設 後	対応表 5 取得年月 E 2014/3 取得年月 E 取得年月 E 取得年月 E	6 個別所的 年度 990 1991 0005 2006 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	か 日本	価額 (価額 (価額 (価額) (0,000,000) (0,000,000)	(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	3 3	双集運搬 割台 (収集運搬) (収集) (中間別対象「	対象部 対象部 対象部 対象 部 対象 部 対象 部 対象 部 対象 部 対象	9 使用的 10 使用的的 10 使用的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的 10 使用的的的的的的 10 使用的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的的	合管理 利象 利	会 会 新公 () () () () () () () () () († CH S OS O	生活系	10 程列 日本	達 CH OK OK

【新支援ツールの一覧】

- (簡易版)新支援ツール
- (詳細版)新支援ツール
- 固定資産ツール(固定資産台帳から作成)
- 固定資産ツール(現行ツールからの移管)
- 実態調査データ取り込みツール (簡易版:市町村)
- 実態調査データ取り込みツール (簡易版:一部事務組合等)
- 実態調査データ取り込みツール (詳細版:市町村)

さらに、リチウム電池等の火災が生じた場合、これに係る費用や火災等で破損した施設の修繕費用を把握できるよう、以下のとおり注記内容を検討した。

【(改訂)一般廃棄物会計基準に基づく注記事項 (一部抜粋)】

4 追加情報

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト 分析及び評価のための内容を理解するために必要と認められる次の事項 を記載する。
 - ① 3Rに係る先進的な取組事例
 - ② 循環型社会の形成に資する施設の整備状況
 - ③ 場外余熱等利用施設の状況

5 その他特記事項

● その他必要に応じて、循環型社会形成推進に関する財務情報・非財務情報を追加して記載する。

(例)

- ・有害物質・処理困難物に係る事故発生時の対応費用 (火災時の事故を終息させるための費用、修理費用)
- ・不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する 経費等
- ・リチウムイオン電池の処理等に関する事項
- ・啓発活動に関する事項
- その他

本業務項目に関する参考資料は次のとおりである。

■ 参考資料1:(改訂)一般廃棄物会計基準(案)

■ 参考資料2:(改訂)一般廃棄物会計基準(案)新旧対照表

(2) 一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂案の作成

新たな会計基準の内容に応じて、社会情勢の変化と食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定及びプラスチック資源循環戦略内の重点戦略に明記されている自治体の可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用などの方向性の検討など、昨年度に行った「ごみ有料化手引き改訂の方向性の検討」結果を踏まえ、調査等を行った上で、すでに有料化導入を行っている自治体に大きな影響がでないように十分に配慮して、手引きにとりまとめた。

① 有料化に係る調査、検討

有料化について、現行の手引きを公表した後の現状把握、事例調査等、以下の事項について調査を行い、課題を抽出し、有料化について更なる理解を得て、有料化を導入するために今後必要な施策について手引きにまとめた。

【調査の概要】

- 現在の有料化状況の把握(自治体数・人口比)及び手引き提示前後の有料化 状況の変化について整理
- 有料化を導入している自治体において、住民からの手数料の徴収方法、廃棄 物を排出する際に徴収される手数料の額
- 有料料化前後での廃棄物の総排出量及び可燃物や資源物等の各排出量の変化。
- 近年有料化を導入した自治体について有料化導入した理由、有料化に至るまでの手順、留意事項の事例
- 有料化しない理由、各自治体における有料化に向けての課題
- 有料化をせずにごみの減量化を達成した自治体の事例

【有料化等にかかる事例調査の実施先】

<ごみ有料化導入している自治体>

- 1. 千葉県千葉市
- 2. 石川県金沢市
- 3. 栃木県日光市
- 4. 奈良県生駒市
- 5. 神奈川県海老名市
- 6. 愛知県知多市
- 7. 石川県小松市
- 8. 東京都八王子市

<有料化をせずにごみの減量化を達成した自治体>

- 1. 愛知県豊橋市
- 2. 大阪府八尾市
- 3. 神奈川県横浜市

【事例調査における調査項目】

I. <生活系ごみ>基礎情報

- 分別区分
- ・可燃・不燃ごみ(混合ごみ)における手数料、収集方法、料金体系(料金表)、 料金徴収方法、減免の有無
- Ⅱ. <生活系ごみ>ごみ排出量の抑制及び再利用の推進において実施した施策
 - 1. 施策の導入・運用
 - ・ 導入・ 運用の背景及び経緯
 - ・導入・運用における課題やその解決方法
 - 2. 施策の評価
 - 評価指標
 - ・正の効果及び負の効果
- Ⅲ. ごみ排出量の変遷 (平成26年度以降の5年間)

② 事業系一般廃棄物処理に係る調査・検討

事業系一般廃棄物の処理においても、自治体により受入物や料金設定にはばらつきが みられるため、実態を把握し、事業系について手引きを更新し、手引きにとりまとめた。

【調査の概要】

- 事業系一般廃棄物の処理に係る各自治体の料金水準、料金改定の動向
- 事業系一般廃棄物を受け入れた後、資源化に取り組んでいる事例

【有料化等にかかる事例調査の実施先】

- 1. 千葉県千葉市
- 2. 石川県金沢市
- 3. 栃木県日光市
- 4. 奈良県生駒市
- 5. 神奈川県海老名市

【事例調査における調査項目】

- I. <事業系ごみ>基礎情報
- ・可燃・不燃ごみ(混合ごみ)における収集方法及び処理経費の料金体系 (料金表)
- Ⅱ. <事業系ごみ>ごみ排出量の抑制及び再利用の推進において実施した施策について
 - 1. 施策の導入・運用
 - ・導入・運用の背景及び経緯
 - ・導入・運用における課題やその解決方法
 - 2. 施策の評価
 - 評価指標
 - ・正の効果及び負の効果
- Ⅲ. ごみ排出量の変遷(平成26年度以降の5年間)

③ 関連データ及び導入事例等の更新

上記①及び②の調査・検討の結果を基に、関連データや有料化を導入した事例を更新 した。また、事業系一般廃棄物についても家庭系一般廃棄物と区別して調査結果を基に、 関連データや紹介事例を更新し、手引き及び有料化検討事例集にとりまとめた。

本業務項目に関する参考資料は次のとおりである。

■ 参考資料3:一般廃棄物処理有料化手引き(改訂案)

■ 参考資料4:有料化検討事例集

(3) 一般廃棄物会計基準改訂等に関する説明会の開催

会計基準の導入促進を図るため、一般廃棄物会計基準改定等に関する説明会を実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から WEB 配信により開催した。説明会の概要は以下のとおりである。

【説明会の開催概要】

第 I 部 一般廃棄物会計基準及び有料化の手引き改訂について

第Ⅱ部 (改訂) 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類について

第Ⅲ部 (改訂) 一般廃棄物会計基準に基づく新支援ツールについて

※動画視聴可能期間:令和3年1月15日(金)~令和3年3月26日(金)

【説明会の申込件数】

● 587件(449団体)

【説明会における主な質問内容】

【交付金について】 1 何をもって会計基準の導入となりますか。 一部事務組合が循環型社会形成推進交付金を活用して新たなごみ処理施設の整 備を進める場合、構成市町村についても一般廃棄物会計基準の導入が必要とな るのでしょうか。 令和3年3月改訂で同年4月に提出を求められる地方公共団体がありますが、 十分な周知期間を設けてから提出を求めたほうが良いのではないでしょうか。 ・当組合では4つの構成市から排出される一般廃棄物の中間処理及び最終処分 にかかる業務を担当し、収集輸送や組合の施設を介さない資源化などは構成市 が行っているところです。 環境省 廃棄物適正処理推進課様からの令和3年1月18日付発送のメール 「(補足)【周知】一般廃棄物会計基準の導入に係る交付要件化について」にお いて、メール本文の2つ目の補足に「一部事務組合の場合は、交付申請書等に 添付する「原価計算書」「行政コスト計算書」「資産負債一覧」は、組合全体の 計算書等を添付して下さい。構成市町村毎の計算書等は不要です。」とありま これは、組合所管業務だけで計算書等を作成し、組合が関与しない収集輸送や 資源化等の構成市所管業務に関する経費等は計上しなくてよい、という意味で

しょうか。或いは、構成市別に分ける必要はないが収集輸送等、組合所管業務以外も含めて計算書等を作成する必要があるということでしょうか。

【会計基準及び新支援ツールについて】

- 1 「簡易版」「詳細版」について、どちらで作成しても良いでしょうか。
- 2 計上する資産については、補助対象施設のみではなく、市のごみ処理施設全般となりますか。
- 3 環境啓発に関する部門についても、作業手順に記載のある一般廃棄物処理に関する事業に該当するのでしょうか。
- 4 資産の部(1)総則に「流動資産」「固定資産」の区分を行わないとあるが、一般に「流動資産」に区分される「現金、普通預金、貯蔵品」は、改定後の会計基準では、どこに計上しますか。
- 5 資産の部(3)有形固定資産 「取得価額 50 万円以上のものを対象とする」旨の 記載があるが、仮に 30 万円の機械設備を購入した際には、費用計上でしょう か。
- 6 資産シートを作成するに当たり、固定資産台帳を基に入力する必要がありますが、本市で確定した固定資産台帳は平成30年度末のものとなっています。 現在、令和元年度の固定資産台帳の作成を行っている状況であり、確定する時期は、令和3年度を予定しています。

そのため、本市で最新のものである平成30年度末の固定資産台帳に基づき、 資産シートを作成することでよろしいでしょうか。

7 追加情報(2)循環型社会の形成に資する施設の整備状況について施設の対象は、「②【第II部】一般廃棄物会計基準について」の資料で「循環型社会形成推進交付金に関する情報」とコメントがありますが、ツールでも対象の説明があるとわかりやすいです。

本業務項目に関する参考資料は次のとおりである。

■ 参考資料5①:一般廃棄物会計基準改訂等に関する説明会資料 第Ⅰ部

■ 参考資料5②:一般廃棄物会計基準改訂等に関する説明会資料 第Ⅱ部

■ 参考資料5③:一般廃棄物会計基準改訂等に関する説明会資料 第Ⅲ部

(4) 一般廃棄物会計基準改訂等検討委員会等の開催

上記 (1) ~ (3) の内容について、専門的見地から助言を得るため、学識経験者等3名及び自治体関係者3名をからなる「令和2年度 一般廃棄物会計基準改訂等検討委員会」(以下、「検討委員会」という)を年3回開催した。なお、検討委員会は新型コロナウイルス感染拡大防止対応のため、Web会議にて実施した。

検討委員会の概要は以下のとおりである。

①検討委員会の構成員

	所属等	氏名
	八王子市資源循環部ごみ減量対策課 主事	石川 大樹
	立教大学 経済学部 大学院経済学研究科 教授	関口 智
	合同会社みらい会計研究所 代表社員 公認会計士	中川 美雪
	小松市 総合政策部 財政課 主幹	道端 克也
	横浜市 資源循環局 政策調整部 政策調整課担当係長	森 貴史
0	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授	山川

(敬称略 五十音順、◎:座長)

②検討委員会の開催概要及び主な意見

【第1回検討委員会】

<日時>令和2年8月27日(木) 午前10時~正午

<議題>

- 1. 令和2年度一般廃棄物会計基準・ごみ有料化手引の改訂に向けて
- 2. (改訂)一般廃棄物会計基準及び新支援ツールについて
- 3. 「一般廃棄物処理の有料化手引き」改訂に向けて
- 4. 今後のスケジュール(案)

第1回検討委員会における主な意見は以下のとおりである。

No. 意見 【議題1】令和2年度一般廃棄物会計基準・ごみ有料化手引の改訂に向けて 本市も財務諸表は導入をしていない状況であり、現在は全都清基準で作成している。経年比較による分析を行ってきたため、それをやめてしまうのは難しい。改訂会計基準をもとに財務書類を作るとなると、2種類作成することになる。そうなると、団体の作業負担の増加や市民へ説明する際の分かりやすさが懸念される。

他団体の中にも同じ状況の団体があると思われるので、各自治体の事情を考慮の 上、全自治体が改訂会計基準に基づき財務書類を作成しなければならないのか検 計が必要と考える。

- 現在使用している会計基準の種類の把握、今回の会計基準との整合性について確 2 認をする必要があると考える。また、今回の会計基準をどこまで広げる方針であ るか明確にする必要があると考える。
- 3 それぞれの基準の比較を行い、整理を行う必要があると考える。
- | 何を評価するために会計基準が必要であるのかという目的を明確にし、検討を進 4 | めることが必要であると考える

【議題2】一般廃棄物会計基準に基づく財務書類について

- 資料 2-3 A 課シート 退職給付引当金の繰入と戻入を差し引きで出しているが、 総務省の統一的な基準に基づく地方公会計では戻入の計上箇所が異なる。わざわ ざ変える必要はないのではないか。もし、あえて公会計と違う取り扱いにするの であれば、理由とともに注書きが必要であると考える。
- 退職給付引当金の繰入については、算定された数字をそのまま入力する方が、ミ 6 スが少ないのではないか。
- 参考資料2の34ページ 市町村分担金(建設・改良)について会計基準の処理原 個に含まれていないため、資産の価値を高めるものという補足説明を改めてした 方が誤解がないのではないか。同時に実態調査も再整理できるのではないか。
- 二重帳簿をなくす観点からも実態調査の経費編を廃止し、会計基準に置き換える 必要があるのではないか。実態調査は経費編に限らず処理編についても定義があ 8 いまいな部分が多い。もし令和3年度に置き換えることが難しいのであれば、少 なくとも令和3年度秋の実態調査の照会では、定義があいまいな部分を、会計基 準を念頭に再整理することが多かれ少なかれ必要になってくると思う。
- 実態調査と市で計算したごみ単価について異なる金額となっている。実態調査の 34表については作成の労力も多くかかっているため、会計基準を作成するのであ れば実態調査の経費について廃止あるいは会計基準への統合も検討する必要があ るのではないか。
- 地方公会計とのリンクも想定するものと考えるが、実際の作業担当者は公会計担 当者とは別の方となる可能性が高く、会計に関する理解が不足している場合、集 計すべき費用、資産について不足することが懸念されるため、丁寧な説明が必要 であると考える。

資料 2-3 注記 循環型社会の形成に資する施設の整備状況について、何を記載 すべきかが分かりにくいため、交付金の申請資料と一対一で対応させるような形 11 の対応などが考えられる。なお総事業費や対応する国庫支出金、竣工年度は今あ る資料から整理できるのではないかと考える。 資料 2-3 その他特記事項については、(1) から(5) の項目を設けず、自由記述 12 にする方が自治体での記載が行いやすいと考える。 資料 2-3 部門の定義について、参考資料2の管理費用の定義の書き方が異なっ ており、さらに参考資料2の書き方に従えば、様々な経費が計上されてしまう懸 13 念がある。定義については、資料 2-3 の部門の定義を参照するよう統一すればよ いのではないか。 原価計算書の目的の一つが有料化のためのコストの把握とのことであるが、実際 の有料化についてはごみの種別に設定するため、当該分類では有料化について有 14 用な情報とならない可能性があると考える。したがって、有料化に資する情報と なるためには別途詳細な分析が必要なことを説明する等の対応が必要と考える。 会計基準の目的を鑑みると、分析資料において、有料化の前提となるごみ種別等 15 の詳細な分析が必要であると考える。 (事業系のコストの精度について質問を受けて)本市の場合、中間処理の方は比 較的手数料と対応していると思われるが、収集運搬の部分は少量排出事業者のご 16 みについて、生活系と事業系を同時に収集していたりするため、厳密には対応し ていない部分もある。 改訂基準の原価の把握についても、事業系については手数料策定の一定の参考に 17 できると考える。 実態調査との関係は極めて重要であり、34表の維持管理費に資産形成に係るもの 18 が含まれていないかの確認は必要と考える。 工事請負費について、財政部門と廃棄物部門の連携が必要になってくると考える。 資産性の有無については地方財政状況調査を参考にしていただくことで、統一基 19 準との整合性をとることができると考える。 新支援ツールについて、完全にマクロ化されると中身がブラックボックスになる 恐れがある。調整の余地がないものよりは、エクセルの数式が見える今のような 形の方が、自治体の状況によりカスタマイズできるためよい。 生活系、事業系への按分基準は自治体の状況に応じて設定できる方がよい。 21 収集運搬についてのコストは按分で計算されているため、有料化の前提情報とし 22 てのごみ種別(燃えるごみ、不燃ごみ等)の正確なコスト把握が困難ではないか。 中間処理コストについても償却と資源化が一緒になっているため、燃えるごみの 23 有料化に対して有用な情報とならない可能性がある。

【語	義題3】「一般廃棄物処理の有料化手引き」改訂に向けて
9.4	既存手引きの更新の中の平成25年度から平成30年度に有料化を行った団体事例
24	の紹介は是非入れていただきたい。
25	排出抑制及び再生利用の推進効果について、開示する場合には団体数等もう少し
20	詳細な情報を織り込む必要があると考える。
	会計基準と有料化の手引きの関係性について明確にする必要がある。特に支援ツ
26	ール(簡易版) での結果については、それのみで有料化に使用するのが難しい印象
	があるため注意が必要ではないか。
	バイオマスプラスチックについては指定ごみ袋の導入であるため有料化を実施し
27	なくても推進できる点、また事業系一般廃棄物の有料化についても現行の会計基
41	準において記載がある点など、今改定が必要となる理由、目的に、この二点を大
	きな柱として挙げていることについて納得感が少ない。
	単に3R だけではなく、持続可能性を加味した有料化の目的を検討する必要があ
28	ると考える。バイオマスプラスチックについてはあくまでオプション的な考え方
	がよいと考える。

【第2回検討委員会】

<日時>令和2年11月5日(木) 午前15時~17時

<議題>

- 1. (改訂) 一般廃棄物会計基準について
- 2. 新支援ツールと自治体向け説明会の開催について
- 3. 「一般廃棄物処理の有料化手引き」改訂に向けて~事例のご紹介~
- 4. 今後のスケジュール(案)

第2回検討委員会における主な意見は以下のとおりである。

No 意見

【議題1】(改訂)一般廃棄物会計基準について

◆会計基準及び有料化手引きの改訂(案)の目的について(各基準の相違点の整理を含む)

P1(市町村における各会計基準の関係性について)は会計基準の関係を表しているので良いが、実態調査と地方公会計を使って、一般廃棄物会計基準に基づく財務書類を作るため、作業を行う部局のことを考えれば、実態調査を入れて、一般廃棄物会計基準とのつながりが分かるようにした方が良いのではないか。例えば、地方公会計の左側に実態調査を入れ、セグメント一般廃棄物処理事業や公営企業

会計の記載をもう少し小さくし、実態調査、地方公会計、一般廃棄物会計基準についてはもっと大きくするのがよいのではないか。

今後、説明資料として資料1を使うのであれば、実態調査等データとの関係性を 整理するとよいのではないか。

p2 (一般廃棄物会計基準及び一般廃棄物処理有料化の手引き改訂の目的) における会計基準の改訂の目的は、直接ではないが内部管理や施策につながるような反映させていくようなニュアンスを出したいというのが感じられるが、今回は減価償却費等非資金項目を踏まえた総コストの表示を多くの自治体ができるようになることが最大の目標だと思うので、そこに留める方が説得力があるのではないか。あくまでも多くの自治体にアカウンタビリティの向上を果たしてもらう目的で改訂したという整理でよいのではないか。

会計基準の改訂の目的は総コストの把握による「気づき」でとどめておいた方がよいのではないか。自治体は循環型社会形成推進交付金とのリンクも含めて有料化の検討についてナーバスな時期になっているため、アカウンタビリティの向上にとどめておいた方がよいのではないか。

会計基準等にごみ有料化にも使えるようにということが書かれていないのであれば、マネージメント力の向上についてまでは記載しなくてもよいのではないか。

◆会計基準等に関する主なご意見

■賞与引当金の計上

仮に賞与引当金を計上不要にすれば、地方公会計と人件費の総額が異なるため、 公会計と異なった取り扱いにする必要があるのか疑問である。ワークシート上で のみ省略することができるとの記載に留めるとの考えもあるのではないか。

賞与引当金の負債側の取り扱いが会計基準に記載されていないため、負債のその他に計上する旨を会計基準に記載しないと、負債をそもそも計上するのかまた計上する場合どこに計上するのかがわからないのではないかということで事前意見した。原則は賞与引当金を計上するということにして、計上する場合は貸借対照表の「負債のその他」に計上し、注記にもその算定方法を記載するのがよいのではないか。省略する場合は、注記に金額に重要性がないため省略している旨を記載するのがよいのではないか。また、金額の重要性の基準について、客観的な基準を設けておいてもよいのではないか。

賞与引当金はフルコストの観点から入れるべきであるが、1 人当たりの単価を求める際の割る人数を適切に把握できれば良いのであり、市全体の引当金額を割る

3

人数の範囲を明確にすれば、賞与引当金の金額を適切に算定することは可能なのではないか。

各団体における賞与引当金の計上方法を踏まえて対応するのであれば、現行のツールを変えなくてもさほど大きな影響はないと考える。

■退職手当引当金の計上

退職手当引当金は地方公会計を利用する部分でもあるため、賞与引当金と同じ考 え方で良いのではないか。ストック側も費用側と同じように説明を加える必要が あるのではないか。

■リース注記

その他特記事項等その他に記載する箇所があると思うため、リース注記は外す方 向でいきたいと考えるがよいか。

注記を外すかどうか、固定資産計上をどうするかという2つの論点がある。リースを除外し、実際に購入したもののみを固定資産計上するのか、そのあたりの記載が会計基準に記載がないため、何等か記載しておいた方がよいのではないか。

市では工場の設備、複写機のリースがある。注記に記載の細かい内容を現場が理解することは難しく、公会計を真似て書くことが限界である。会計基準に記載されている5項目について、分かる範囲で書くということになるかと考える。

■循環型社会の形成に資する施設の整備状況

開示すべき時点を明確にしなければ、記載が難しいため、対象範囲について説明 6 を加えることが必要ではないか。

■修繕費等の計上漏れへの対応

実態調査において、修繕費については建設改良費に計上しないこととされている ため、ワークシート上で、実態調査を正しく作成できていない自治体への対応と して、修繕費を算定する形が良いと考える。

減価償却の方法を注記しているが、会計基準では定額法以外認めていないように 8 も思われるが、定額法以外の方法も認めているのか。

【議題2】新支援ツールと自治体向け説明会の開催について

【議題1】でも意見したように、実態調査と地方公会計の2本柱で作成していくため、実態調査を基礎としながら地方公会計の情報を加えて一般廃棄物処理会計基準に基づく財務書類を作成するという説明を加えることができれば分かりやすくなる。

【議題3】「一般廃棄物処理の有料化手引き」改訂に向けて~事例のご紹介~

10 | 手引きについて、どのような構成で記載されるか随時確認できればと考えている。

手引の事例紹介の中で、小さな自治体でもこのような取組みをしている自治体も あることを広げていけたらと考えている。

有料化の実施において、減量化だけを目的とすることは難しい。市民サービス向上の観点から戸別回収も有料化する目的の1つになると思われる。手引きに載せる意図を明確にした上で、例示を示すことが効果的ではないか。

一般廃棄物処理に要しているコストと手数料の関係については、今回の財務書類 の作成を進める中で、実態が把握できるのではないか。

今回の会計基準の次のステップとして、有料化の単位でのコスト把握ができると よいのではないか。

今回の手引きは有料化の手引きであり、減量化の手引きではないため、有料化を せずに減量を行っている横浜市の事例を有料化の手引きに入れるのは違和感があ る。

有料化の手引きには入れなくてもよいが、一方で交付金の要綱において、有料化を検討することが入っていて、有料化していなくても減量施策を講じていればその限りではないとなっている。本市の事例は、そのような位置づけが良いと考えている。

現行の有料化の手引きでは、生活系、事業系の料金の設定の方法が違うと書かれている。生活系は施策的に決まるが、事業系は受益者負担的なところがあるという前提で考えると、有料の検討を行うコストの把握の範囲に生活系のコストを含めてしまってもいいのか疑問である。生活系と事業系の手数料の考え方に違いがある点を踏まえた対応であれば良いのではないか。

【議題4】今後のスケジュール(案)

独自方式、全都清方式については、どう認めるかを検討していくうえで、基準と は別に交付金の対象要件として認めていくことが必要ではないか。

211 会計基準が複数あると混乱する恐れがある。一般廃棄物会計基準は改定後のものを指し、交付金の要件として提出する書類に関しては、改定後の会計基準を基本とするものの、独自方式、全都清方式についても個別の対応として認める可能性があるという理解で良いのか。

【第3回検討委員会】

<日時>令和3年3月2日(火) 午前10時~正午 <議題>

- 1. 「一般廃棄物処理の有料化手引き」改訂について
- 2. 「(改訂) 一般廃棄物会計基準」の確定について

第3回検討委員会における主な意見は以下のとおりである。

No	意見	
110		

【議題1】「一般廃棄物処理の有料化手引き」改訂について

■資料 1-1: 「一般廃棄物処理有料化の手引き」改訂事項の整理

資料 1-2:一般廃棄物処理有料化の手引き (改訂案)

全般事項

用語の使い方について、手引きでは家庭系と事業系、家庭系と事業系という区分 が混在しているが、会計基準では生活系と事業系となっている。

1 家庭系にて統一がよいと考えるが、実態調査と用語が異なる点について混乱が生じないよう、注書き等を加える必要がある。

有料化をプラスチック資源循環戦略のインセンティブとするような記載について 2 は、自治体等との協議を十分に実施した上で記載すべきであるから、今後の修正 においても留意してほしい。

個別事項

- P.3 有料化施策の法的位置づけについて、税として徴収するのか、手数料として 徴収するのか慎重に議論した上で丁寧な説明が必要と考える。
 - P9 現状の把握及び課題の整理について、例示の記載および説明が不十分であるように感じる。
 - P. 42 の点検項目に関連するように記載を修正するなど、記載内容について再検討の必要がある。
 - P.10 システム指針の表の位置づけについて、P.42 の点検項目の内容とも整合せず説明が不十分であるように感じる。
 - P.10 システム指針の表について、残す場合は説明を入れる必要がある。また削除することも検討すべき。
 - P.11 有料化の目的について、P.29 の手数料使途の例にもあるように、施設整備のために有料化を実施する場合もあるように思うが、財源の調達といった観点を
- 6 目的に含めるという考えもあるのではないか。

本市では施設整備を目的として有料化を検討したが、住民理解を得るのが難しい状況があった。

7 2-1 については大袋の料金分布としているのみであり、わかりにくくなっている。また、当表については、従前のデータと合わせることで、前回の有料化手引き後どのように料金が変わったかが分かりやすくなると考える。

P. 22 リサイクル率と出てくるが、定義や算式の説明がないので、可燃ごみのリサイクル率と誤解される可能性がある。可燃ごみは基本的に焼却するため、他のごみのリサイクル率だと思われるので、その定義の記載をした方が良い。また、なぜリサイクル率の話をするのかについても説明が必要と考える。

P. 32 (7)持続可能な一般廃棄物処理のための他施策について、本項目の中にバイオプラごみ袋の記載を検討すべき。

P. 40 (4)有料化の手数料減免の実施の中に、「ただし、これらの政策については~」と福祉政策の方で配慮するべきであると捉えられかねない記載があるが、実際は福祉と環境連携して実施すべき部分もあり、現状の記載は突き放した印象

P.19 【参考4】記載のデータは円/L の表示となっているものが多いが、図表 3-

- 10 実際は福祉と環境連携して実施すべきであると捉えられかねない記載かあるか、 実際は福祉と環境連携して実施すべき部分もあり、現状の記載は突き放した印象 を与えるように感じるため、丁寧な記載とすべき。

 P. 47 各自治体において様々な施策を包括的に実施することにより効果を発揮し ているものと考えられるが、項目別にピックアップして紹介した場合、よい点の
- ているものと考えられるが、項目別にピックアップして紹介した場合、よい点の み抽出されてしまう等の弊害が考えられる。前提として、施策は単体ではなく複数のものを包括的に実施するものである点、留意が必要である旨記載が必要であると考える。
- P.47 自治体名の開示について、残しておくと事例集への参照も容易となるよう 12 に思うが、改めて検討すべきである。

【議題2】 「(改訂)一般廃棄物会計基準」の確定について

◆資料 2-1: (改訂) 一般廃棄物会計基準(案)

本会計基準を適用した場合、実態調査の作成を開始する時期よりも早い段階での 13 情報収集が必要である項目もあり、実態調査作成担当者への周知が必要であると 考える。

上記の意見を踏まえ、(改訂)一般廃棄物会計基準(案)、新支援ツールの作成、 及び一般廃棄物処理有料化手引き(改訂案)の作成を実施した。

<参考資料1>

(改訂) 一般廃棄物会計基準(案)

(改訂)一般廃棄物会計基準

令和3年3月

環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

(改訂)一般廃棄物会計基準 — 目次 —

はじめ	DI=	1
第一章	章 一般廃棄物会計基準財務書類作成の基本事項	3
I	一般廃棄物会計基準の意義	3
П	作成主体	3
Ш	財務書類の作成目的	4
IV	財務書類の一般原則	4
1	理解可能性の原則	4
2	目的適合性の原則	4
3	信頼性の原則	4
4	その他の一般原則	5
V	財務書類の構成	5
VI	作成の基礎となる計数	5
VII	対象期間	5
VIII	対象とする一般廃棄物の処理に関する事業	E
IX	連結の手法	e
X	本基準の位置づけ	E
XI	他の会計との関係	E
1	総務省による地方公会計制度に準拠している点	E
XII	部門の定義	7
第二章	章 一般廃棄物会計基準財務書類の作成要領	٤
I	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表	8
1	総則	8
2	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の構成	ς

3	資産の部	8
4	負債の部	10
П	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書	12
1	総則	12
2	処理原価	12
ш	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書	17
1	総則	17
2	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成	17
3	経常費用	17
4	経常収益	19
5	経常外費用	21
6	経常外収益	22
IV .	注記	25
1	財務書類の作成方針	25
2	重要な会計方針の変更	25
3	重要な後発事象	25
4	追加情報	25
5	その他特記事項	26
様式		27

はじめに

廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として、3R(リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用・エネルギー利用))に重点を置いた最適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。

このような背景から、平成 17 年 2 月 14 日に中央環境審議会が意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」(以下「意見具申」という。)をとりまとめ、循環型社会の形成を目指して、市町村が進めるべき一般廃棄物処理の在り方と国の関与の在り方について提言を行った。これを受け、政府では、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成 13 年 5 月 7 日環境省告示第 34 号)(以下「基本方針」という。)を平成 17 年 5 月に改正した。

意見具申及び基本方針では、3R推進のために取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報として、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることとされている。一方、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされている。

一般廃棄物会計基準(以下「現行会計基準」という。)は、市区町村(一部事務組合・広域連合を含む)(以下「地方公共団体」という。)の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つとして会計基準をとりまとめ、公表したものである。

地方公共団体では、生産年齢人口等の減少により廃棄物処理の担い手不足や低密度化に伴う非効率化が懸念されるほか、財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっている。このことから、平成31年3月に循環型社会推進

交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計 基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加したところである。

これを受け、基本方針に定める国の役割を果たすため、改めて地方公共団体において、より一層、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト分析を推進すべきとの観点から標準的手法について検討を行い、現行会計基準を改訂するに至った。

「(改訂)一般廃棄物会計基準」は、地方公共団体において、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき助言するものである。

第一章 一般廃棄物会計基準財務書類作成の基本事項

I 一般廃棄物会計基準の意義

- 地方公共団体が自らの経営を行うためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が重要であり、公会計制度の整備が地方公共団体において進められているところである。
- 地方公共団体が実施する一般廃棄物の処理を行う事業及び一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策(以下、「一般廃棄物の処理に関する事業」という。)についても公会計制度の対象に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者に事業の理解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、地方公共団体による一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことが求められている。
- 一般廃棄物会計基準は、上記のような観点から地方公共団体の一般廃棄物処理事業の3R化を進めていくため、事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト等について標準的な分析手法を定めるものである。その上で、一般廃棄物会計基準を活用することにより地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握することが可能となることを目指している。

Ⅱ 作成主体

● 財務書類の作成主体は、一般廃棄物の処理に関する事業を行う地方公共団体とする。

Ⅲ 財務書類の作成目的

- 地方公共団体において、一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類を作成する目的は、情報利用者が意思決定を行うに当たり、有用な情報を提供することにある。
- また、この財務書類を作成する目的は、地方公共団体が情報利用者に対してその 責任を会計的に明らかにするということ「パブリック・アカウンタビリティ(公 的説明責任)」にある。

Ⅳ 財務書類の一般原則

1 理解可能性の原則

● 理解可能性の原則とは、地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が、会計の専門知識を有しない一般の住民にとって、できるだけ簡潔にわかりやすく作成され、理解できるものとなっているかを意味する。

2 目的適合性の原則

● 目的適合性の原則とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が情報利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味する。目的適合性の有無を判断するためには、①情報利用者が事後的に地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務情報を評価することに役立つか(事後的評価可能性)、②情報利用者が地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか(予測・シミュレーション可能性)、③財務書類が遅延なく作成されているか(適時性)という点等が考慮されるべきである。

3 信頼性の原則

● 信頼性の原則とは、地方公共団体における一般廃棄物の処理に関する事業に係る 財務書類の目的を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実 性を有するかを意味する。信頼性の有無を判断するためには、①財務情報が取引 事象の法律的形式よりもその実質と経済実態を反映しているか(実質優先主 義)、②情報利用者の意思決定を歪めることはないか(中立性)、③財務書類の 表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか(表示の忠実性)という点 が考慮されるべきである。

4 その他の一般原則

- その他の一般原則としては、①財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか(重要性)、②財務情報が会計期間または他の地方公共団体との間で比較し得るものか(比較可能性)という点等が考慮されるべきである。
- なお、地方公共団体の財務書類は、すべての情報を含んでいなければならないという原則(完全性の原則)については、一般廃棄物の処理に関する事業に係る予算編成等の政策形成上の意思決定を住民の利益に合致させる観点から、本基準では、一般廃棄物の処理に関する事業に係るストック情報(ある一時点の財産残高)を網羅していることを意味する。

V 財務書類の構成

● 一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の構成は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表、一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書とする。

Ⅵ 作成の基礎となる計数

- 財務書類は、地方公共団体の決算及び公有財産台帳、固定資産台帳における計数 を基礎として作成する。
- 固定資産台帳は、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を その資産ごとに管理するための帳簿であり、所有するすべての固定資産につい て、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものとして、「統一的な 基準による地方公会計の整備促進について(平成27年1月23日 総務大臣通 知)」の下で、全ての地方公共団体において作成することが求められているもの である。

Ⅲ 対象期間

● 財務書類の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1か年(出納 整理期間中における取引を含む)とする。

Ⅲ 対象とする一般廃棄物の処理に関する事業

- 地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。
- なお、本基準でいう一般廃棄物には、し尿は含まず、生活系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物を対象とし、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物については、原則として本基準の対象外とする。
- また、直接搬入ごみについては、直接搬入以降が一般廃棄物の処理に関する事業 の対象となる。

区 連結の手法

● 市町村(特別区を含む)が構成団体として加入する一部事務組合等と、当該構成 団体との連結は行わない。

X 本基準の位置づけ

● 本基準は、必要に応じて随時改善を重ねていくこととする。なお、本基準は、各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民等への説明責任や環境行政に 資する財務書類の作成や原価計算の実施を妨げるものではない。

M 他の会計との関係

- 1 総務省による地方公会計制度に準拠している点
- 以下の点については、総務省による「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月)、及び統一的な基準による地方公会計マニュアル (令和元年8月改訂)に基本的に準拠している。
 - 資産・負債の定義、区分
 - 費用・収益の定義、区分
 - 減価償却の方法、対象

双 部門の定義

- 一般廃棄物の処理に関する事業の担当部門を、作業部門、管理部門に区分する。
- 各部門の定義は以下のとおりである。

【作業部門】

- 収集運搬部門…収集運搬業務を担う部門。収集運搬とは、回収拠点等から一般廃棄物を中間処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを指す。管路収集運搬、指定袋やシール等の製造を含む。
- 中間処理部門…中間処理とは、焼却(溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。)、ごみ固形燃料化、資源化、埋立処分のための破砕、減容化等を指す。中間処理業務に加え、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を中間処理部門という。資源化とは、廃棄物を再生利用するために必要な選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオマスのメタン化等を含む。
- 最終処分部門…最終処分業務を担う部門。最終処分とは、燃やさないごみ、焼却 残さ、処理残さの埋立処分を指す。埋立地の維持管理等を含む。

【管理部門】

● 管理部門…作業部門の管理業務を行う部門。作業部門の管理とは、啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務等を指す。

第二章 一般廃棄物会計基準財務書類の作成要領

I 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表

1 総則

● 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表は、一般廃棄物の処理に 関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもので、当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な 実施などに役立てることができる。

2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の構成

● 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表は、様式第1号のとおり とする。

3 資産の部

(1) 総則

- 資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または、②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的サービス提供能力を伴うものをいう。
- 資産は、資産の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。
- 資産は、「有形固定資産」「無形固定資産」及び「その他」に区分して表示する。なお、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産の状況を明らかにするという目的に鑑み、「流動資産」「固定資産」の区分を行わない。

(2) 用語の定義

- 資産の取得価額は、取得原価を基礎として計上を行う。ただし、適正な対価を 支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とする。
- 資産の取得にあたって国庫支出金(補助金、交付金)や都道府県支出金(補助金等)を財源とした場合でも、支出金相当額を取得価額から控除しない。
- 固定資産の取得価額は当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五一口に準拠して、原則として、当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。
- 減価償却・耐用年数等については、償却資産は、原則として取得年度の翌年度 から毎年度減価償却を行うものとする。減価償却は資産の区分ごとに原則とし て定額法によって行うものとする。
- 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省令第25号)に規定されている耐用年数に従うこととする。
- 固定資産の計上方法については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進 について(平成27年1月23日 総務大臣通知)」の下で整備されている固定 資産台帳をもとにして、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産を計上す る。

(3) 有形固定資産

- 有形固定資産については、1年以上にわたって使用するものであり、かつ原則として取得価額が50万円以上の一般廃棄物処理施設の土地及び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両等を対象とする。
- 有形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて表示する。具体的には、 「土地」「施設設備」「車両等」及び「建設仮勘定」に区分して表示する。
- 減価償却の方法について注記する。

(4)無形固定資産

● 無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて表示する。具体的には、「ソフトウェア」、「その他」に区分して表示する。

- ソフトウェアについては、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用 (過去に遡って算出することが困難な場合、ソフトウェアの制作に要した費用 等の累計)を資産として計上し、その利用期間にわたり償却を行う。なお、将来の費用削減とは無関係なソフトウェアについては、当該年度において費用処理を行う。
- 減価償却の方法について注記する。

(5) その他

● その他は、上記有形固定資産及び無形固定資産以外の資産をいう。

4 負債の部

(1) 総則

- 負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、 ①これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、 または、②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービ ス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいう。
- 負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。
- ただし、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表では、一般廃棄物の処理に関する事業に係る負債の状況を明らかにするという目的に鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」「退職手当引当金」「その他」を区分して表示し、「流動負債」「固定負債」の区分を行わない。

(2)地方債

● 地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、一般廃棄物の処理に関する 事業に係るものをいう。

(3)長期未払金

● 長期未払金は、地方自治法第 214 条に規定する債務負担行為で確定債務と見な されるもの及びその他の確定債務をいう。

(4)退職手当引当金

- 退職手当引当金は、地方公共団体の退職手当引当金のうち、一般廃棄物の処理 に関する事業に従事する職員に係る金額をいう。
- 退職手当引当金は、原則として期末自己都合要支給額により算定する。
- ただし、上記の算定が困難な場合は、現在就業している退職手当給付の対象となる職員に対して支払われる一人当たりの平均退職手当支給額に、退職手当支給の対象となる職員数を乗じた金額を計上するなど、簡易的な方法によることも妨げない。

(5) その他

● その他は、上記以外(賞与等引当金など)の負債をいう。

Ⅱ 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

1 総則

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、一般廃棄物の処理(収集運搬、中間処理(焼却・資源化等)、最終処分(埋め立て))について、対象期間に要した費用を表したもので、一般廃棄物の処理に関する事業に係る経常的な処理原価の状況を把握・分析するための情報として役立てることができる。
- 原価計算書においては、作業部門(収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門)における処理原価を算定し、各作業部門の原価は、生活系・事業系に区分して表示する。

(1)原価計算書の構成

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、作業部門ごとに「人件費」、「物件費等」及び「移転費用」に区分して表示する。
- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、様式第2号のとおりとする。

(2) 各部門における一般廃棄物種類別の費用の計算方法

- 各部門に計上する金額は、原則としてその内容に応じて各部門に計上する。
- 生活系・事業系の区分については、各部門の計上金額が直接把握できる場合は、その金額を計上する。ただし、直接把握することが困難な場合には、各部門別のごみの収集量、搬入量など合理的な基準により按分して計上することができる。

2 処理原価

(1)人件費

- ◆ 人件費は、給料、職員手当等、共済費、報酬、退職給与金等をいう。
- 人件費は、「職員給与費(一般職)」「職員給与費(技能職)」「退職手当引 当金繰入額」「その他」に区分して表示する。

① 職員給与費(一般職)

職員給与費(一般職)は、一般職に係る職員給与費をいう。

【各部門に計上する金額】

● 職員給与費(一般職)は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部 門に按分して計上する。

② 職員給与費(技能職)

● 職員給与費(技能職)は、技能職に係る職員給与費をいう。

【職員給与費(技能職)-収集運搬部門】

● 収集運搬部門の技能職(収集運搬車運転手、整備士、修理士、船舶乗員、船舶整備士、収集作業員等の収集運搬業務に携わる技能士、作業員等)に係る職員給与費をいう。

【職員給与費(技能職)一中間処理部門】

● 中間処理部門の技能職 (クレーン操作者、ピット係員、焼却作業員等中間処理に携わる技能士、作業員等) に係る職員給与費をいう。

【職員給与費(技能職)-最終処分部門】

● 最終処分部門の技能職(埋立地作業員等、最終処分に携わる技能士、作業員 等)に係る職員給与費をいう。

③ 退職手当引当金繰入額

● 退職手当引当金繰入額は、退職手当引当金の当該年度発生額をいう。

【各部門に計上する金額】

● 退職手当引当金繰入額は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部 門に按分して計上する。

4 その他

● その他には、上記職員給与費(技能職・一般職)及び退職手当引当金繰入額以外の人件費(会計年度任用職員に係る人件費、賞与等引当金繰入額など)をいう。

【各部門に計上する金額】

● その他は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計 上する。

(2)物件費等

● 物件費等は、「処理費」「委託費」「減価償却費」「その他」に区分して表示する。

① 処理費

● 処理費は、以下の項目をいう。

【処理費一収集運搬部門】

● 収集運搬費…収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人 件費以外の経費をいう。

【処理費-中間処理部門】

● 中間処理費…処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費 用等の中間処理に係る人件費以外の経費をいう。

【処理費-最終処分部門】

● 最終処分費…埋立地の維持管理費等最終処分に係る人件費以外の経費をい う。

② 委託費

● 委託費は、収集運搬、中間処理(焼却・資源化等)、最終処分(埋め立て) の業務を、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価 として支払われる費用をいう。

【委託費-収集運搬部門】

● 収集運搬に関して他市区町村、自市区町村が所属していない一部事務組合 等、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。

【委託費一中間処理部門】

● 中間処理(施設運転の委託等も含む)に関して他市区町村、自市区町村が所属していない一部事務組合等、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。

【委託費-最終処分部門】

● 最終処分(施設運転の委託等も含む)に関して他市区町村、自市区町村が所属していない一部事務組合等、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。

③ 減価償却費

- 減価償却費は、一定の耐用年数に基づき計算された当該年度の負担となる資産価値減少額をいう。
- 減価償却の対象となる資産は、有形固定資産(土地、建設仮勘定を除く)と 無形固定資産(ソフトウェア等)となる。

【各部門に計上する金額】

● 減価償却費は、その対象資産の使用状況等に応じて、各部門に計上する。

4 その他

● その他は、上記処理費、委託費、減価償却費以外の物件費等をいう。

【各部門に計上する金額】

● その他は、内容に応じて各部門に計上する。

(3)移転費用

- 移転費用は、毎年度経常的に発生する非交換性(非対価性)の支出をいう。
- 移転費用は、「組合分担金等(処理及び維持管理費)」「その他」に区分して 表示する。

① 組合分担金等(処理及び維持管理費)

● 組合分担金等(処理及び維持管理費)は、一般廃棄物の処理に関する事業に 係る「組合分担金」のうち、処理及び維持管理費に係るものをいう。

② その他

● その他は、上記組合分担金等(処理及び維持管理費)以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る移転費用(経常費用)をいう。

Ⅲ 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

1 総則

● 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、一般廃棄物の処理に 関する事業について、対象期間に要した費用及び収益を明らかにするもので、一 般廃棄物の処理に関する事業全体の効率性を把握・分析するための情報として役 立てることができる。

2 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、「経常費用」「経常収益」「経常外費用」及び「経常外収益」に区分して表示する。
- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、様式第3号のとおり とする。
- 費用及び収益は、総額によって表示することを原則とする。

3 経常費用

(1) 総則

- 経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎年度経常的に発生するもの をいう。
- 経常費用は「処理原価」と「管理費用」に区分して表示する。

(2) 処理原価

- 「処理原価」は、原価計算書にて算定された費用をいう。
- 「処理原価」は、「人件費」「物件費等」「移転費用」に区分して表示する。

(3)管理費用

● 「管理費用」は、啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の 管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理 業・施設の許可業務に係る費用をいう。 ● 「管理費用」は、「人件費」「物件費等」「移転費用」「その他管理費用」に 区分して表示する。

① 人件費

- 収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない管理部門に係る「人件費」をいう。
- 「職員給与費」「退職手当引当金繰入額」「その他」の人件費をいう。

② 物件費等

● 収集運搬、中間処理及び最終処分に属さない管理部門に係る「委託費」「減 価償却費」「その他」の物件費等をいう。

③ 移転費用

● 毎年度経常的に発生する非交換性(非対価性)の支出のうち、収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない「組合分担金等(処理及び維持管理費)」「その他」の移転費用をいう。

④ その他管理費用

- その他管理費用は、「支払利息」等の収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない上記人件費、物件費等、移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業のその他の管理費用をいう。
- 支払利息は、利息負担金額のうち、地方公共団体が発行している一般廃棄物の処理に関する事業に係る地方債等に係るもの及び、他の団体・金融機関からの借入金に係る利息負担金額をいう。

4 経常収益

(1) 総則

- 経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎年度経常的に発生するもの をいう。
- 経常収益は、「使用料及び手数料」「補助金等収入」「その他」に区分して表示する。

(2) 使用料及び手数料

- 使用料及び手数料は、地方公共団体が、その活動として一定の財・サービスを 提供する場合に、当該財・サービスの対価として、使用料・手数料の形態で徴 収する金銭をいい、一般廃棄物の処理に関する事業に係る使用料・手数料をい う。
- 使用料及び手数料は、「指定袋・シール等販売収入」「直接搬入ごみ手数料」 「その他」に区分して表示する。

① 指定袋・シール等販売収入

● 指定袋・シール等販売収入は、一般廃棄物の処理に係る指定袋・シール等の 販売収入をいう。

② 直接搬入ごみ手数料

● 直接搬入ごみ手数料収入は、生活系直接搬入ごみの手数料収入、事業系直接 搬入ごみ手数料収入、近隣市町村からの作業委託収入をいう。

③ その他

● その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の一般 廃棄物の処理に関する事業に係る使用料及び手数料をいう。

(3)補助金等収入

- 補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から経常的に支払われるものをいう。
- 補助金等収入は、「国県等支出金(運営費補助金等)」「[一部事務組合等]市 町村分担金(処理及び維持管理費)」「その他」に区分して表示する。

① 国県等支出金 (運営費補助金等)

● 国県等支出金(運営費補助金等)は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い 経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国 や都道府県から経常的に支払われるものをいう。

② [一部事務組合等]市区町村分担金(処理及び維持管理費)

● 一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が 発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区町村 から経常的に支払われる分担金をいう。

③ その他

● その他は、上記運営費補助金等収入、[一部事務組合等]市区町村分担金(処理及び維持管理費)以外の補助金等収入をいう。

(4) その他

- その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る経常収入をいう。
- その他は、「資源物等売却収入」「売電等収入」「その他」に区分して表示する。

① 資源物等売却収入

● 資源物等売却収入は、資源物等の売却収入をいう。

② 売電等収入

● 売電等収入は、発電設備を有している場合の電力会社等への余剰電力の売却 収入をいう。

③ その他

● その他は、上記資源物等売却収入、売電等収入以外のその他の経常収入をいう。

5 経常外費用

(1) 総則

- 経常外費用は、費用の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。
- 経常外費用は、「移転費用」「その他」に区分して表示する。

(2)移転費用

- 移転費用は、非経常的に発生する非交換性(非対価性)の支出をいう。
- 移転費用は、「組合分担金等(建設・改良費)」「その他」に区分して表示する。

① 組合分担金等(建設・改良費)

● 組合分担金等(建設・改良費)は、一般廃棄物処理施設の整備に係る経費 (資産形成を伴うもの)のうち、一般廃棄物の処理に関する事業に係る一部 事務組合等への負担金をいう。

② その他

● その他は、上記組合分担金等以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る移 転費用(経常外費用)をいう。

(3) その他

- その他は、上記移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係るその他の 経常外費用をいう。
- その他は「災害廃棄物処理事業経費」「資産除売却損」「その他」に区分して 表示する。

① 災害廃棄物処理事業経費

● 災害廃棄物処理事業経費は、災害廃棄物処理について国庫補助金交付要綱の 適用を受けたもの等、何らかの補助を受けた事業に係る経費をいう。

② 資産除売却損

● 資産除売却損は、資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び 除却した資産の除却時の帳簿価額をいう。

③ その他

● その他は、上記災害廃棄物処理事業経費、資産除売却損以外の経常外費用をいう。

6 経常外収益

(1) 総則

- 経常外収益は、収益の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。
- 経常外収益は、「施設整備補助金等収入」「その他」に区分して表示する。

(2) 施設整備補助金等収入

- 施設整備補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から非 経常的に支払われるものをいう。
- 施設整備補助金等収入は、「国県等支出金(施設整備補助金)」「[一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費)」「その他」に区分して表示する。

① 国県等支出金 (施設整備補助金)

● 国県等支出金(施設整備補助金)は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る 施設整備に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入 の形態で国や都道府県から非経常的に支払われるものをいう。

② [一部事務組合等]市区町村分担金 (建設・改良費)

● 一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い施設整備費 用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区 町村から非経常的に支払われる分担金をいう。

③ その他

● その他は、上記国県等支出金(施設整備補助金)、市区町村分担金(建設・ 改良費)以外の施設整備に係る補助金をいう。

(3) その他

- その他は、上記以外の一般廃棄物の処理に関する事業に伴う経常外収益をいう。
- その他は、「災害廃棄物処理事業収益」「資産売却益」「その他」に区分して 表示する。

① 災害廃棄物処理事業収益

● 災害廃棄物処理事業収益は、災害廃棄物処理について国庫補助金交付要綱の 適用を受けたものや東京電力の賠償等、何らかの補助を受けた事業に係る収 益をいう。

② 資産売却益

● 資産売却益は、資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額をい う。

③ その他

● その他は、上記災害廃棄物処理事業収益、資産売却益以外の経常外収益をいう。

Ⅳ 注記

1 財務書類の作成方針

● 一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類を作成するにあたっての、財務書類の作成方針を記載する。

2 重要な会計方針の変更

- 重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次 に記載しなければならない。
 - ① 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更した場合には、その旨

3 重要な後発事象

- 会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で翌年度以降の一般 廃棄物の処理に関する事業の財務状況等に影響を及ぼす後発事象の内、次に掲げ るものを記載する。
 - ① 重大な災害等の発生
 - ② その他重要な後発事象

4 追加情報

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト分析及び 評価のための内容を理解するために必要と認められる次の事項を記載する。
 - ① 3Rに係る先進的な取組事例
 - ② 循環型社会の形成に資する施設の整備状況
 - ③ 場外余熱等利用施設の状況

5 その他特記事項

● その他必要に応じて、循環型社会形成推進に関する財務情報・非財務情報を追加 して記載する。

(例)

- ・有害物質・処理困難物に係る事故発生時の対応費用 (火災時の事故を終息させるための費用、修理費用)
- 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等
- ・リチウムイオン電池の処理等に関する事項
- ・啓発活動に関する事項
- ・その他

様式

様式第1号	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表
様式第2号	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書
様式第3号	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書
様式第4号	一般廃棄物の処理に関する事業に係る注記

【様式第1号】

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表

(令和〇〇年3月31日現在)

(単位:円)

[資産の部]	(単位:口)
1 有形固定資産	,
(1)土地 (2) 按导导从供	(
(2)施設設備 ① 取得価額 XXX	
	(
(3)車両等	`
① 取得価額 XXX	
② 減価償却累計額 <u>△XXX</u> XX)	
(4)建設仮勘定 XXX	
有形固定資産合計	XXX
 2 無形固定資産	
	(
(2) その他 <u>XXX</u>	
無形固定資産合計	XXX
3 その他	XXX
	XXX
資 産 合 計 a	XXX
_ 1 地方債	XXX
2 長期未払金	XXX
 3 退職手当引当金	XXX
3 医椒ナヨガヨ並	
4 その他	XXX
負 債 合 計 b	XXX
	WWW
	XXX

(単位:円) 最終処分(埋め立て) 生活系 事業を 【様式第2号】 中間処理(焼却・資源化等) 生活系 | 事業系 | 小計 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書 自 今和OO年4月1日 至 令和OO年3月31日 小計 収集運搬 事業系 生活系 総額 疝 (%) 揪 移転費用 (1)組合分担金等(処理及び維持管理費) (2)その他 ŲΠ 沿 盂 価権 (2) 職員給与費(技能職) (3) 退職手当引当金繰入額 (4) その他 < (一般職) 人件費 (1) 職員給与費(迺 (2) 委託費 (3) 減価償却費 (4) その他 物件費等 (1) 処理費 【処理原価】 田

. თ

処

一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

自 令和〇〇年4月 1 日 至 令和〇〇年3月31日

【経常費用】 1. 処理原価 (1) 上世書	<u>i</u>)	单位:円)
(1) 1 供惠	,	
(1) 人件費	XXX	
(2) 物件費等	XXX	
(3) 移転費用	XXX	
合計	AAA	XXX
2. 管理費用	ll	
(1) 人件費	VVV	
(2)物件費等	XXX	
(3)移転費用	XXX	
(4) その他管理費用	XXX	
合計		XXX
経常行政コスト a		XXX
	<u> </u>	
【経常収益】		
1. 使用料及び手数料		
(1) 指定袋・シール等販売収入	XXX	
(2) 直接搬入ごみ手数料	XXX	
(3) その他	XXX	
	۸۸۸	XXX
<u>合計</u>		۸۸/
2. 補助金等収入	ww	
(1) 国県等支出金(運営費補助金等)	XXX	
(2) [一部事務組合等]市区町村分担金(処理及び維持管理費)	XXX	
(3) その他	XXX	
合計		XXX
3. その他		700
	VVV	
(1) 資源物等売却収入	XXX	
(2) 売電等収入	XXX	
(3) その他	XXX	
合計		XXX
経 常 収 益 合 計 b		XXX
	<u> </u>	
(差 引) 純 経 堂 行 政 コ ス ト		XXX
(差 引) 純 経 常 行 政 コ ス ト		XXX
		XXX
【経常外費用】		XXX
【経常外費用】 1. 移転費用		XXX
【経常外費用】	XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用	XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1) 組合分担金等(建設・改良費) (2) その他		
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計		
【経常外費用】 1. 移転費用 (1) 組合分担金等(建設・改良費) (2) その他 合計	XXX	
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業経費	XXX	
【経常外費用】 1. 移転費用 (1) 組合分担金等(建設・改良費) (2) その他 合計 2. その他 (1) 災害廃棄物処理事業経費 (2) 資産除売却損	XXX XXX XXX	
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他	XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計	XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計 合計	XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計	XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1) 組合分担金等(建設・改良費) (2) その他 合計 2. その他 (1) 災害廃棄物処理事業経費 (2) 資産除売却損 (3) その他 合計 経 常 外 費 用 合計	XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計 経 常 外 費 用 合 計 【経常外収益】	XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計 経 常 外 費 用 合 計 【経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入	XXX XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計 経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1) 国県等支出金(施設整備補助金)	XXX XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1) 組合分担金等(建設・改良費) (2) その他 合計 2. その他 (1) 災害廃棄物処理事業経費 (2) 資産除売却損 (3) その他 合計 経 常 外 費 用 合 計 【経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1) 国県等支出金(施設整備補助金) (2) [一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費)	XXX XXX XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計 経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1) 国県等支出金(施設整備補助金) (2) [一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費) (3)その他	XXX XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1) 組合分担金等(建設・改良費) (2) その他 合計 2. その他 (1) 災害廃棄物処理事業経費 (2) 資産除売却損 (3) その他 合計 経 常 外 費 用 合 計 【経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1) 国県等支出金(施設整備補助金) (2) [一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費)	XXX XXX XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計 経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1)国県等支出金(施設整備補助金) (2)[一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費) (3)その他	XXX XXX XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計 経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1)国県等支出金(施設整備補助金) (2)[一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費) (3)その他 合計 2. その他	XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計 経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1)国県等支出金(施設整備補助金) (2)[一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費) (3)その他 合計 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業収益	XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計 経 常 外 費 用 合 計 【経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1)国県等支出金(施設整備補助金) (2)[一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費) (3)その他 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業収益 (2)資産売却益	XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1) 組合分担金等(建設・改良費) (2) その他 (1) 災害廃棄物処理事業経費 (2) 資産除売却損 (3) その他 合計 経 常 外 費 用 合 計 【経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1) 国県等支出金(施設整備補助金) (2) [一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費) (3) その他 2. その他 (1) 災害廃棄物処理事業収益 (2) 資産売却益 (3) その他	XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX	XXX XXX XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1) 組合分担金等(建設・改良費) (2) その他 (1) 災害廃棄物処理事業経費 (2) 資産除売却損 (3) その他 合計 経 常 外 費 用 合 計 【経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1) 国県等支出金(施設整備補助金) (2) [一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費) (3) その他 2. その他 (1) 災害廃棄物処理事業収益 (2) 資産売却益 (3) その他	XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX	XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1)組合分担金等(建設・改良費) (2)その他 合計 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業経費 (2)資産除売却損 (3)その他 合計 経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1) 国県等支出金(施設整備補助金) (2) [一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費) (3)その他 2. その他 (1)災害廃棄物処理事業収益 (2)資産売却益 (3)その他	XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX	XXX XXX XXX
【経常外費用】 1. 移転費用 (1) 組合分担金等(建設・改良費) (2) その他 (1) 災害廃棄物処理事業経費 (2) 資産除売却損 (3) その他 合計 経 常 外 費 用 合 計 【経常外収益】 1. 施設整備補助金等収入 (1) 国県等支出金(施設整備補助金) (2) [一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費) (3) その他 2. その他 (1) 災害廃棄物処理事業収益 (2) 資産売却益 (3) その他 合計	XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX	XXXX

【様式第4号】

財務書類の作成方針

(1) 財務書類の作成方針

(改訂) 一般廃棄物会計基準に基づき、財務書類を作成しています。

Ⅱ. 重要な会計方針の変更等

- (1)会計方針の変更
- (2)表示方法の変更

Ⅲ. 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
- (2)組織・機構の大幅な変更
- (3) 重大な災害等の発生

Ⅳ. 追加情報

- (1) 3 Rに係る先進的な取り組み事例
- (2) 循環型社会の形成に資する施設の整備状況

(単位:千円)

				(平位・111)
事業名	施設区分	竣工年度	総事業費	左記の内、 国庫支出金及び 都道府県支出金

(3)場外余熱等利用施設の状況

施設名	利用内容	余熱等供給形態
〇〇クリーンセンター	〇〇温浴施設、〇〇温水プール	蒸気、高温水
△△清掃工場	市民センター、△△老人福祉施設	高温水

Ⅴ. その他特記事項

- (1) その他有害物質・処理困難物に係る事故時の対応費用(火災時の事故を終息させるための費用、修理費用)
- (2) 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等
- (3) リチウムイオン電池の処理等に関する事項
- (4) 啓発活動に関する事項
- (5) その他

<参考資料2>

(改訂) 一般廃棄物会計基準(案) 新旧対照表

(改訂) 一般廃棄物会計基準(案)

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
はじめに	廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上	はじめに	廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上
	や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していること		や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していること
	を踏まえ、今後、我が国全体として、3R(リデュース		を踏まえ、今後、我が国全体として、3R(リデュース
	(Reduce:発生抑制)、リユース (Reuse:再使用)、リサイク		(Reduce:発生抑制)、リユース (Reuse:再使用)、リサイク
	ル (Recycle:再生利用・エネルギー利用) に重点を置いた最		ル (Recycle:再生利用・エネルギー利用)) に重点を置いた最
	適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。		適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。
	このような背景から、平成17年2月14日に中央環境審議会		このような背景から、平成17年2月14日に中央環境審議会が意見
	が意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄		具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理
	物処理の在り方について」(以下「意見具申」という。)をと		の在り方について」(以下「意見具申」という。)をとりまと
	りまとめ、循環型社会の形成を目指して、市町村が進めるべき		め、循環型社会の形成を目指して、市町村が進めるべき一般廃
	一般廃棄物処理の在り方と国の関与の在り方について提言を行		棄物処理の在り方と国の関与の在り方について提言を行った。
	った。これを受け、政府では、廃棄物処理法第5条の2第1項		これを受け、政府では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基
	の規定に基づき定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に		づき定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策
	関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方		の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成
	針」(平成13年5月7日環境省告示第34号)(以下「基本		13年5月7日環境省告示第34号)(以下「基本方針」という。)
	方針」という。)を平成17年5月に改正した。		を平成17年5月に改正した。
	音見目申及び基本方針では、3R推進のために取るべき具体的		音見目申及び基本方針では、3R推進のために取るべき具体的な
	な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の		施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基
	基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの		礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必
	必要性等を説明するための情報として、市町村による一般廃棄		要性等を説明するための情報として、市町村による一般廃棄物
	物の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社		の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社会
	会経済的に効率的な事業となるよう努めることとされている。		経済的に効率的な事業となるよう努めることとされている。一
	一方、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法		方、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析方法に
	については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町		ついては統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	村においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされている。		においてもコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析手法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされている。
	このような背景のもと、環境省では基本方針に定める国の役割を果たすため、平成17年度から2年間にわたり、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析の標準的手法について検討を行った。		一般廃棄物会計基準(以下「現行会計基準」という。)は、市区町村 (一部事務組合・広域連合を含む) (以下「地方公共団体」という。)の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、平成19年6月に自治体の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインの一つとして会計基準をとりまとめ、公表したものである。
			地方公共団体では、生産年齢人口等の減少により廃棄物処理の担い手不足や低密度化に伴う非効率化が懸念されるほか、財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっている。このことから、平成31年3月に循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加したところである。
			これを受け、基本方針に定める国の役割を果たすため、改めて 地方公共団体において、より一層、一般廃棄物の処理に関する 事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコス ト分析を推進すべきとの観点から標準的手法について検討を行 い、現行会計基準を改訂するに至った。 「(改訂) 一般廃棄物会計基準」は、地方公共団体において、

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
			一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把握、コスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき助言するものである。
	「一般廃棄物会計基準」は、市町村において、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析及び評価を行い、その能率的な運営に努めるよう地方自治法第245 条の4に基づき助言するものである。		
		第一章	一般廃棄物会計基準財務書類作成の基本事項
1.1	地方公共団体の経営を進めるためには、内部管理強化と外部へ	I	地方公共団体が自らの経営を行うためには、内部管理強化と外
一般廃棄物	のわかりやすい財務情報の開示が重要であり、公会計制度の整備が加古公中団体にないアナーサスにカアにストレスをある	一般廃棄物	部へのわかりやすい財務情報の開示が重要であり、公会計制度の整備が始上が井田休けないて進められているといるといると
大計番年の意義	聞かれ方式共団件において99の24にいるここのである。 市町村が実施する一般廃棄物の処理を行う事業及び一般廃棄物	カゴ 本 中の 高 義	の登価が地方公共団体において歴められているとこのである。 地方公共団体が実施する一般廃棄物の処理を行う事業及び一般
	の処理を円滑に実施するための各種施策(以下、「一般廃棄物		廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策(以下、「一般
	の処理に関する事業」という。)についても公会計制度の対象		廃棄物の処理に関する事業」という。)についても公会計制度
	に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事務・事		の対象に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事
	業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業		務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関す
	のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、		る事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うこ
	事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、		とは、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把
	事業の効率化を図るとともに、住民や事業者に事業の理解を得		握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者に事業の理
	るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築		解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会
	に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体		の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべ
	的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討		き具体的な施策や施設整備を含めた処理システムの最適化等の
	の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を		検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性
	説明するための情報としても、市町村による一般廃棄物の処理		等を説明するための情報としても、地方公共団体による一般廃
	に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことが求められて		棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことが
	いる。		求められている。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	一般廃棄物会計基準は、上記のような観点から一般廃棄物会計 の整備を進めていくため、費用分析の対象となる費目の定義や 費用等の配賦方法、減価償却方法等について標準的な分析手法 を定めるものである。一般廃棄物会計基準を活用することによ り市町村が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計につ いて客観的に把握することが可能となることを目指している。		一般廃棄物会計基準は、上記のような観点から地方公共団体の一般廃棄物処理事業の3R化を進めていくため、事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト等について標準的な分析手法を定めるものである。その上で、一般廃棄物会計基準を活用することにより地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握することが可能となることを目指している。
1.2 作成主体	財務書類の作成主体は、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)とする。	II 作成主体	財務書類の作成主体は、一般廃棄物の処理に関する事業を行う地 方公共団体とする。
1.3 財務書類の 作成目的	・市町村において、一般廃棄物会計に係る財務書類を作成する目的は、情報利用者が意志決定を行うに当たり、有用な情報を提供することにある。・また、この財務書類を作成する目的は、市町村が情報利用者に対してその責任を会計的に明らかにするということ「パブリック・アカウンタビリティ(公的説明責任)」にある。	II 財務書類の 作成目的	地方公共団体において、一般廃棄物の処理に関する事業に係る 財務書類を作成する目的は、情報利用者が意思決定を行うに当 たり、有用な情報を提供することにある。 また、この財務書類を作成する目的は、地方公共団体が情報利用 者に対してその責任を会計的に明らかにするということ「パブリ ック・アカウンタビリティ(公的説明責任)」にある。
1.4 財務書類の 一般原則	・一般廃棄物会計の一般原則は、以下の2つに分類される。	IV 財務書類の 一般原則	
1		1 理解可能性 の原則	理解可能性の原則とは、地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類が、会計の専門知識を有しない一般の住民にとって、できるだけ簡潔にわかりやすく作成され、理解できるものとなっているかを意味する。
1.4.1 目的適合性 の原則	目的適合性の原則とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る 財務書類が情報利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味 する。目的適合性の有無を判断するためには、2①情報利用者が 事後的に市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務情 報を評価することに役立つか(事後的評価可能性)、②情報利	2 目的適合性 の原則	目的適合性の原則とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る 財務書類が情報利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味 する。目的適合性の有無を判断するためには、①情報利用者が 事後的に地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る 財務情報を評価することに役立つか(事後的評価可能性)、②

用者が市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財政状態 等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか (予測・シミュレーションで指し、、③財務書類が遅延なく作 成されているか(適時性)という点等が考慮されるべきであ る。 信頼性の原則とは、市町村における一般廃棄物の処理に関する 付信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。信頼性 の有無を判断するためには、①財務情報が取引事象の法律的形 式よりもその実質と経済実態を反映しているか(実質優先主 義)、②情報利用者の意志決定を歪めることはないか(中立 性)、③財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか(表示の忠実性)という点が考慮されるべきであ る。 との他の一般原則としては、①財務情報に省略または誤表示が 会の他の一。 会にの他の一般原則としては、①財務情報に省略または誤表示が 会の他の一。 表示の地実性)という点が考慮されるべきであ る。 もかば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省 をの他の一。 を示の地の一部原則としては、①財務情報に省略または観音の治 をの他の一。 を正しては、①財務情報に省略または観音をのとなる。 をの他の一を原則としては、①財務情報に名略または観音が多さまるが、(重要性)、②財務情報が 会計期間または他の市町村との間で比較し得るものか(比較可 能性)という点等が考慮されるべきである。	田子と 車 楽 1 友 と 日 中 中 県		
成されているか (適時性) という点等る。			情報利用者が地方公共団体の一般廃棄物の処理に関する事業に係る財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役さっか(予測・シミュレーション可能性) ③財務書類
の原 事業に係る財務書類の目的を達成すけ信頼に値する正確性と真実性を有い信頼に値する正確性と真実性を有の有無を判断するためには、①財務式よりもその実質と経済実態を反映義)、②情報利用者の意志決定を歪性)、③財務書類の表示が取引事象っているか(表示の忠実性)というる。 されば情報利用者の意思決定に影響略または誤表示ならば許容し得るか会計期間または他の市町村との間で急計期間または他の市町村との間で能性)という点等が考慮されるべき	、鎌、		こになせっか、いぬ・ハ・ユ・・・コ・コに正)、シがが自然が遅延なく作成されているか(適時性)という点等が考慮されるべきである
の原 事業に係る財務書類の目的を達成すけ信頼に値する正確性と真実性を有の有無を判断するためには、①財務式よりもその実質と経済実態を反映義)、②情報利用者の意志決定を歪性)、③財務書類の田実性)というる。 その他の一般原則としては、①財務の一般がごけば報利用者の意思決定に影響略または誤表示ならば許容し得るか会計期間または他の市町村との間で能性)という点等が考慮されるべき	ける一般廃棄物の処理に関する	3	* ここのでである。 信頼性の原則とは、地方公共団体における一般廃棄物の処理に
け信頼に値する正確性と真実性を有の有無を判断するためには、①財務式よりもその実質と経済実態を反映義)、②情報利用者の意志決定を歪性)、③財務書類の表示が取引事象っているか(表示の忠実性)というる。	試する上で、その情報がどれだ	信頼性の原	関する事業に係る財務書類の目的を達成する上で、その情報が
の有無を判断するためには、①財務 式よりもその実質と経済実態を反映 義)、②情報利用者の意志決定を歪性)、③財務書類の表示が取引事象 っているか(表示の忠実性)という る。 その他の一般原則としては、①財務 略または誤表示ならば許容し得るか 会計期間または他の市町村との間で 能性)という点等が考慮されるべき	を有するかを意味する。信頼性	則	どれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。
 地よりもこの天貞と店舗不添む人が表別、②情報利用者の意志決定を歪性)、③財務書類の表示が取引事象っているか(表示の忠実性)というる。 その他の一般原則としては、①財務をつかば情報利用者の意思決定に影響略または誤表示ならば許容し得るか会計期間または他の市町村との間で能性)という点等が考慮されるべき能性)という点等が考慮されるべき)財務情報が取引事象の法律的形 :Fm 1 アハスか (宇密傷失士		信頼性の有無を判断するためには、①財務情報が取引事象の法律的歌書よれまるの事館と終決事能を同味しているが、「生館傷
性)、③財務書類の表示が取引事象 っているか(表示の忠実性)という る。 その他の一般原則としては、①財務 みれば情報利用者の意思決定に影響 略または誤表示ならば許容し得るか 会計期間または他の市町村との間で 能性)という点等が考慮されるべき	次のこと。)、(大貞を九二) (を歪めることはないか)(中立		〒エカククインスよっとこの天真に雇用大阪さんがいて、『シルー、天真図先主義)、②情報利用者の意思決定を歪めることはないか(中
	事象を忠実に反映するものとな		立性)、③財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものと
5。 その他の一般原則としては、①財務 の一 あれば情報利用者の意思決定に影響 略または誤表示ならば許容し得るか 会計期間または他の市町村との間で 能性)という点等が考慮されるべき	いう点が考慮されるべきであ		なっているか(表示の忠実性)という点が考慮されるべきであ
 その他の一般原則としては、①財務 めれば情報利用者の意思決定に影響 略または誤表示ならば許容し得るか会計期間または他の市町村との間で 能性)という点等が考慮されるべき 			Z.,
1 6)財務情報に省略または誤表示が	4	その他の一般原則としては、①財務情報に省略または誤表示があ
	-影響を及ぼすが、どの程度の省	その他の一	れば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省略ま
会計期間または他の市町村との間で比較し、 能性)という点等が考慮されるべきである。	よるか (重要性)、②財務情報が	般原則	たは誤表示ならば許容し得るか(重要性)、②財務情報が会計期
能性)という点等が考慮されるべきである。	間で比較し得るものか (比較可		間または他の地方公共団体との間で比較し得るものか (比較可能
	、くまである。		性)という点等が考慮されるべきである。
			なお、地方公共団体の財務書類は、すべての情報を含んでいなけ
			ればならないという原則(完全性の原則)については、一般廃棄
			物の処理に関する事業に係る予算編成等の政策形成上の意思決
			定を住民の利益に合致させる観点から、本基準では、一般廃棄物
			の処理に関する事業に係るストック情報(ある一時点の財産残
			高)を網羅していることを意味する。
1.5 一般廃棄物会計に係る財務書類の構成は、	頃の構成は、一般廃棄物の処理に	Λ	一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類の構成は、一般廃
財務書類の関する事業に係る原価計算書(以下、「原	(以下、「原価計算書」と示す場	財務書類の	棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表、一般廃棄物の
構成 合もある。)、一般廃棄物の処理に関する。	理に関する事業に係る行政コス	構成	処理に関する事業に係る原価計算書、一般廃棄物の処理に関する

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	ト計算書、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一 覧とする。		事業に係る行政コスト計算書とする。
1.6 作成の基礎	財務書類は、市町村の決算及び公有財産台帳における計数を基礎として作成する。	VI 作成の基礎	財務書類は、地方公共団体の決算及び公有財産台帳、固定資産台帳における計数を基礎として作成する。 田中か立とは、 田中かかま っ のたね シット はいい コンティン
となる計数		となる計数	固定資産台帳は、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯をその資産ごとに管理するための帳簿であり、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものとして、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について(平成27年1月23日 総務大臣通知)」の下で、全ての地方公共団体において作成することが求められているものである。
1.7 対象期間	財務書類の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1か年とする。	VII 対象期間	財務書類の対象期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1か年(出納整理期間中における取引を含む)とする。
1.8 対象とする	市町村が行う一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象とする。	VⅢ 対象とする	地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業全般を対象 とする。
一般廃棄物	なお、本基準でいう一般廃棄物には、し尿は含まず、家庭系一************************************	一般廃棄物	なお、本基準でいう一般廃棄物には、し尿は含まず、生活系一 ************************************
の処理に関する事業	般廃棄物及び事業系一般廃棄物を対象とする。「一般廃棄物と 併せて処理することができる産業廃棄物」については、本基準 の対象外である。	の処理に関する事業	般廃棄物及び事業系一般廃棄物を対象とし、一般廃棄物と併せ て処理することができる産業廃棄物については、原則として本 基準の対象外とする。
	また、直接搬入ごみについては、直接搬入以降が一般廃棄物の 処理に関する事業の対象となる。		また、直接搬入ごみについては、直接搬入以降が一般廃棄物の 処理に関する事業の対象となる。
1.9 連結の手法	市町村(組合を除く)が構成団体として加入する一部事務組合等の場合は、当該構成団体の連結対象とする。	IX 連結の手法	市町村(特別区を含む)が構成団体として加入する一部事務組合等と、当該構成団体の連結は行わない。
	組合との連結の手法については、各構成団体の経費負担割合に 応じた比例連結とし、補足情報として経費負担割合で比例連結 したこと等を注記する。また、組合に対する経費の負担割合が 重要でないものは、連結の範囲に含めないことができることと し、この場合にもその旨を注記する。連結を行う場合、市町村		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	は組合負担金については、入力しない。 ただし、上記の算定ができない場合については、委託業務と同 様の扱いとし、市町村(組合を除く)は組合負担金を入力す る。		
1		X 本基準の位 置づけ	本基準は、必要に応じて随時改善を重ねていくこととする。なお、 本基準は、各地方公共団体がそれぞれの創意と工夫により、住民 等への説明責任や環境行政に資する財務書類の作成や原価計算 の実施を妨げるものではない。
1.10 他の会計と の関係		XI 他の会計と の関係	
1.10.1 新地方公会 計制度研究 会報告書に 準拠してい る点	以下の点については、総務省が設置する新地方公会計制度研究会がとりまとめた「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月)に基本的に準拠している。 - 資産・負債の定義、区分 - 費用・収益の定義、区分 - 減価償却の方法、対象 - 連結の手法	1 1 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	以下の点については、総務省による「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月)、及び統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改訂)に基本的に準拠している。 - 資産・負債の定義、区分 - 費用・収益の定義、区分 - 黄価償却の方法、対象
1. 10. 2 環境会計ガ イドライン との関係	市町村が環境省による「環境会計ガイドライン2005 年版」(平成17年2月)に基づいて環境会計を実施している場合、以下に示す関係にある。 - 事業エリア内コストの資源循環コストのうち「一般廃棄物のリサイクル等のためのコスト」及び「一般廃棄物の処理・処分のためのコスト」は、原価計算書の作業部門の費用に該当する。 - 管理活動コストのうち、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用が、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用が、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用が、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用が、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用が、一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の管理部門の経常費用「その他の一	ı	

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	般廃棄物の処理に関する事業に係る費用」に該当する。 - 環境保全対策に伴う経済効果の実質的効果の収益のうち、リ サイクルによる有価物の売却収入は、原価計算書の「資源売却 収入」に該当する。		
1.11 用語の定義		I	1
1.11.1 一般廃棄物 関連の用語		1	I
1. 11. 1. 1	一般廃棄物の担当部門を、作業部門(収集運搬・中間処理・最終	IIX	一般廃棄物の処理に関する事業の担当部門を、作業部門、管理
一般廃棄物	処分・資源化)と管理部門に区分する。	担当部門の	部門に区分する。
の担当部門	各部門の定義は以下のとおりである。	定義	各部門の定義は以下のとおりである。
	【作業部門】		[作業部門]
	・収集運搬部門…収集運搬とは、回収拠点等から一般廃棄物を中		・収集運搬部門…収集運搬業務を担う部門。収集運搬とは、回収
	間処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを指す。管		拠点等から一般廃棄物を中間処理施設・資源化施設等まで収集
	路収集運搬を含む。		し、運搬することを指す。管路収集運搬、指定袋やシール等の製
	収集運搬業務を担う部門を収集運搬部門という。		造を含む。
	・中間処理部門…中間処理とは、焼却(溶融・スラグ化を含む。		・中間処理部門…中間処理とは、焼却(溶融・スラグ化を含む。
	発電・熱利用を含む。)、ごみ固形燃料化、資源化を目的としない		発電・熱利用を含む。)、ごみ固形燃料化、資源化、埋立処分のた
	埋立処分のための破砕、減容化等を指す。中間処理業務に加え、		めの破砕、減容化等を指す。中間処理業務に加え、中間処理後の
	中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中		一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資
	間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う		源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を中間処
	部門を中間処理部門という。		理部門という。資源化とは、廃棄物を再生利用するために必要な
	・最終処分部門…最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残さ、処		選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオ
	理残さの埋立処分を指す。		マスのメタン化等を含む。
	最終処分業務を担う部門を最終処分部門という。		・最終処分部門…最終処分業務を担う部門。最終処分とは、燃や
	・資源化部門…資源化とは、廃棄物を再生利用するために必要な		さないごみ、焼却残さ、処理残さの埋立処分を指す。埋立地の維
	選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオ		持管理等を含む

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	マスのメタン化等を含む。処理工程との一体性から焼却処理に伴う焼却残さのスラグ化等再生利用や、廃棄物発電は資源化部門ではなく中間処理部門とする。資源化業務に加え、資源化後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び資源化後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を資源化部門という。 【管理部門】		【管理部門】 ・管理部門・作業部門の管理業務を行う部門。作業部門の管理とは、啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務等を指す。
	1.11.1.2 焼却残さ埋立量 焼却残さ埋立量とは、中間処理(焼却)の後、最終処分場へ搬 送される一般廃棄物の重量を指す。 1.11.1.3 残さ焼却量 残さ焼却量とは、中間処理(焼却以外)あるいは資源化の後、 中間処理(焼却) 施設へ搬送される一般廃棄物の重量を指す。 1.11.1.4 処理残さ埋立量 処理残さ埋立量とは、中間処理(焼却以外)あるいは資源化の 後、最終処分場へ搬送される一般廃棄物の重量を指す。 1.11.1.5 資源化量 資源化量とは、中間処理あるいは資源化の後、資源回収業者へ 引き渡される一般廃棄物を収集運搬する際に同じ車両に同時 に積載区分とは、一般廃棄物を収集運搬する際に同じ車両に同時 に積載区分とは、一般廃棄物種類の組合せを指す。 1.11.1.6 積載区分別の~収集運搬時間 積載区分別の~収集運搬時間は、当該積載区分の年間出動時間 に乗車人数を乗じて算出する。 1.11.1.8 収集運搬時間は、当該積載区分の年間出動時間 に乗車人数を乗じて算出する。 1.11.1.8 収集運搬時間は、当該積載区分の年間出動時間	-	
	収集運搬量とは、収集運搬した一般廃棄物の重量を指す。		

§ 項目 項目 一般廃棄物会計基準	とは、事業系直接搬入ごみの 5最小の単位を指す。 受託収入を把握することがで 受託回収において、市町村が より関与しているものを指 当す。 (は減損、または負債の発生 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
(現行) 一般廃棄物会計基準	事業系直接搬入ごみの手数料区分とは、事業系直接搬入ごみの手数料収入を把握することができる最小の単位を指す。 1.11.118 受託区分 受託区分とは、近隣市町村からの受託収入を把握することができる最小の単位を指す。 2.11.1.19 集団回収 集団回収 集団回収とは、市民団体等による資源回収において、市町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものを指す。 1.11.1.20 直接搬入 直接機入とは、住民や事業者が市町村の一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を直接特ち込むことを指す。 1.11.2.1 費用 費用とは、①一会計期間中における活動の成果を生み出すための努力として、②資産の流出もしくは減損、または負債の発生の形による経済的便益またはサービス供給能力の減少であって、③会計主体の所有者以外との取引その他事象から生ずる純資産の減少原因をいう。 なお、固定資産形成や長期金融資産への資本的支出は、費用として計上されない。 1.11.2.2 収益 収益とは、①一会計期間中における活動の成果として、②資産の流入もしくは増加、または負債の減少の形による経済的便益またはは増加、または負債の減少の形による経済的便益または、近一会計期間中における活動の成果として、②資産の流入もしくは増加、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス供給能力の増加であって、③会計主体の所有者以外との取引その他事象から生ずる純資産の増加原因をいう。 1.11.2.3 資産	
項目		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または、当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的サービス提供能力を伴うものをいう。 1.11.2.4 負債 領債	I	
ı	I	第二章	一般廃棄物会計基準財務書類の作成要領
1	_	I	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表
1.5.3	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整	1	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表は、一般
一般廃棄物	理して表したもので、当該資産及び負債を把握し管理すること	総則	廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理し
の処理に関	で、資産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な実施な		て表したもので、当該資産及び負債を把握し管理することで、資
する事業に	どに役立てることができる。		産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立
係る資産・			てることができる。
A頂 鬼 441	一部廃棄物の処理に関する事業に係る答辞・有借一階は「答	6	一
一般廃棄物	て表示する。	一般廃棄物	3
の処理に関		の処理に関	
する事業に		する事業に	
係る資産・		係る資産・	

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
負債一覧の 構成		負債一覧の構成	
4.1	「一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧」と	1	
一般廃棄物	は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況		
の処理に関	を整理したものを指す。		
する事業に			
係る資産・			
負債一覧の			
高義			
4.2	一般廃棄物の処理に関する事業に係る遊休資産・過剰資産等を	1	I
一般廃棄物	有効に活用することが可能となる。		
の処理に関	また、資産の更新・修繕計画策定の際の基礎資料となる。		
する事業に			
係る資産・			
負債一覧の			
作成目的			
4.3	*省略		一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表は、様式
一般廃棄物			第1号のとおりとする。
の処理に関			
する事業に			
係る資産・			
負債一覧の			
様式			
4.4	I	ı	I
般廃棄物の			
処理に関す			
る事業に係			
る資産・負			

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
債一覧の作 成方法			
4.4.2 答辞の部	資産は、資産の定義に該当するものについては、その形態を表 す科目によって表示する	3 答産の部	資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって ①将本の経済的価益が当該会計主体に漸入す
11 / H) 作品におうこなが、の。 資産は、「金融資産」及び「非金融資産」に分類して表示す	(1) 総則	るとの、この、これで、正治には、これでは、これでは、これには、これで、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		しくは間接的に資する潜在的サービス提供能力を伴うものをい
			う。 筲産は、管産の定義に該当するものについて、その形能を表す
			資産は、「有形固定資産」「無形固定資産」及び「その他」に区分
			して表示する。なお、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産
			の状況を明らかにするという目的に鑑み、「流動資産」「固定資産」
			の区分を行わない。
4.4.2.1	金融資産は、「資金」と「金融資産(資金を除く)」に分類し	ļ	ı
金融資産	て表示する。		
	金融資産については、一部事務組合が保有するもののみを記載		
	する。		
	(1) 資金		
	資金は、現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3		
	ヶ月以内の短期投資等)		
	から構成される。このうち、現金同等物は、短期投資の他、出		
	納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含むことに		
	留意を要する。		
	(2) 金融資産(資金を除く)		
	金融資産(資金を除く)は、「債権」、「有価証券」及び「投		
	賞等」に分類して表示する。		
	債権は、「未収金」、「貸付金」及び「その他の債権」に分類		
	して表示する。		

項目	(現行)一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	未収金は、基準日時点における未収金をいう。 貸付金は、貸付先に対する融資残高を計上する。 その他の債権は、上記税等未収金、未収金及び貸付金以外の債権をいう。 有価証券、出資金、その他の投資は、取得原価で計上する。 投資等は、「出資金」及び「その他の投資」に分類して表示する。		
I		(2) 用語の定義	資産の取得価額は、取得原価を基礎として計上を行う。ただし、 適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再 調達原価とする。 資産の取得にあたって国庫支出金(補助金、交付金)や都道府県 支出金(補助金等)を財源とした場合でも、支出金相当額を取得 価額から控除しない。
I			固定資産の取得価額は当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五一Dに準拠して、原則として、当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。
I			減価償却・耐用年数等については、償却資産は、原則として取得年度の翌年度から毎年度減価償却を行うものとする。減価償却は資産の区分ごとに原則として定額法によって行うものとする。る。 傷却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 25号)に規定されている耐用年数に従うこととする。
I			固定資産の計上方法については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について (平成27年1月23日 総務大臣通知)」の下で整備されている固定資産台帳をもとにして、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産を計上する。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	祖里	(改訂) 一般廃棄物会計基準
4. 4. 2. 2	非金融資産は、「事業用資産」及び「繰延資産」に分類して表	ı	
芥			
(1) 事業	事業用資産は、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に分類	(3) 有形	有形固定資産については、1年以上にわたって使用するものであ
用資産	して表示する。	固定資産	1.1
	有形固定資産については、1年以上に渡って使用するものであ		設の土地及び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両
	り、かつ取得原価が50万円以上の一般廃棄物処理施設の土地及		等を対象とする。
	び、一般廃棄物処理施設内の施設、装置、重機、車両等を対象		
	とする。		
	有形固定資産は、部門ごとに表示科目を設けて計上する。		有形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて表示する。具
	具体的には、収集運搬部門有形固定資産、中間処理部門有形固		体的には、「土地」「施設設備」「車両等」及び「建設仮勘定」
	定資産、最終処分部門有形固定資産、資源化部門有形固定資		に区分して表示する。
	産、管理部門有形固定資産の表示科目を用いる。		減価償却の方法について注記する。
	土地については、取得原価を計上する。		
	施設、装置、重機、車両、その他固定資産については、50万円		
	以上の重要資産の取得原価を計上する。また、公有財産台帳や		
	物品管理簿等の記載価格を基礎とする。		
	資産の取得にあたって国庫支出金(補助金、交付金)や都道府		
	県支出金等支出金(補助金等)を利用した場合でも、支出金分		
	を取得原価から控除しない。		
	建設仮勘定は、有形固定資産あり、建設中のものを取得するた		
	めの支出額を計上する。		
	無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上する。	(4) 無形	無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて表示する。
	具体的には、ソフトウェア、その他無形固形資産等の表示科目	固定資産	具体的には、「ソフトウェア」、「その他」に区分して表示す
	を用いる。		ν _ο
	ソフトウェアは、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削		ソフトウェアについては、当該ソフトウェアの利用により将来
	減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェア		の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフ
	の取得に要した費用(過去に遡って算出することが困難な場		トウェアの取得に要した費用(過去に遡って算出することが困
	合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用等の累計)を資		難な場合、ソフトウェアの制作に要した費用等の累計)を資産

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	産として計上し、その利用期間にわたり償却を行う。		として計上し、その利用期間にわたり償却を行う。なお、将来の費用削減とは無関係なソフトウェアについては、当該年度において費用処理を行う。 減価償却の方法について注記する。
ı		(5) その 他	その他は、上記有形固定資産及び無形固定資産以外の資産をい う。
(2) 繰延資産	繰延資産は、将来の期間に影響する特定の費用で、すでに代価の支払いが完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。地方債発行費、開発費等の費用は、その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するために、経過的に繰延資産として計上することができる。	1	
4.4.3 負債の部	負債は、負債の定義に該当するものについて、その形態を表す 科目によって表示する。 また、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧に 計上する負債の金額の測定については、それぞれ負債の性質に 応じた評価基準及び評価方法を用いる。 負債は、「流動負債」及び「非流動負債」に分類して表示す る。	4 負債の部 (1) 総則	負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、①これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、または、②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいう。 負債の定義に該当するものについて、その形態を表す科目によって表示する。 ただし、一般廃棄物の処理に関する事業に係る負債の状況を明らかにするという目的に鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」にするという目的に鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」にするという目的に鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」にするという目的に鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」にするという目的に鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」にするという自めに鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」にするという自めに鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」をするという自めに鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」にするという自めに鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」にするという自めに鑑み、原則として「地方債」「長期未払金」に対るという自めに
4.4.3.1 流動負債	地方債(短期)は、市町村が発行した地方債のうち、1年以内に返済予定のものをいう。 短済予定のものをいう。 短期借入金は、民間金融機関等からの借入残高のうち、1年以	(2) 地方 債	地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、一般廃棄物の 処理に関する事業に係るものをいう。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	内に返済予定のものをいう。		
4.4.3.2 非法配合性	地方債(長期)は、市町村が発行した地方債のうち、償還予定※1在却のまったいる	ſ	I
介伽劉貝頂			
	長期借入金は、民間金融機関等からの借入残高のうち、返済予		ı
	定が1年超のものをいう。		
1	1	(3)長期	長期未払金は、地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確
		未払金	定債務と見なされるもの及びその他の確定債務をいう。
		(4) 退職	退職手当引当金は、地方公共団体の退職手当引当金のうち、一般
		手当引当金	廃棄物の処理に関する事業に従事する職員に係る金額をいう。
			退職手当引当金は、原則として期末自己都合要支給額により算定
			₹. S.
			ただし、上記の算定が困難な場合は、現在就業している退職手当
			給付の対象となる職員に対して支払われる一人当たりの平均退
			職手当支給額に、退職手当支給の対象となる職員数を乗じた金額
			を計上するなど、簡易的な方法によることも妨げない。
1	1	(5) 20	その他は、上記以外(賞与等引当金など)の負債をいう。
		他	
		П	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書
1.5.1	市町村が行う直営又は委託により行う一般廃棄物処理(収集運	1	一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、一般廃棄物
一般廃棄物	搬、中間処理、資源化、最終処分)について、一般廃棄物種毎	総則	の処理(収集運搬、中間処理(焼却・資源化等)、最終処分(埋
の処理に関	に対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一		め立て))について、対象期間に要した費用を表したもので、一
する事業に	般廃棄物処理の効率性を検証するための情報として役立てるこ		般廃棄物の処理に関する事業に係る経常的な処理原価の状況を
係る原価計	とができる。		把握・分析するための情報として役立てることができる。
算書			原価計算書においては、作業部門(収集運搬部門・中間処理部
			門・最終処分部門)における処理原価を算定し、各作業部門の
			原価は、生活系・事業系に区分して表示する。
2.1	「原価計算」とは、市町村における一般廃棄物の処理に関する事		I
一般廃棄物	業のうち主として一般廃棄物の処理を行う事業に係る費用を部		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
の処理に関 する事業に 係る原価計 算書の意義	門毎に把握し、その金額を一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃 棄物種類別の重量単価を算出することを指す。原価計算の結果 等をとりまとめた書類を「一般廃棄物の処理に関する事業に係 る原価計算書」という。		
2.2 一般 - 一般 - 一。 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一	市町村が、納税者に対して一般廃棄物の処理に関する事業の財務情報を開示するために、作成する。 市町村が、自らの一般廃棄物の処理に関する事業及びその運営のあり方を検討するための基礎情報とするために、作成する。 市町村が、自らの一般廃棄物の処理に関する事業を、能率的に運営し、社会経済的に効率的な事業となるようにする見地から、そのアウトカムと投入コストを比較衡量し、事業の費用対効果を検証するための基礎情報とするために、作成する。すなわち、一般廃棄物の処理に関する事業(一般廃棄物の収集運搬体制の変更や有料化施策の導入等)を検討する際の判断材料、及び変更・導入する際の議会や住民への説明材料の一つとして活用することができる。 また、人口規模や産業構造が類似している市町村や一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書を比較することにより、 コスト面で優れた市町村の状況をベンチマークとして自らの一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書を比較することにより、	I	
2.4		I	ı
一般廃棄物			
の処理に関			
する事業に			
係る原価計			
算書の作成			
方法			

(改訂) 一般廃棄物会計基準																												
項目	I																											
(現行) 一般廃棄物会計基準	一般廃棄物を以下の20 種類に分類して、一般廃棄物種類毎の原	価を算出する。	なお、以下の一般廃棄物種類のうち、作成主体が収集運搬、中	間処理、資源化あるいは最終処分のいずれも行っていない区分	については、原価算出の対象としない。	以下の一般廃棄物種類のうち、複数の分類を同時に収集運搬、	中間処理、資源化ある	いは最終処分を行っている場合には、2.4.2以下に示す方法によ	り、各一般廃棄物種類別に原価を算出する。	□ 熱やすバみ	② 熱やみないばみ	③ 粗大ごみ	④ アルミ缶	⑤ スチール缶	⑥ 無色のガラス製の容器	① 茶色のガラス製の容器	8 その他のガラス製の容器	⑨ リターナブルびん	① ペットボトル	⑪ 白色トレイ	⑩ プラスチック製容器包装	① 紙製容器包装	(3) 紙パック	⑤ 段ボール	⑩ 古紙	⑩ 古布	◎ 生ごみ	⑩ その他の資源ごみ
項目	2.4.1 一般	廃棄物の分	類																									

(改訂) 一般廃棄物会計基準			一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、作業部門ごとに「人件費」、「物件費等」及び「移転費用」に区分して表示する。
項目			(1)原価計算書の構成
(現行)一般廃棄物会計基準	圆 その他のごみ	各部門の費用を一般廃棄物種類別に配賦した後、それらの費用を一般廃棄物種類別に合算した金額が、一般廃棄物種類別の一般廃棄物種類別に合質した金額が、一般廃棄物種類別の一般廃棄物種類別の費用を把握できない場合は、適切な配賦基準で部門別に配賦する。また、一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用と、その他の事業に係る費用と区別して把握していない場合は、適切な基準で一般廃棄物の処理に関する事業に係る費用を把握する。可能な限り、一般廃棄物種類別に費用を把握するが、一般廃棄物の種に関する事業に係る費用を把握する。可能な限り、一般廃棄物種類別に費用を把握するが、一般廃棄物種類別に配賦する。のはば、燃やすごみの収集運搬部門原価は、燃やすごみ収集運搬量で除し、単位は(円/kg一様やすごみ収集運搬量)、燃料ですがの中間処理部門原価は、燃やすごみ収集運搬量)となる。資源物の売却やごみ発電の売電等に伴う収益については、費用とは別途計上、原価の算出には加えない。	一般廃棄物会計の対象期間に市町村の域内で発生し、市町村が 収集運搬した一般廃棄物または市町村の一般廃棄物処理・処分 施設等に直接搬入された一般廃棄物の収集運搬、中間処理、資 源化、最終処分及びその管理に係る費用を原価計算書の対象と
項目		2.4.2 原価計算の流れ	2.4.3 原価 計算書の対 象とする費 用

(改訂) 一般廃棄物会計基準	のとおりとする。
項目	
(現行) 一般廃棄物会計基準	する。 毎年4月1日から翌年の3月31日までの一か年に、市町村が 収集運搬した一般廃棄物または市町村の一般廃棄物処理・処分 施設等に直接搬入された一般廃棄物で、中間処理、資源化、最 終処分されるまでに至っていないものについては、棚卸計上せ ず、当年度の費用として処理する。 対象とする費用は、各作業部門・管理部門における経常業務費 用とする。経常業務費用を、「人件費」、「物件費」及び「経 費」に分類する(表2-1参照)。 国庫支出金や都道所県支出金等支出金を利用した場合でも、支 出金分を費用から控除しない。財産処分に係る返還金について は、原価計算書の対象とはしない。 以下の項目は、原価計算書の対象とはしない非原価項目とす る。 一一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務 に係る費用 一一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務 に係る費用 一一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務 に係る費用 一 工社投棄防止対策に係る費用 一 工法投棄防止対策に係る費用 一 工法投棄的止対策に係る費用 一 工造物・普及啓発に係る費用 一 工造物・普及啓発に係る費用 一 工造報・普及啓発に係る費用 一 工造報・普及啓発に係る費用 一 工造務組合の議会に係る費用 一 工造務組合の議会に対る費用、監査に係る費用 一 が明確薬物の処理を行う事業に係る経常的に発生しない事故 であって、一般廃棄物の処理を行う事業に係る経常的に発生しない事故 であって、一般廃棄物の処理を行う事業に係る経常的に発生しない事故 であって、一般廃棄物の処理を行う事業に係る種用。及び「補償・賠
項目	

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	賞金」 - 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの収集運搬、中間処理、資源化、最終処分に係る特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失 - 事故が原因で資産除却を行った場合の当該資産の帳簿価額から処分可能価額を控除した金額 表2-1 原価計算書の対象とする費用 ****		
0 1 1 1/2 to	位が、	(6)	女 如 問 ご まし ナマ 人名 は かい けい アク か は かい まい カイン かん かい しょう アイス かん かい かん かい しょう かん かい しょう かん かい しょう かん かいしょう かん かいしょう かんかい しょうしょう しょうしょく しょくしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく し
2.4.4 付引	물	(7)	在型1.7に三十~の油食は、牙四のしてんかどが合いでして在型1.7
門における		各部門にお	に計上する。
一般廃棄物		ける一般廃	生活系・事業系の区分については、各部門の計上金額が直接把
種類別の費		棄物種類別	握できる場合は、その金額を計上する。ただし、直接把握する
用の計算方		の費用の計	ことが困難な場合には、各部門別のごみの収集量、搬入量など
郑		算方法	合理的な基準により按分して計上することができる。
2.3	*省略		一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書は、様式第2号
一般廃棄物			のとおりとする。
の処理に関			
する事業に			
係る原価計			
算書の様式			
2. 4. 3. 1	人件費は、「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」及	2	人件費は、給料、職員手当等、共済費、報酬、退職給与金等を
人件費	び「その他の人件費」をいう。	処理原価	いう。
		(1) 人件	人件費は、「職員給与費 (一般職)」「職員給与費 (技能職)」「退
		巨	職手当引当金繰入額」「その他」に区分して表示する。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	人件費の対象となる人員については、正職員、臨時職員、嘱託		
	等の区別は問わない。 職員給料は、人件費の対象となる人員に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用をいう。		
I	I	①職員給与	職員給与費(一般職)は、一般職に係る職員給与費をいう。
		費 (一般	【各部門に計上する金額】
		職)	職員給与費(一般職)は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。
I	ı	②職員給与	職員給与費(技能職)は、技能職に係る職員給与費をいう。
		費 (技能	【職員給与費(技能職)一収集運搬部門】
		職)	収集運搬部門の技能職(収集運搬車運転手、整備士、修理士、
			船舶乗員、船舶整備士、収集作業員等の収集運搬業務に携わる
			技能士、作業員等)に係る職員給与費をいう。
			【職員給与費(技能職)一中間処理部門】
			中間処理部門の技能職(クレーン操作者、ピット係員、焼却作
			業員等中間処理に携わる技能士、作業員等)に係る職員給与費
			をいう。
			【職員給与費(技能職)一最終処分部門】
			最終処分部門の技能職(埋立地作業員等、最終処分に携わる技
			能士、作業員等)に係る職員給与費をいう。
	退職給付引当金繰入額相当額は、退職金給付の対象となる人員	③退職手当	退職手当引当金繰入額は、退職手当引当金の当該年度発生額をい
	に対する将来の退職金給付に備えるため、基準日時点において	引当金繰入	ν. O
	就業している各人員の将来負担額の見積り額のうち対象期間中	額	【各部門に計上する金額】
	発生額の合計金額を計上する。ただし、上記の算定が困難な場		退職手当引当金繰入額は、配置人員数、業務量等合理的な基準
	合は、簡易的な方法として、現在就業している退職金給付の対		により、各部門に按分して計上する。
	象となる人員に対して支払われる一人当たりの想定退職金支給		

項目	(現行)一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	額を、現在就業している退職金給付の対象となる人員の想定勤 続年数で除した金額を計上する。		
	その他の人件費は、上記職員給料、退職給付引当金繰入額相当額以外の人件費(共済費等)をいう。	争その他	その他には、上記職員給与費(技能職・一般職)及び退職手当引当金繰入額以外の人件費(会計年度任用職員に係る人件費、賞与等引当金繰入額など)をいう。 【各部門に計上する金額】 その他は、配置人員数、業務量等合理的な基準により、各部門に按分して計上する。
2.4.3.2 物件費	物件費は、「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合負担金」及び「その他の物件費」をいう。	(2) 物件費等	物件費等は、「処理費」「委託費」「減価償却費」「その他」に区 分して表示する。
	物品購入費は、消耗品や事務用品の購入費用や資産計上されない備品購入費等をいう。 維持補修費は、資産の機能維持のために必要な修繕費等をいう。定期点検費を含む。ただし、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は、支出時に費用として処理せず、固定資産の取得原価に加算して減価償却を行う。	○	処理費は、以下の項目をいう。 【処理費と収集運搬部門】 収集運搬費・収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運 搬に係る人件費以外の経費をいう。 【処理費ー中間処理部門】 中間処理費・・必理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の 維持管理費用等の中間処理に係る人件費以外の経費をいう。 【処理費ー最終処分部門】 最終処分費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	が来生版、七十世で生、取れたり、見ばしの来がる、 他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対 価として支払われる費用をいう。なお、装置の運転業務、エレ ベータの管理業務、施設の清掃業務、分析業務等を委託してい る場合の費用は、委託料ではなく、その他の物件費に該当す る。	A HILL	タに見ば、状来生版、下間が生、たれ、自然に手)、取がたり、生め立て)の業務を、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価として支払われる費用をいう。 【委託費―収集運搬部門】 収集運搬に関して他市区町村、自市区町村が所属していない一部事務組合等、民間事業者と委託契約を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。

項目	現行)一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
			[委託費一中間処理部門] 土間い田 (ナニ) (エニ・ステング: ヘン・) 問い アルナドローユー イナ
			中間処理(施設連転の姿託等も含む)(2関して他市区町村、目市工事士により、ナンシン・指土等なくな、ロ田士業女)・4少世が
			太川村かけ属していない一部事務組合等、民間事業者と委託契約 北海往1 トセレ 其 (1) / ナギロ 1 な な 発来を 1 / 3
			とやわし、これが出 フィ・スコ フィヸはの・・・ノ。 【委託費-最終処分部門】
			最終処分(施設運転の委託等も含む)に関して他市区町村、自市
			区町村が所属していない一部事務組合等、民間事業者と委託契約
			を締結し、これに基づいて支出した経費をいう。
	減価償却費は、事業用資産について、以下に示す方法で算出さ	③減価償却	減価償却費は、一定の耐用年数に基づき計算された当該年度の負
	れた当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額をいう。	黄	担となる資産価値減少額をいう。
	減価償却の対象となるのは、対象期間中に稼働している一般廃		減価償却の対象となる資産は、有形固定資産(土地、建設仮勘
	棄物の処理を行う事業に係る施設、装置、重機、車両等資産の		定を除く)と無形固定資産(ソフトウェア等)となる。
	うち、1年以上に渡って使用するものであり、かつ取得原価が		【各部門に計上する金額】
	50 万円以上のものとする。迫加投資についても同様の扱いとす		減価償却費は、その対象資産の使用状況等に応じて、各部門に
	る。また、施設整備のための用地造成費用、施設建設工事に係		計上する。
	る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、		
	建中利息は当該施設の取得価額に含め、減価償却の対象とす		
	る。ソフトウェアは、当該ソフトウェアの利用により将来の費		
	用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウ		
	ェアの取得に要した費用(過去に遡って算出することが困難な		
	場合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用の累計)を減		
	価償却の対象とする。		
	最終処分場以外の事業用資産の減価償却費は、定額法で計算		
	し、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。最終処分場		
	の減価償却費は、定額法または生産高比例法で計算し、定額法		
	で計算する場合はよう壁、えん堤に係る資産の耐用年数は最終		
	処分場の使用予定年数として、減価償却対象資産の残存価額は		
	ゼロ円とする。生産高比例法で計算する場合は、当該年度の減		

項目 項目 一項目 一般廃棄物会計基準	1 (4) その他は、上記処理費、委託 う。 「各部門に計上する金額」 その他は、内容に応じて各語 その他は、内容に応じて各語	上9 る。また、対象期間に 合に係る費用及び対象期間 鎖した後の維持管理に係る として一般廃棄物の処理に 注記に記載し、当該年度の して一般廃棄物の処理に関 注記に記載する。 持補修費、減価償却費、委 持補修費、減価償却費、委 使用料及び賃借料等が挙げ 使用料及び賃借料等が挙げ	非交換性 (非 (3)移転 移転費用は、毎年度経常的に発生する非交換性
(現行) 一般廃棄物会計基準	価償却費は次式により算定する。 生産高比例法による最終処分場の減価償却費 =最終処分場の取得価額× (当該年度の埋立量/全体計画埋立 量) ※ここで、埋立量の単位は、容積または重量とする。 定額法により減価償却費を計算する場合の資産の耐用年数については、想定耐用年数(計画における使用可能年数)とする。 ただし、想定耐用年数が不明な場合は、「減価償却資産の耐用 年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15 号)」に定める耐用 質産が減失した場合は、除却を行う。事故等ではなく政策的判断で除却を行った場合、当該資産の帳簿価額をその他の物件費 に計上する。なお、事故が原因で資産の除却を行った場合は、 当該資産の帳簿価額を一般廃棄物の処理に関する事業に係る行	以コイト計算書の特別損失としく計上する。また、対象期间に 稼働している施設を将来解体した場合に係る費用及び対象期間 に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後の維持管理に係る 費用については、その総額を引当金として一般廃棄物の処理に 関する事業に係る資産・負債一覧の注記に記載し、当該年度の 負担に属する金額を引当金繰入額として一般廃棄物の処理に関 する事業に係る行政コスト計算書の注記に記載する。 その他の物件費は、物品購入費、維持補修費、減価償却費、委 託料もしくは組合負担金以外の物件費をいう。例えば、旅費、 需用費(印刷製本費、光熱水費等)、役務費(通信運搬費、火 災保険料、自動車損害保険料等)、使用料及び賃借料等が挙げ られる。	経常移転支出は、毎会計年度、経常的に発生する非交換性
項目			3, 4, 2, 2

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
A 在	対価性)支出をいう。 経常移転支出は、「扶助費等支出」、「補助金等支出」及び 「その他の経常移転支出」をいう。 扶助費等支出は、社会保障給付としての扶助費等の支出をいう。 う。 補助金等支出は、政策目的による補助金等の支出をいう。例え ば、資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金が該当 する。 その他の経常移転支出は、上記扶助費等支出及び補助金等支出 以外の経常移転支出をいう。	斯	支出をいう。 移転費用は、「組合分担金等 (処理及び維持管理費)」「その他」に 区分して表示する。
2.4.3.2物件費	組合負担金は、一部事務組合に対する分担金をいう。	①組合分担金等(処理及び維持管理費)	組合分担金等(処理及び維持管理費)は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る「組合分担金」のうち、処理及び維持管理費に係るものをいう。
1	_	②その他	その他は、上記組合分担金等(処理及び維持管理費)以外の一般 廃棄物の処理に関する事業に係る移転費用(経常費用)をいう。
2.4.5 原価計算書 の対象とす る収益	一般廃棄物会計の対象期間に市町村の城内で発生し、市町村が 収集した一般廃棄物又は市町村の処理・処分施設等に直接搬入 された一般廃棄物に係る収益を原価計算書の 対象とする。 対象とする収益は、業務収益とする。業務収益を、「自己収 入」、「その他の業務収益」に分類する。 ただし、収益は、費用とは別途計上し、原価の算出には加え ず、一般廃棄物種類毎の収益の合計金額を算出する。	ı	
		Ш	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書
1.5.2 一般廃棄物	市町村が行う一般廃棄物処理(原価計算書の対象)を含む、一 般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用	1 総則	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、一般 廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用及び

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
の処理に関する事業に係る行政コスト計算書	及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する事業の効率性を検証するための情報として役立てることができる。		収益を明らかにするもので、一般廃棄物の処理に関する事業全体の効率性を把握・分析するための情報として役立てることができる。
3.1 一般廃棄物 の処理に関 する事業に 係る行政コ スト計算書	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書とは、 「一般廃棄物会計の対象期間における市町村の一般廃棄物の処理に関する事業に伴う費用と当該事業から得られた収益の取引 高」を表示したものを指す。	1	
3.2 一般廃棄物 の処理に関する事業に係る行政コスト計算書 スト計算書 の作成目的	一般廃棄物の処理に関する事業の効率性や経済性を検証できるとともに、その効果(アウトカム)を評価する上で有用な情報を得ることができる。	_	
3.4.1 一般廃棄物 の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の構成	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、「経常費用」「特別損失」及び「経常収益」に区分して表示する。	2 一般廃棄物 の処理に関 する事業に 係る行政コ スト計算書 の構成	一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、「経常費用」経常収益」「経常外費用」及び「経常外収益」に区分して表示する。
I	1		一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書は、様 式第3号のとおりとする。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
ı	_		費用及び収益は、総額によって表示することを原則とする。
3.4.2 経常費用	経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎会計年度、 経常的に発生するものをいう。 経常費用は、「経常業務費用」及び「経常移転支出」に分類して 表示する。	3 経常費用 (1)総則	経常費用は、費用の定義に該当するもののうち、毎年度経常的 に発生するものをいう。 経常費用は「処理原価」と「管理費用」に区分して表示する。
3.4.2.1 辯 業務 養	経常業務費用には、原価計算書で対象とした費用に加え、「一般 廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用」を 管理部門の経常業務費用として計上する。 以下の項目は、「一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各 種施策に係る費用」に含まれる。 一 ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用 一 一般廃棄物健阻業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務 に係る費用 一 一般廃棄物排出事業者に対する指導・管理に係る費用 一 「広報・普及啓発に係る費用 一 「立程・普及啓発に係る費用 一 「立程・普及啓発に係る費用 一 一部事務組合の議会に係る費用 一 一部事務組合の議会に係る費用 一 一部事務組合の議会に係る費用 一 一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用 一 一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用 「原価計算書で対象とした費用」、「一般廃棄物の処理を円滑に 「原価計算書で対象とした費用」、「一般廃棄物の処理を円滑に 「原価計算書で対象とした費用」、「一般廃棄物の処理を円滑に	1	
		(2) 処理 原価	「処理原価」は、原価計算書にて算定された費用をいう。 「処理原価」は、「人件費」「物件費等」「移転費用」に区分して 表示する。
		(3) 管理 費用	「管理費用」は、啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余 熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
			各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務に係る費用をいう。 「管理費用」は、「人件費」「物件費等」「移転費用」「その他管理費用」に区分して表示する。
2.4.3.1 人件費	人件費は、「職員給料」、「退職給付引当金繰入額相当額」及 び「その他の人件費」をいう。	①人件費	収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない管理部門に係る「人件費」をいう。
	人件費の対象となる人員については、正職員、臨時職員、嘱託 等の区別は問わない。 職員給料は、人件費の対象となる人員に対して勤労の対価や報 酬として支払われる費用をいう。		「職員給与費」「退職手当引当金繰入額」「その他」の人件費をいう。
	退職給付引当金繰入額相当額は、退職金給付の対象となる人員 に対する将来の退職金給付に備えるため、基準日時点において 就業している各人員の将来負担額の見積り額のうち対象期間中 発生額の合計金額を計上する。ただし、上記の算定が困難な場 合は、簡易的な方法として、現在就業している退職金給付の対 象となる人員に対して支払われる一人当たりの想定退職金支給 額を、現在就業している退職金給付の対象となる人員の想定勤 続年数で除した金額を計上する。		
	その他の人件費は、上記職員給料、退職給付引当金繰入額相当 額以外の人件費(共済費等)をいう。		
2.4.3.2 物件費	物件費は、「物品購入費」、「維持補修費」、「減価償却費」、「委託料もしくは組合負担金」及び「その他の物件費」をいう。	②物件費等	収集運搬、中間処理及び最終処分に属さない管理部門に係る「委 託費」「減価償却費」「その他」の物件費等をいう。
	物品購入費は、消耗品や事務用品の購入費用や資産計上されない備品購入費等をいう。 維持補修費は、資産の機能維持のために必要な修繕費等をい		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	う。定期点検費を含む。ただし、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は、支出時に費用として処理せず、固定資産の取得原価に加算して減価償却を行う。		
	委託料は、収集運搬、中間処理、最終処分、資源化の業務を、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせるときに、その対価として支払われる費用をいう。なお、装置の運転業務、エレベータの管理業務、施設の清掃業務、分析業務等を委託している場合の費用は、委託料ではなく、その他の物件費に該当する。		
	減価償却費は、事業用資産について、以下に示す方法で算出された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額をいう。 減価償却の対象となるのは、対象期間中に稼働している一般廃棄物の処理を行う事業に係る施設、装置、重機、車両等資産のうち、1年以上に渡って使用するものであり、かつ取得原価が50万円以上のものとする。追加投資についても同様の扱いとする。また、施設整備のための用地造成費用、施設建設工事に係る計画・測量・地質調査・設計・環境アセスメント等の費用、建中利息は当該施設の取得価額に含め、減価償却の対象とする。ソフトウェアは、当該ソフトウェアの利用により将来の費用削減が確実であると認められるものについて、当該ソフトウェアの取得に要した費用(過去に遡って算出することが困難なまっての取得に要した費用(過去に遡って算出することが困難な場合、5年間のソフトウェアの制作に要した費用の累計)を減価償却の対象とする。		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	し、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。最終処分場の減価償却費は、定額法または生産高比例法で計算し、定額法で計算する場合はよう壁、えん堤に係る資産の耐用年数は最終処分場の使用予定年数として、減価償却対象資産の残存価額はゼロ円とする。生産高比例法で計算する場合は、当該年度の減価償却費は対けによる最終処分場の減価償却費。生産高比例法により算定する。生産高比例法で計算する場合は、当該年度の減額を高速に例法による最終処分場の減価償却費。主義終処分場の取得価額×(当該年度の埋立量/全体計画埋立量) 量) ※ここで、埋立量の単位は、容積または重量とする。定額法により減価償却費を計算する場合の資産の耐用年数にでは、地定耐用年数(計画における使用可能年数)とする。ただし、想定耐用年数が不明な場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用・数を参考にする。		
	資産が滅失した場合は、除却を行う。事故等ではなく政策的判断で除却を行った場合、当該資産の帳簿価額をその他の物件費に計上する。なお、事故が原因で資産の除却を行った場合は、当該資産の帳簿価額をその他の物件費政コスト計算書の特別損失として計上する。また、対象期間に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後の維持管理に係る費用といては、その総額を引当金として一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧の注記に記載し、当該年度の負担に属する金額を引当金繰入額として一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の注記に記載する。その他の物件費は、物品購入費、維持補修費、減価償却費、委託料もしくは組合負担金以外の物件費をいう。例えば、旅費、		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	需用費(印刷製本費、光熱水費等)、役務費(通信運搬費、火災保険料、自動車損害保険料等)、使用料及び賃借料等が挙げられる。		
3.4.2.2 経常移転文	経常移転支出は、毎会計年度、経常的に発生する非交換性(非 対価性)支出をいう。 経常移転支出は、「扶助費等支出」、「補助金等支出」及び 「その他の経常移転支出」をいう。 扶助費等支出は、社会保障給付としての扶助費等の支出をい う。 補助金等支出は、政策目的による補助金等の支出をいう。例え ば、資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金が該当 する。 その他の経常移転支出は、上記扶助費等支出及び補助金等支出 以外の経常移転支出をいう。	③移転費用	毎年度経常的に発生する非交換性(非対価性)の支出のうち、 収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない「組合分 担金等(処理及び維持管理費)」「その他」の移転費用をいう。
2.4.3.2 物件費	組合負担金は、一部事務組合に対する分担金をいう。		
2.4.3.3 整整	経費は、「公債費(元本を除く)」、「借入金支払利息」、「貸倒引当金繰入」及び「その他の経費」をいう。	通その他管理費用	その他管理費用は、「支払利息」等の収集運搬、中間処理及び最終処分の各部門に属さない上記人件費、物件費等、移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業のその他の管理費用をいう。支払利息は、利息負担金額のうち、地方公共団体が発行している一般廃棄物の処理に関する事業に係る地方債等に係るもの及び、他の団体・金融機関からの借入金に係る利息負担金額をいう。
	公債費(元本を除く)は、市町村が発行している地方債に係る 利息負担金額、地方債発行償却をいう。地方債発行償却は、繰 延資産である地方債発行費を償却したものをいう。 借入金支払利息は、他の団体・金融機関等からの借入金の利息		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	負担額をいう。 貸倒引当金繰入は、貸付金等の債券につき、債務者から返済の ないことが確定した借入金支払利息は、他の団体・金融機関等 からの借入金に係る利息負担金額をいう。 貸倒引当金繰入は、貸付金等の債券につき、債務者から返済の ないことが確定した金額及び返済の可能性が低いものとして合 理的に見積もった金額を計上する。 その他の経費は、上記公債費(元本を除く)、借入金支払利息 及び貸倒引当金繰入以外の経費をいう。		
3.4.4 経常収益	経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎会計年度、 経常的に発生するものをいう。	4	経常収益は、収益の定義に該当するもののうち、毎年度経常的に 発生するものをいう。
	経常収益は、「経常業務収益」及び「経常移転収入」に分類して表示する。	(1) 総則	経常収益は、「使用料及び手数料」「補助金等収入」「その他」に区分して表示する。
3.4.4.1 経常業務収 益	経常業務収益は、「業務収益」及び「業務外収益」に分類して表示する。	I	
2.4.5.1 自己収入	(1)業務収益 業務収益は、原価計算書で対象とする収益と同様とし、「自己 収入」及び「その他の業務収益」に分類して表示する。 自己収入は、市町村がその活動として一定の財・サービスを提 供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料 等の形態で徴収する金銭をいう。 自己収入には、「指定袋やシール等の販売収入」、「家庭系直 接機入ごみの手数料収入」、「事業系直接搬入ごみの手数料収入」、「近隣市町村からの作業委託収入」が含まれる。	(2) 使用 料及び手数 料	使用料及び手数料は、地方公共団体が、その活動として一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として、使用料・手数料の形態で徴収する金銭をいい、一般廃棄物の処理に関する事業に係る使用料・手数料をいう。 使用料及び手数料は、「指定袋・シール等販売収入」「直接搬入ごみ手数料」「その他」に区分して表示する。
	(1) 指定袋やシール等の販売収入 一般廃棄物種類別の指定袋やシール等の販売収入を把握する。 一般廃棄物種類別の指定袋やシール等の販売収入が把握できな	①指定袋・シール等販売収入	指定袋・シール等販売収入は、一般廃棄物の処理に係る指定袋・シール等の販売収入をいう。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	い場合は、指定袋やシール等の販売区分別の販売収入を把握する。		
	また。 指定袋やシール等の販売区分別の販売収入の合計金額を、「一		
	般廃棄物種類別の管理部門に係る費用の合計金額」の比で該当		
	する一般廃棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の指定袋や		
	シール等の販売収入を算出する。(図2-48*省略)		
	(2) 家庭系直接搬入ごみの手数料収入	②直接搬入	直接搬入ごみ手数料収入は、生活系直接搬入ごみの手数料収入、
	一般廃棄物種類別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入を把握す	ごみ手数料	事業系直接搬入ごみ手数料収入、近隣市町村からの作業委託収入
	vo		をいう。
	一般廃棄物種類別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入が把握で		
	きない場合は、家庭系直接搬入ごみの手数料区分別の家庭系直		
	接搬入ごみの手数料収入を把握する。		
	家庭系直接搬入ごみの手数料区分別の家庭系直接搬入ごみの手		
	数料収入の合計金額を、「一般廃棄物種類別の管理部門に係る		
	費用の合計金額」の比で該当する一般廃棄物種類別に配賦し、		
	一般廃棄物種類別の家庭系直接搬入ごみの手数料収入を算出す		
	る。 (図2-49*省略)		
	(3) 事業系直接搬入ごみの手数料収入	③その他	その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料
	一般廃棄物種類別の事業系直接搬入ごみの手数料収入を把握す		以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る使用料及び手数料
	2°		をいう。
	一般廃棄物種類別の事業系直接搬入ごみの手数料収入が把握で		
	きない場合は、事業系		
	直接搬入ごみの手数料区分別の事業系直接搬入ごみの手数料収		
	入を把握する。		
	事業系直接搬入ごみの手数料区分別の事業系直接搬入ごみの手		
	数料収入の合計金額を、「一般廃棄物種類別の管理部門に係る		
	費用の合計金額」の比で該当する一般廃棄物種類別に配賦し、		
	一般廃棄物種類別の事業系直接搬入ごみの手数料収入を算出す		

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	る。(図2-20*省略) (4)近隣市町村からの受託収入 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		
	// YOUNG 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	一般廃棄物種類別の近隣市町村からの作業委託収入が把握でき		
	ない場合は、作業委託区分別の近隣市町村からの作業委託収入		
	を把握する。		
	近隣市町村からの作業委託収入の合計金額を、「一般廃棄物種		
	類別の管理部門に係る費用の合計金額」の比で該当する一般廃		
	棄物種類別に配賦し、一般廃棄物種類別の近隣市町村からの作		
_	業委託収入を算出する。(図2-51*省略)		
2.4.5.2	その他の業務収益は、自己収入以外の業務収益をいう。		
その他の業	その他の業務収益には、資源売却収入及び売電収入が含まれ		
務収益	Ŝ		
	(1) 資源売却収入		
	一般廃棄物種類別の資源売却収入を把握する。		
	(2) 売電収入		
	売電収入を把握する。		
3. 4. 4. 1	(2) 業務外収益	ļ	I
経常業務収	業務外収益は、「受取利息等」及び「その他の業務外収益」に		
抖	分類して表示する。		
	受取利息等は、一部事務組合が保有する有価証券や貸付金から		
	発生する受取配当金や受取利息等をいう。		
	その他の業務外収益は、上記受取利息等以外の業務外収益をい		
	う。例えば、資産等の売却収入等が挙げられる。		
3. 4. 4. 2	経常移転収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費	(3) 補助	補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用
経常移転収	用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形	金等収入	が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で
X	態で国や他の団体等から経常的に支払われるものをさし、「国		国や他の団体等から経常的に支払われるものをいう。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	庫支出金」(補助金、交付金)及び「都道府県支出金」(補助金等)が該当する。 経常移転収入は、「資産形成に資する支出金」、「その他の支出金」に区分する。 資産形成に資する支出金については、資産の取得にあたり利用した支出金のうち、当該資産の減価償却相当部分を計上する。		補助金等収入は、「国県等支出金(運営費補助金等)」「[一部事務組合等]市町村分担金(処理及び維持管理費)」「その他」に区分して表示する。
ı		①国県等支 出金 (運営 費 補 助 金 等)	国県等支出金(運営費補助金等)は、一般廃棄物の処理に関する 事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や都道府県から経常的に支払われるもの をいう。
I		©[一部事務組合等] 市区町村分 市区町村分 担金(処理 及び維持管 理費)	一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区町村から経常的に支払われる分担金をいう。
I		3その他	その他は、上記運営費補助金等収入、[一部事務組合等]市区町村分担金(処理及び維持管理費)以外の補助金等収入をいう。
I	1	(4) その他	その他は、上記指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係る経常収入をいう。その他は、「資源物等売却収入」「売電等収入」「その他」に区分して表示する。
1	1	①資源物等 売却収入	資源物等売劫収入は、資源物等の売却収入をいう。
I		②売電等収入	売電等収入は、発電設備を有している場合の電力会社等への余剰 電力の売却収入をいう。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
I	_	③その他	その他は、上記資源物等売却収入、売電等収入以外のその他の経 常収入をいう。
3.4.3 特別損失	一般廃棄物の処理を行う事業に係る経常的に発生しない事故であって、一般廃棄物処理システムが1日以上に渡って停止するような事故に係る「原状回復に要した費用」94及び「補償・賠償金」は、特別損失として別途計上する。 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの収集運搬、中間処理、資源化、最終処分に係る特別な要因で一時的に発生する臨時的な損失は、特別損失として別途計上する。 事故が原因で資産の除却を行った場合の当該施設の帳簿価額は、特別損失として別途計上する。 施設の解体を行った場合、実際に支払われた金額を特別損失として計上する。	5 経常外費用 (1) 総則	経常外費用は、費用の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。経常外費用は、「移転費用」「その他」に区分して表示する。
I		(2)移転費用	移転費用は、非経常的に発生する非交換性(非対価性)の支出をいう。 移転費用は、「組合分担金等(建設・改良費)」「その他」に区分して表示する。
I		①組合分担 金等(建設・ 改良費)	組合分担金等(建設・改良費)は、一般廃棄物処理施設の整備 に係る経費(資産形成を伴うもの)のうち、一般廃棄物の処理 に関する事業に係る一部事務組合等への負担金をいう。
I		②その他	その他は、上記組合分担金等以外の一般廃棄物の処理に関する 事業に係る移転費用 (経常外費用) をいう。
I		(3) その	その他は、上記移転費用以外の一般廃棄物の処理に関する事業に係るその他の経常外費用をいう。 その他は「災害廃棄物処理事業経費」「資産除売却損」「その他」に区分して表示する。
1	-	①災害廃棄	災害廃棄物処理事業経費は、災害廃棄物処理について国庫補助金

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
		物処理事業 経費	交付要綱の適用を受けたもの等、何らかの補助を受けた事業に係 る経費をいう。
I		②資産除売 却損	資産除売却損は、資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合 の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額をいう。
I	_	③その他	その他は、上記災害廃棄物処理事業経費、資産除売却損以外の経常外費用をいう。
1		6 経常外収益 (1)総則	経常外収益は、収益の定義に該当するもののうち、非経常的に発生するものをいう。 生するものをいう。 経常外収益は、「施設整備補助金等収入」「その他」に区分して表示する。
I		(2) 施設整備補助金等収入	施設整備補助金等収入は、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他の団体等から非経常的に支払われるものをいう。 施設整備補助金等収入は、「国県等支出金(施設整備補助金等収入は、「国県等支出金(施設整備補助金等収入は、「国県等支出金(施設整備補助金等収入は、「国県等支出金(施設整備補助)」金)」「[一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費)」
1	I	(D)国県等支出金(施設整備補助金)	国県等支出金(施設整備補助金)は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る施設整備に伴い費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や都道府県から非経常的に支払われるものをいう。
ı		②[一部事務組合等] 市区町村分 担金(建設・ 改良費)	一部事務組合等において、一般廃棄物の処理に関する事業に伴い施設整備費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で構成市区町村から非経常的に支払われる分担金をいう。

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
I	I	③その他	その他は、上記国県等支出金(施設整備補助金)、市区町村分 担金(建設・改良費)以外の施設整備に係る補助金をいう。
1	1	(3) から (3) から	その他は、上記以外の一般廃棄物の処理に関する事業に伴う経常 外収益をいう。
			その他は、「災害廃棄物処理事業収益」「資産売却益」「その 他」に区分して表示する。
I	ı	①災害廃棄	災害廃棄物処理事業収益は、災害廃棄物処理について国庫補助金・バーディー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		物処理事業 収益	交付要綱の適用を受けたものや東京電力の賠償等、何らかの補助 を受けた事業に係る収益をいう。
ı	I	②資産売却	資産売却益は、資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の
		坩	差額をいう。
I	I	③その他	その他は、上記災害廃棄物処理事業収益、資産売却益以外の経常
			外収益をいう。
3.4.5	3.4.5.1 施設解体引当金繰入額	ı	I
注記に記載	対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に係る費用		
する事項	の総額を合理的に見積もることができる場合には、当該施設を		
	将来解体した場合に係る費用の総額を当該施設の想定耐用年数		
	で除した金額を、施設解体引当金繰入額として注記に記載す		
	°°		
	なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができな		
	い場合は、対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合		
	に費用が係る旨を注記に記載する。		
	施設の解体費が対象期間に発生した場合は、実際に支払われた		
	金額を特別損失として計上する。		
	3.4.5.2 最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額		
	対象期間中に稼働している最終処分場を将来閉鎖した後(埋立		
	が終了した後)の廃止までの維持管理に係る費用の総額を合理		
	的に見積もることができる場合には、当該最終処分場を将来閉		

(改訂) 一般廃棄物会計基準		
項目		I
(現行) 一般廃棄物会計基準	一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路に係る収益を注記 に記載する。 新たに建設する取付道路については、原則として 注記に記載し、これまでに建設された取付道路については、可 能な範囲で記載する。	4.4.1 施設解体引当金 対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合に係る費用 の総額については、その金額を合理的に見積もることができる 場合には、施設解体引当金として注記に記載する。 なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができない場合は、対象期間中に稼働している施設を将来解体した場合 は費用が係る旨を注記に記載する。 4.4.4.2 最終処分場閉鎖後維持管理引当金 対象期間中に稼働している最終処分場を将来開鎖した後(埋立 が終了した後)の廃止までの維持管理引当金 対象期間中に稼働している最終処分場を将来開鎖した後(埋立 が終了した後)の廃止までの維持管理に配載する。 なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができる場合には、最 終処分場閉鎖後維持管理引当金として注記に記載する。 なお、将来発生する費用総額を合理的に見積もることができる場合には、最 終処分場閉鎖後維持管理の関連をとして注記に記載する。 4.4.3 地元還元施設に係る資産 温水プール・体育施設などの地元還元施設に係る資産を注記に 記載する。 新たに建設する地元還元施設に係る負債 補田で記載する。 4.4.4.4 地元還元施設に係る負債 温水プール・体育施設などの地元還元施設の建設・維持管理に 福本プール・体育施設などの地元還元施設の建設・維持管理に 福本プール・体育施設などの地元還元施設の建設・維持管理に 係る負債を注記に記載する。
項目		4.4.4 注記 (

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
	新たに建設する地元還元施設については、原則として注記に記載し、これまでに建設された地元還元施設については、可能な範囲で記載する。 4.4.5 取付道路に係る資産 一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路に係る資産を注記に記載する。 新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載する記載する。 4.4.6 取付道路に係る負債 一般廃棄物処理施設・最終処分場の取付道路の建設・維持管理に係る負債を注記に記載する。 新たに建設する取付道路にのいては、原則として注記に記載方記。新たに建設する取付道路については、原則として注記に記載方。		
		IV	
I		1 財務書類の 作成方針	一般廃棄物の処理に関する事業に係る財務書類を作成するにあ たっての、財務書類の作成方針を記載する。
I		2 重要な会計 方針の変更	重要な会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項を「重要な会計方針」の次に記載しなければならない。 ①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容②表示方法を変更した場合には、その旨
I		3 重要な後発 事象	会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で翌年度以降の一般廃棄物の処理に関する事業の財務状況等に影響を及ぼす後発事象の内、次に掲げるものを記載する。 ①重大な災害等の発生

項目	(現行) 一般廃棄物会計基準	項目	(改訂) 一般廃棄物会計基準
			②その他重要な後発事象
	I	4	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の一覧的把
		追加情報	握、コスト分析及び評価のための内容を理解するために必要と
			認められる次の事項を記載する。
			①3Rに係る先進的な取組事例
			②循環型社会の形成に資する施設の整備状況
			③場外余熱等利用施設の状況
1	ı	5	その他必要に応じて、循環型社会形成推進に関する財務情報・非
		その他特記	財務情報を追加して記載する。
		事項	
			(何)
			・有害物質・処理困難物に係る事故発生時の対応費用(火災時の
			事故を終息させるための費用、修理費用)
			・不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で
			発生する経費等
			・リチウムイオン電池の処理等に関する事項
			・啓発活動に関する事項
			・その他

<参考資料3>

一般廃棄物処理有料化手引き(改訂案)

<改訂案>



一般廃棄物処理有料化の手引き

令和3年4月

環境省 環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進課











目 次

はじめに		1
1. 基本的	的事項	2
1 – 1.	用語の定義	2
1 - 2.	有料化施策の位置付け	3
1 – 3.	有料化の導入状況	5
1 - 4.	有料化の検討及び導入プロセス	8
2. 有料	と導入の基礎的検討	10
2 – 1.	現状の把握及び課題の抽出	10
2 – 2.	有料化の目的及び期待する効果	11
3. 有料	この仕組みづくり	13
3 - 1.	手数料の料金体系	13
3 - 2.	手数料の料金水準	17
3 - 3.	手数料の徴収方法	26
3 – 4.	手数料収入の使途	31
3 – 5.	他施策との併用	32
4. 有料	この円滑な導入及び実施	35
4 – 1.	円滑な導入に向けた関係者との連携	35
4 – 2.	円滑な実施に向けた関係者との連携	36
4 – 3.	懸念される課題への対応	39
5. 有料	Cの制度評価と見直し	43
5 – 1.	制度の評価と見直しの基本的な考え方	43
5 – 2.	点検の実施	44
5 – 3.	制度の見直し	47
6. 有料(とを検討するにあたっての参考事例	49

参考資料1:有料化検討事例集

はじめに

2020年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は、2050年までに脱炭素社会実現を目指すことを宣言した。地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野において、脱炭素でかつ持続可能で強靭な活力ある地域社会を実現していくことが求められている。中でも、資源循環を通じた脱炭素にも大きな期待が寄せられており、国民にとって身近な廃棄物処理における一般廃棄物処理の有料化は、廃棄物の排出抑制や再生利用等による資源循環の推進のために有効なツールであり、国民の行動変容を促すことが可能である。

これまでの一般廃棄物の有料化に関する取組としては、平成28年1月21日に、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が改正された。

この改正により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化された。

本手引きは、基本方針に、国の役割として「市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。」と定められたことに基づき、市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際に、参考となる手引きとして作成するものである。

本手引きは、平成 19 年 6 月に作成され、平成 25 年 4 月に改訂されたが、平成 31 年 3 月に循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂が行われ、一般廃棄物焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、一般廃棄物の減量化を図る観点から、一般廃棄物処理の有料化を検討することが要件化された状況も考慮し、情報の更新等を行うとともに、近年の事例を踏まえた記述を追加した。

1. 基本的事項

1-1. 用語の定義

本手引きにおける「一般廃棄物処理」とは、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ)が行う、一般廃棄物の処理全体(収集、運搬及び処分)を指す。

本手引きにおける「有料化」とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する 行為を指す。このため、例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ 袋(指定袋)の使用を排出者に依頼する場合については、「有料化」に該当しない。

また、一般廃棄物処理実態調査及び一般廃棄物処理会計基準においては、一般廃棄物の区分として「生活系」「事業系」の表現が用いられているが、本手引きにおいては一般廃棄物の区分として「家庭系」「事業系」を用いることとし、一般廃棄物処理実態調査における「生活系」については「家庭系」として読み替えている。

一般廃棄物の区分については、一般廃棄物処理実態調査における次の収集区分、定義をもとにしている。

収集区分	内容		
可燃ごみ	焼却施設にて中間処理することを主に目的として収集されるもの		
不燃ごみ	焼却施設以外の中間処理施設にて処理する、または最終処分するこ		
	とを目的として収集されるもの		
資源ごみ	再資源化することを目的として収集されるもの		
	ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装プラスチック以外のプラ		
	スチック、紙パック、紙パック以外の紙製容器包装、生ごみ、廃食用		
	油、剪定枝について、各市町村にて収集区分が設けられているものが		
	資源ごみとなる。		

1-2. 有料化施策の位置付け

一般廃棄物処理は、廃棄物処理法に基づき各市町村が策定する一般廃棄物処理計画に 位置づけて行うことが適切である。

本手引きでは、一般家庭および事業所から排出される一般廃棄物を対象として、有料化の導入又は見直しを行う際に参考となる事項を示すものである。

また、本手引きでは、基本方針に「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や 再利用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進める」とされていることに沿って、従量制の有料化導入を有料化の仕組みの基本としている。

一般廃棄物処理の有料化は、市町村の一般廃棄物行政の目的を実現するための一手段であり、廃棄物処理法に基づき市町村が策定する一般廃棄物処理計画に明記し、一般廃棄物に関する施策の一つとして明確に位置づけて行うことが適切である。有料化の導入が先行している場合には、一般廃棄物処理計画の見直し時に、有料化を位置づけるということも可能である。

また、有料化の推進及び円滑な実施を進める上では、都道府県において、市町村の取組を 支援するため、先進事例の紹介や有料化に伴う一般廃棄物減量効果などについての情報提供 等の支援も期待される。都道府県が策定する都道府県廃棄物処理計画において、一般廃棄 物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項として、市町村における一般廃棄物処理 の有料化に関する事項を定めることも考えられる。

【参考1】一般廃棄物処理計画について

- 一般廃棄物処理計画の示す内容は、以下の通りである。
 - (1) 一般廃棄物発生量及び処理量の見込み
 - (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - (3) 分別収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - (6) その他、一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- また、上記の内容は、廃棄物処理法施行規則第 1 条の 3 の規定により、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画に定めることとなっている。

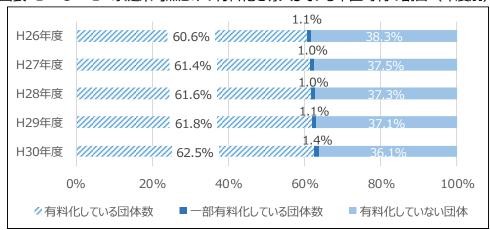


• 「法第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(環廃対発第080619001号 平成20年6月19日)では、処理計画で定める事項の(1)一般廃棄物発生量および処理量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果、自家処理等の見込み、他の市町村からの搬入等を勘案して、ごみ種類別に定めるものとされている。

1-3. 有料化の導入状況

【参考2】有料化を実施している市区町村の数

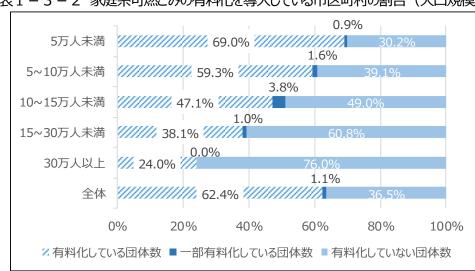
環境省「平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査」によると、平成 31 年 3 月現在で、家庭系可燃ごみの有料化を実施している市区町村(一部地域で有料化している市区町村を含む、以下同じ)は、全市区町村の63.5 %であり、平成22年度の実態調査の調査結果約61%との比較では約2.5ポイントの増加となっている(図表1-3-1)。



図表 1-3-1 家庭系可燃ごみの有料化を導入している市区町村の割合(年度別)

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

また、人口規模別に有料化している市区町村数を分析すると、人口規模が30万人以上の市区町村においては24.0%、15万人超30万人未満では39.1%、10万人超15万人未満では、50.9%、5万人超10万人未満では60.9%、5万人未満では69.9%であり人口規模が小さくなるにつれて有料化が進んでいる状況である(図表1-3-2)。



図表1-3-2 家庭系可燃ごみの有料化を導入している市区町村の割合(人口規模別)

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

地域別に家庭系可燃ごみの有料化を導入している市区町村の割合をみると、北海道、四国エリアの有料化率が比較的高く、関東、東北、近畿エリアの有料化率は比較的低い状況となっている(図表 1-3-3)。

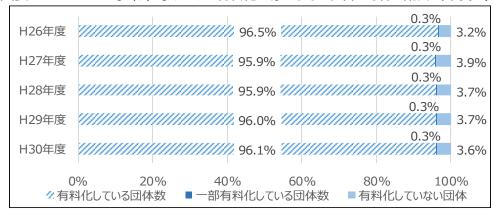
図表 1-3-3 家庭系可燃ごみの有料化を導入している地域別市区町村の数

		全市区町村数	有料化市	市区町村数	(B)	有料化率	区分別 有料化率
区分	都道府県名	(A) 収集なし を除く	排出量 単純従 量型	その他	計	(B/A) (%)	(%)
北海道	北海道	154	125	16	141	91.6%	91.6%
10.72	青森県	40	20	-	20	50.0%	
	岩手県	32	1	_	1	3.1%	
	宮城県	35	11	_	11	31.4%	
東北	秋田県	24	13	1	14	58.3%	46.4%
	山形県	35	29	1	30	85.7%	
	福島県	56	27	_	27	48.2%	
	茨城県	44	15	2	17	38.6%	
	栃木県	25	14	_	14	56.0%	
	群馬県	35	14	2	16	45.7%	
関東	埼玉県	61	10		10	16.4%	40.7%
12021	千葉県	54	34	2	36	66.7%	1017 70
	東京都	62	27	1	28	45.2%	
	神奈川県	31	6		6	19.4%	
	新潟県	30	21	4	25	83.3%	
	富山県	15	10		10	66.7%	
	石川県	19	15	1	16	84.2%	
	福井県	17	5	1	6	35.3%	
中部	山梨県	27	8	1	9		63.6%
H-m	長野県	77	46	14	60	33.3% 77.9%	
	岐阜県	42		7	37		
	静岡県	35	30 17	/	17	88.1% 48.6%	
	愛知県			3	21		
		54 29	18 9	3		38.9%	
	三重県			-	9	31.0%	
	滋賀県	19 25	11	1 2	12	63.2%	
_\!\	京都府		11		13	52.0%	F0 C0/
近畿 	大阪府	39	12	10	22	56.4%	58.6%
	兵庫県	40	17	1	18	45.0%	
	奈良県	39	26	2	28	71.8%	
	和歌山県	29	25	2	27	93.1%	
	鳥取県	19	19	-	19	100.0%	
	島根県	19	18	1	19	100.0%	70.40/
中国	岡山県	27	20	1	21	77.8%	79.4%
	広島県	23	13	-	13	56.5%	
	山口県	19	12	1	13	68.4%	
	徳島県	23	15	1	16	69.6%	
四国	香川県	17	16	-	16	94.1%	85.2%
	愛媛県	20	14	3	17	85.0%	
	高知県	28	25	1	26	92.9%	
	福岡県	58	54	1	55	94.8%	
	佐賀県	20	19	_	19	95.0%	
+	長崎県	21	17	2	19	90.5%	
九州	熊本県	45	34	1	35	77.8%	78.5%
・沖縄	大分県	18	16	1	17	94.4%	
	宮崎県	26	15	-	15	57.7%	
	鹿児島県	41	17	1	18	43.9%	
	沖縄県	41	33	1	34	82.9%	66 ===
	全国	1,689	984	89	1,073	63.5%	63.5%

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

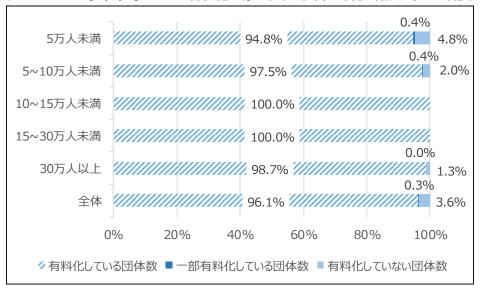
事業系可燃ごみの有料化を実施している市区町村は全市区町村の 96.4%を占めており、平成 22 年度実態調査の約 97%より、ほぼ変わらずほとんどの市区町村において有料化を行っている状況である。

図表 1-3-4 事業系可燃ごみの有料化を導入している市区町村の割合(年度別)



(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

図表1-3-5 事業系可燃ごみの有料化を導入している市区町村の割合(人口規模別)



(出所) 環境省「平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

1-4. 有料化の検討及び導入プロセス

有料化の検討及び導入における手順フローと本手引きとの対応関係を図表 1 - 4 - 1 に示す。

(1) 有料化導入の基礎的検討(2章)

一般廃棄物処理の有料化は、基本方針を踏まえ、各市町村が策定する一般廃棄物処理 計画に位置づけて行う。有料化と一般廃棄物処理の全体的な施策・事業との関係や、有料 化によってどのような課題に対応し、どのような効果を目指そうとするのかを明らかにして検討を 進めることが有効である。

(2) 有料化の仕組みづくり(3章)

一般廃棄物処理に係る現状や課題、目指すべき一般廃棄物処理のあり方を踏まえ、手数料の料金体系、手数料の料金水準、手数料の使途などを検討し、制度の仕組みを定める。

また、有料化の目的及び一般廃棄物行政・事業の目的及び目標を実現するために、一般 廃棄物処理の有料化と併せて、その他の廃棄物関連施策も検討し、施策内容を定める。

(3) 有料化の円滑な導入及び実施(4章)

一般廃棄物処理の有料化を円滑に導入及び実施するために、有料化の検討段階における有料化に関する説明会の開催や、市の広報誌などを活用した情報提供など、住民や事業者への説明を十分に行う。

(4) 有料化の制度評価と見直し(5章)

一般廃棄物処理の有料化を導入した後、その目的を達成するために、制度の運用及びその効果について定期的な点検を行う。さらに、定期的な点検を積み重ね、一般廃棄物処理計画の見直しと併せて、制度の評価、見直しを概ね5年に一度の頻度で行う。

実

施

【2-1.現状の把握及び課題の整理】

- ▶ 現状の把握及び課題の整理
- 住民意識の把握

【2-2. 有料化の目的及び期待する効果の設定】

- ▶ 有料化の目的の設定
- ▶ 期待する効果の検討

導入の決定

【3. 有料化の仕組みづくり】

- > 手数料の料金体系
- > 手数料の料金水準
- > 手数料徴収方法
- > 手数料の使途
- > その他施策の検討

【4. 有料化の円滑な導入及び実施】

- ▶ 住民や事業者との意見交換
- ▶ 市町村内の関連部局との調整
- ▶ 説明会の開催
- > 広報媒体の活用
- ▶ 懸念される課題への対応

有料化の実施

【5. 有料化の制度評価と見直し】

- ▶ 制度の評価と見直しの基本的な考え方
- > 定期的な点検の実施
- ▶ 制度の見直し

2. 有料化導入の基礎的検討

2-1. 現状の把握及び課題の整理

有料化の導入について検討を行う際には、一般廃棄物処理に係る現状把握及び課題の整理を行い、課題解決を含めた一般廃棄物行政の目標を踏まえた上で、こうした有料化の目的のもとで期待する効果を明確にすることが適切である。なお、有料化の導入後には、実施状況やその効果についての点検を毎年度行うことが望ましい(5章参照)。

(1) 現状の把握

一般廃棄物処理の現状については、一般廃棄物排出量や資源化、リサイクルの状況、財政の負担状況、一般廃棄物に関する住民満足度・住民意見等を把握し現状を整理する必要がある。実際の検討にあたっては、次のような項目について検討を行うことが考えられる。

現状把	湿に関する項目 (例)	
	一般廃棄物の排出量(総量、又は人口1人当た	
①一般廃棄物排出量	<u>(</u>)	
	最終処分量(総量、又は人口1人当たり)	
	直接資源化量	
②資源化・リサイクルの状況	総資源化量	
	リサイクル率	
	年間処理経費(総コスト、単位当たりコスト)	
③一般廃棄物処理に係る財政負	既に有料化されている一般廃棄物に係る受益者負	
担状況	担の状況、有料化を検討する場合の受益者負担の	
	見込み	
 ④/住民意識	一般廃棄物処理に関する住民満足度	
	排出抑制や適正な分別排出についての意識	

(2)課題の整理

現状から一般廃棄物処理事業に係る課題を整理した上で、有料化が課題の解決に有用であるかを検討する必要がある。

具体的には、一般廃棄物排出量の増加の他、焼却施設の老朽化に伴う今後施設のあり 方の検討や最終処分場等の逼迫への対応、広域的に一般廃棄物処理を行う一部事務組 合等への負担金の増加などの財政負担の増加等の課題に対して、有料化及び有料以外の 施策を含めた総合的な課題解決の方針を検討することとなる。

2-2. 有料化の目的及び期待する効果

本手引きにおいては、一般廃棄物処理の有料化の主な目的は、一般廃棄物の排出抑制 や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとし、市町村 の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置づけ る。

(1) 排出抑制や再生利用の推進

一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ (動機付け) が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。

廃棄物の排出量の大小は、焼却施設や最終処分場など処理施設の規模や整備時期に 大きな影響を与えるものであり、排出量を抑制することができれば、整備が必要となる施設の 規模は小さく抑えられ、最終処分場の延命化を図ることも可能となる。また、焼却処分量の削減は、温室効果ガスの排出抑制にも寄与する。

なお、可燃ごみや不燃ごみと比較して、資源ごみの手数料を低額水準または無料とし、手数料の料金水準に差を設けることで、分別の促進及び資源回収量の増加が期待される。

(2)公平性の確保

税収のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に明確に差がつかない。また、住民登録地と実際の居住地が異なる等の理由により、納税していない市町村の一般廃棄物処理サービスを受けるという不公平も懸念される。排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できる。

また、小規模事業者や少量排出の事業者の場合には、家庭系廃棄物と同様に収集し、処理費用を徴収していない自治体もあるが、一般家庭から手数料を徴収する際には、公平性の観点から同時にこれらの事業者からも手数料を徴収する必要がある。

(3) 住民や事業者の意識改革

一般廃棄物の排出に手数料を設定していない場合には、廃棄物の排出と費用負担の時期、及び排出量と負担額が一致していないために、排出抑制の経済的インセンティブ(動機付け)が弱い。

有料化の導入によって一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、また市町村が住民や事業者に対する一般廃棄物処理費用等に関する説明の必要性も増大するため、住民や事業者が処理費用を意識し、廃棄物排出に係る意識改革につながることが期待される。その結果、最終的には、住民にあっては、簡易包装製品や詰替製品など廃棄物の発生が少ない商品の選択や不用・不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進、事業者にあっては、分別の徹底、再利用の促進などによる発生抑制効果が期待される。

(4) その他の効果

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、収集運搬費用や処理費用の低減が期待される。また、プラスチック資源等の分別によるリサイクルの促進やバイオマスプラスチックを使用した指定ごみ袋の利用により、プラスチックの焼却に由来する二酸化炭素排出量が低減され、脱炭素社会の実現につながることが期待される。さらに、手数料収入を分別収集及びリサイクルの実施に係る費用や集団回収への助成などの廃棄物関連施策の財源に充てることで、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物に係る施策の充実が期待できる。

さらに、有料化を契機に戸別収集の開始、多言語での一般廃棄物分別パンフレットの作成 や、利便性の高い指定袋への見直し(取手付き袋への移行、視覚障がい者への対応)、高 齢者へのごみ出し支援などの住民サービスの充実、廃棄物処理施設の維持・更新などの必要 な施策に対する財源の確保等、持続可能な一般廃棄物処理に向けた検討を進めることのき っかけとなることが期待される。

3. 有料化の仕組みづくり

3-1. 手数料の料金体系

手数料の料金体系の設定は、「排出量単純比例型(一般廃棄物の排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式)」が最も簡便で住民に分かりやすい方式であり、この方式を中心に、必要に応じて、手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は排出量が多量である者に対する負担増等の工夫をすることが考えられる。

<家庭系一般廃棄物の場合>

手数料の料金体系にはいくつかの方法が考えられ、図表 3 – 1 – 1 に示すように分類される。 各々の手数料の料金体系の特徴や各市町村における普及動向を踏まえると、手数料の料金体 系の設定は、最も単純で分かりやすい「排出量単純比例型」を中心として検討することが考えられる。

「排出量単純比例型」は、廃棄物の排出量に応じて手数料を支払う方式(均一従量制)であり、例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積(=手数料単価×袋枚数)で計算される。手数料の料金水準が低い場合には排出抑制につながりにくい可能性が懸念されるものの、制度がわかりやすいとともに、制度の運用に要する費用が比較的低い、という利点を有する。

この他、必要に応じて、手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は多量に排出する者に対する負担の重課化等の工夫をすることが可能である。

<事業系一般廃棄物の場合>

事業系一般廃棄物の場合、自治体では回収をしておらず、持ち込み一般廃棄物に対して持ち込み手数料を決めている場合が最も多い。その場合、基本的に持ち込み手数料は排出量単純比例型で、重量に応じて課金されることになる。

事業系一般廃棄物も自治体で回収している場合には、家庭系一般廃棄物の場合と同様に、 料金体系を工夫することも可能である。

図表 3-1-1 手数料の料金体系

	料金体系図 ※1	料金体系の仕組み	利点	欠点
		排出量に応じて、排出者が手	制度が単純でわかりや	料金水準が低い場
		数料を負担する方式。単位ごみ	すい。	合には、排出抑制に
① 排	負 担 額	量当たりの料金水準は、排出	排出者毎の排出量を管	つながらない可能性
当	額	量にかかわらず一定である。例	理する必要がなく、制度	がある。
単純	料金	えば、ごみ袋毎に一定の手数料	の運用に要する費用が	
①排出量単純比例型		を負担する場合には、手数料	他の料金体系と比べて	
型型	0 排出量	は、ごみ袋一枚当たりの手数料	安価である。	
		単価と使用するごみ袋の枚数の		
		積となる。 (均一従量制)		
		排出量に応じて排出者が手数	排出量が多量である場	排出者毎の排出量
② 排	台	料を負担するもので、かつ、排	合の料金水準を高くす	を把握するための費
②排出量多段階比例型	負担額 /	出量が一定量を超えた段階で、	ることで、特に排出量が	用が必要となるた
多	•	単位ごみ量当たりの料金水準が	多量である者による排	め、制度の運用に要
隆	料金	引き上げられる方式。(累進従	出抑制が期待できる。	する費用が増す。
蒯	排出量	量制)		
型	0 排出重			
		排出量が一定量となるまでは手	一定の排出量以上の	費用負担が無料と
		数料が無料であり、排出量が一	みを従量制とすること	なる一定の排出量
		定量を超えると排出者が排出量	で、特にその量までの排	以下の範囲内で排
		に応じて手数料を負担する方	出抑制が期待できる。	出量を抑制するイン
	負担額 ・料金	式。例えば、市町村が、ごみの		センティブ(動機付
3		排出に必要となるごみ袋やシー		け)が働きにくい。
_		ルについて一定の枚数を無料で		排出者毎の排出量
定量無料		配布し、更に必要となる場合		を把握するための費
料料		は、排出者が有料でごみ袋やシ		用(例えば一定の
型		ールを購入するという仕組みで		排出量まで使用す
	0 排出量	ある。		るごみ袋の配布のた
				めの費用) が必要
				になるため、制度の
				運用に要する費用
				が増す。

	料金体系図 ※1	料金体系の仕組み	利点	欠点
		排出量が一定量となるまでは手	一定の排出量以上のみ	排出者毎の排出量
		数料が無料であり、排出量が一	を従量制とすることで、	を把握するための費
		定量を超えると排出者が排出量	特にその量までの排出	用(例えば一定の
		に応じて一定の手数料を負担す	抑制が期待できる。	排出量まで使用す
		る一方、排出量が一定量以下と	排出抑制の量に応じて	るごみ袋の配布のた
(4)		なった場合に、市町村が排出抑	排出者へ還元されるた	めの費用)が必要
負担	負	制の量に応じて排出者に還元す	め、「③一定量無料型」	になるため、制度の
④負担補助組合せ型	負 担 額	る方式(例えば、ごみの排出に必	よりも排出抑制が期待	運用に要する費用
翼		要となるごみ袋やシールについて	できる。	が増す。
臣	料金	一定の枚数を無料で配布し、更		
型	排遣	に必要となる場合は、排出者が有		
		料でごみ袋やシールを購入する一		
		方、排出者が使用しなかったごみ		
		袋やシールについて、排出者が市		
		町村に買い取らせることができる		
		方式)。		
		一定の排出量までは、手数料が	一定の排出量以上のみ	費用負担が定額と
		排出量にかかわらず定額であり、	を従量制とすることで、	なる一定の排出量
		排出量が一定の排出量を超える	特にその量までの排出	以下の範囲内で排
		と排出量に応じて一定の手数料を	抑制が期待できる。	出量を削減するイン
		負担する方式。	一定の排出量までを定	センティブ(動機付
(S)			額制にすることで、一定	け)が働きにくい。
⑤定額制従量制	負		額以上の安定した手数	排出者毎の排出量
制制	負 担 額		料を徴収できる。	を把握するための費
延	料 /			用(例えば一定の
制併	金			排出量まで使用す
併 用 型	0			るごみ袋の配布のた
_				めの費用)や一定
				額の手数料の徴収
				のための費用が必要
				になるため、制度の
				運用に要する費用
				が増す。

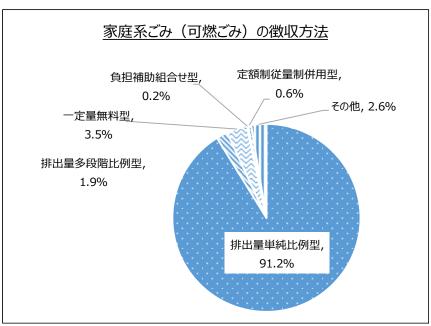
% 1 : (出所) 落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組み — 全国 533 都市アンケート と自治体事例の紹介 — 』(株)ライフデザイン研究所、pp.13-15

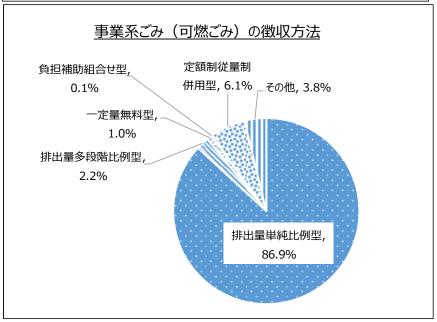
【参考3】採用している料金体系の状況

家庭系可燃ごみの有料化を実施している市区町村のうち排出量単純比例型を採用している市区町村は、約91%を占めている。

事業系可燃ごみについても同様に約 87%の市区町村が排出量単純比例型を採用しており、ほとんどの市区町村で、制度が単純かつ安価での運用が可能な排出量単純比例型を採用している状況である。

図表3-1-2 家庭系・事業系の可燃ごみ有料化における料金徴収方法別の内訳





(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

3-2. 手数料の料金水準

手数料の料金水準を設定する際は、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、周辺市町村における料金水準などを考慮する。

<家庭系一般廃棄物の場合>

(1) 一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進への効果

一般廃棄物の有料化によって排出抑制への効果を得るためには、排出者に対して排出抑制を促す程度の料金水準とする必要がある。排出抑制への効果は、手数料の料金水準だけでなく、排出量の現状や廃棄物の種類、排出抑制に対する排出者の意識、有料化と併せて行う施策や料金体系の種類などによって異なると考えられるため、排出抑制効果と料金水準の相関を明示することは困難であるが、これまで有料化を導入している市町村の事例を参考とすることが考えられる。

また、一般廃棄物の再生利用を推進するためには、排出者による資源ごみの分別を促すことが求められる。そのためには、資源ごみを排出する際に要する手数料を無料若しくは安くする一方、可燃ごみや不燃ごみを排出する際に要する手数料を資源ごみの場合と比較して高くすることで、各々に要する手数料の料金水準に差を設けることが適当である。

(2)住民の受容性の考慮

住民の受容性を無視した手数料の料金水準では、不法投棄や不適正排出を誘発する懸念もある。そのような観点から有料化の制度を円滑かつ効果的に運営するために、住民の受容性に配慮することが適切である。

住民の受容性を考慮した手数料の料金水準となる具体的な金額は、地域差があると考えられるため一概に言えないが、住民を対象に負担額等に関する調査を実施し、その結果を参考にして定めること等が考えられる。

(3) 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

周辺の市町村の手数料の料金水準を把握し、料金水準に差をつける場合には、その理由や考え方を整理し、また、均衡を図る場合には、有料化によって期待する効果が損なわれないか検討することが適切である。こうした検討は、住民に料金水準を説明する観点からも重要である。

<事業系一般廃棄物の場合>

(1)処理原価相当の料金徴収

廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。

事業系一般廃棄物の手数料の料金水準の考慮におけるポイントは、廃棄物処理の原価相当額を正確に把握することであるが、処理原価に含める費用の範囲について、各市町村独自の考え方で整理されている状況や、処理原価相当額を徴収できていない事例が見られる。

この点については、(改訂)一般廃棄物会計基準における生活系・事業系の区分別での処理原価の算定方法を参考にしつつ、さらに可燃ごみ・資源ごみの内訳別に処理原価を把握するなどの手法により、処理原価相当額を把握した上で、料金水準を検討することが考えられる。

(2)地域における資源化施設等における料金水準の考慮

事業系一般廃棄物の料金水準の検討においては、より望ましい形での資源化を促進する 観点から、市町村における受入量の縮減を図る方策を検討するとともに、地域における資源化 施設等における受入価格水準等についても考慮の上、最終的な料金水準を決定する点についても留意が必要である。

また、近隣市町村の料金水準と大きな差がある場合には、自治体間の廃棄物の流入・流 出が懸念されるため、差をつける場合には、それらの対策について検討しておく必要があると考 えられる。

【参考4】手数料の料金水準の分布

家庭系一般廃棄物の排出量単純比例型における大袋の料金水準に関する調査結果を図表3-2-1に示す。

対象は平成 22 年度から平成 30 年度に有料化を行った 86 市町村のうち、公表資料より有料化情報が把握できた 63 市町村である。

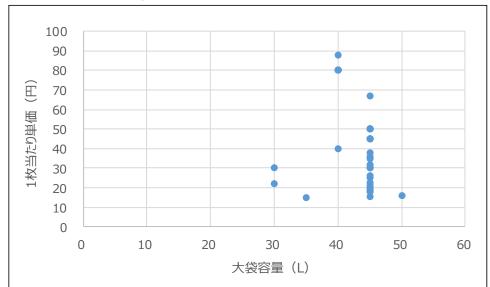
大袋の料金水準については、30円から50円台の市町村数が最も多いが、北海道及び関東の一部市町村において大袋1枚当たり80円台の料金水準としている市町村が多く見られる。

図表 3-2-1 家庭系一般廃棄物排出量単純比例型における大袋の料金水準 (n=63)

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」及び各自治体HPをもとに作成

次に家庭系一般廃棄物の排出量単純比例型における手数料の料金水準に関する分布の調査 結果を図表3-2-2に示す。

全体として、大袋容量は平均 46L、1 枚当たりの単価は 48 円、1L 当たりの平均単価は 1.11 円となっている。また分布としては大袋容量 45L、1 枚当たり単価 15 円~40 円の間に集中している傾向となっている。



図表 3-2-2 家庭系一般廃棄物排出量単純比例型における料金水準分布 (n=63)

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」及び各自治体HPをもとに作成

また、各都道府県別の家庭系一般廃棄物の排出量単純比例型における手数料の料金水準の調査結果を図表3-2-3に示す。

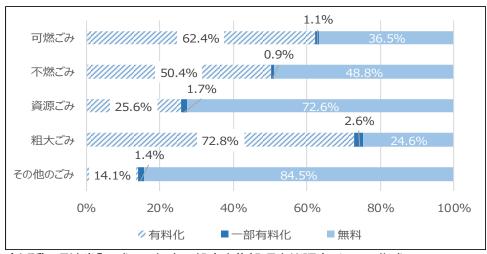
図表 3-2-3 家庭系一般廃棄物排出量単純比例型における都道府県別料金水準 (平成22年度から平成30年度に有料化を行った市町村が対象)

	新規導入	
都道府県	市町村数	平均 / L 当たり単価
北海道	8	1.82
東北	9	1.03
関東	14	1.50
中部	12	0.91
近畿	8	0.84
中国	4	0.73
四国	2	0.41
九州·沖縄	6	0.62
全国	63	1.11

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

【参考5】有料化の対象品目

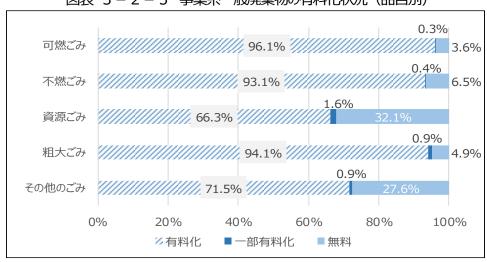
家庭系一般廃棄物の有料化対象品目の調査結果を図表3-2-4に示す。可燃ごみ及び不燃ごみ、粗大ごみを有料化している市区町村が多いが、資源ごみについては可燃ごみ等と差を設けることにより資源化を推進するといった側面もあり、有料化を実施していない市区町村が多い。



図表 3-2-4 家庭系一般廃棄物の有料化状況(品目別)

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

次に、事業系一般廃棄物の有料化対象品目の調査結果を図表 3 - 2 - 5 に示す。家庭系と同様に可燃ごみ及び不燃ごみ、粗大ごみを有料化している市区町村が多いが、資源ごみについては可燃ごみ等と差を設けることにより資源化を推進するといった側面もあり、有料化を実施していない市区町村も見られる。なお、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられていることから、家庭系一般廃棄物と比較して全体として各品目の有料化を実施している割合が高い。



図表 3-2-5 事業系一般廃棄物の有料化状況(品目別)

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

【参考6】手数料の料金水準と排出抑制効果

平成 17 年度~19 年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に袋による単純比例制を導入している自治体 54 件を対象に、可燃ごみの有料化前年と有料化実施 2 年後(有料化3年目)の、年間の一人当たり可燃ごみ収集量を示した結果を図3 - 2 - 6 に示す。54 件中 47 件で一人当たりの収集量が減少しており、54 件の平均値は、有料化実施前が 0.20 t /人であるのに対して、有料化3年目は 0.16 t /人であった。

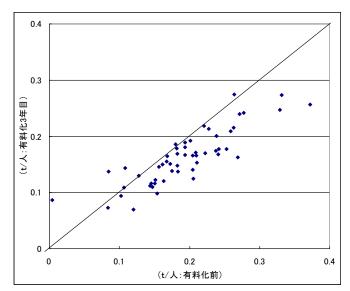


図3-2-6 家庭系可燃ごみの有料化前後の一人当たり可燃ごみ収集量変化(n=54)

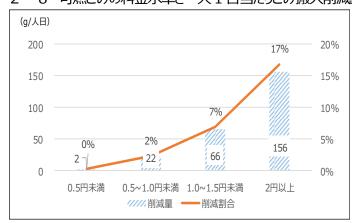
次に、平成22年度~平成30年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に単純比例制を導入している自治体63件を対象に、平成30年度の一人当たり可燃ごみ収集量(g/人日)を1L当たりのごみ処理手数料単価別に示した結果を図表3-2-7に示す。一人当たりごみ搬入量について、1L当たり2円以上の料金水準を設定している場合には他の場合と比較して1割以上ごみ搬入量が少ない状況にあり、一定以上のごみ処理手数料水準にある場合、ごみ排出量も少なくなると考えられる。



図表 3-2-7 家庭系可燃ごみの一人1日当たりごみ搬入量(n=63) (1L当たりごみ処理手数料単価別)

(出所) 環境省「平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

同上の市町村について、可燃ごみを排出する際の手数料の料金水準とごみ削減量(平成 22 年度 から平成 30 年度)との関係を図表 3 - 2 - 8 に示す。削減量及び削減割合から、料金水準が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向が見られ、低い料金設定の場合には排出抑制効果がほとんど見られなかった。



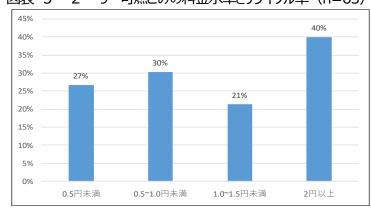
図表 3-2-8 可燃ごみの料金水準と一人1日当たりごみ搬入削減量 (n=63)

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

次に、家庭系一般廃棄物の有料化を導入している市町村について、可燃ごみを排出する際の手数料の料金水準とリサイクル率※との関係を図表3-2-9に示す(平成22年度~平成30年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した63の市町村を対象としている)。

再生利用の推進を意図して、資源ごみの手数料水準を可燃ごみより低く設定する場合には、分別意識の高まりにより資源ごみが適切に分別されるケースが多いため、可燃ごみの料金水準とリサイクル率の関係を整理したものである。

リサイクル率について、1L 当たり2円以上の料金水準を設定している場合には他の場合と比較して1割以上リサイクル率が高い状況にあり、可燃ごみについて一定以上のごみ処理手数料水準にある場合、分別の意識が高まることによりリサイクル率が高くなっていると考えられる。



図表 3-2-9 可燃ごみの料金水準とリサイクル率 (n=63)

(出所) 環境省「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成

※ リサイクル率 (%) = 直接資源化量+中間処理後再生利用料+集団回収量 × 100

【参考7】一般廃棄物の処理に要する費用に対する手数料の料金水準の把握

手数料の料金水準を設定するにあたっては、排出者の理解を得るために、一般廃棄物の処理に要する処理原価を算定し、徴収する手数料が一般廃棄物の処理原価のうちどの程度の割合となるか把握することが推奨される。この際、環境省が策定する(改訂)一般廃棄物会計基準に基づいて算定することで、客観的に費用を把握することができる。

図表 3-2-10

(改訂)一般廃棄物会計基準に基づいた費用及び単位一般廃棄物量当たりの処理原価

費	用種別	部門	費目(大項目)	費用	
4 ∀	ЬПТ⊞	収集運搬部門	人件費/物件費等/移転費用	A円	
経営	処理	中間処理部門	人件費/物件費等/移転費用	В円	
常原価	/尔仙	最終処分部門	人件費/物件費等/移転費用	C円	
費田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	管理	5年1月立7月日	人件費/物件費等/移転費用/そ	- -	
用	費用	管理部門	の他管理費用	D円	

① 一般廃棄物処理原価の合計金額	(A+B+C) 円=E円
② 一般廃棄物の処理量	F kg
③ 一般廃棄物 1 kg 当たりの処理原価 (円/kg) ①/②	(E/F) 円/kg
④ ごみ袋1袋当たり処理原価(円/袋)	5 kg/袋×(E/F)円/kg

(注) ④は、ごみ袋1袋当たりのごみ量5kgと想定して算出

また、(改訂)一般廃棄物会計基準では、一般廃棄物の処理原価を生活系、事業系に分けて把握することとされている。生活系・事業系別に処理原価の状況を把握した上で、特に事業系一般廃棄物については処理原価に見合う手数料水準となっているかの観点からの検討を行うことも、有料化の実施や料金水準の見直しに際しては効果的である。

なお、有料化水準の決定に際しては、生活系・事業系をさらに品目別に区分することで、より詳細な手数料水準の検討が可能である。

図表 3-2-11 (改訂)一般廃棄物会計基準に基づく原価計算書

一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書											
			自 令和(
	bn van Ger / mr N		至 令和(00年3月	3 1 日						
_ [·	処理原価】			収集運搬		中間処理	(焼却・	咨値化)	最終処	1分(埋め)	立て)
		総額	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小言
_	人件費		エルバ	ナネホ	-3.81		ナネホ	-7-81	エルバ	ナネホ	-7-11
•	(1)職員給与費(一般職)										
	(2) 職員給与費(技能職)										
	(3)退職手当引当金繰入額										
	(4) その他									,	
	小 計										
	物件費等			•		•					
	(1) 処理費										
	(2)委託費										
	(3)減価償却費										
	(4) その他										
	小 計										
	移転費用										
	(1)組合分担金等(処理及び維持管理費)										
	(2) その他										
	小 計										
	理 原 価 合 計									4	

3-3. 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法には、家庭系一般廃棄物の場合、手数料を上乗せした市町村の指定 ごみ袋、ごみ袋に添付するシールの販売などが標準的である。一方、事業系一般廃棄物 の場合は、持ち込み時に重量を計測し、それに応じて徴収する方法が標準的である。 徴収方法は手数料の料金体系及び利点などを考慮して定めることが考えられる。

<家庭系一般廃棄物の場合>

これまでの事例をみると、料金体系を排出量単純比例型や排出量多段階比例型とする場合には、市町村の指定ごみ袋を用いる方法が多く、また、指定ごみ袋とシールを併用する場合には、粗大ごみ等の指定ごみ袋に入らないものに対してシールを用いる場合が多い。

市町村の指定ごみ袋を用いる場合及びシールを用いる場合の特徴を【参考8】に示す。

<事業系一般廃棄物の場合>

事業系一般廃棄物の場合、持ち込み時に重量を計測し、それに応じて徴収する方法が最も 採用されている。

図表 3-3-1 手数料の媒体の特徴比較

	指定ごみ袋	シール
取扱いやすさ	・収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが容易である。 ・まとまると重くなり、かさばるために取扱いにくくなる。	・ごみ袋に入らない大きさや形の廃棄物を排出する場合にも使用することができる。 ・収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが比較的困難である。 ・小さいために取扱いは容易である一方、紛失しやすいものと考えられる。
必要な対応	・ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、ごみ袋の表示や色などについて工夫が必要である。 ・なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさのごみ袋を用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。 ・さらに、「プラスチック資源循環戦略」に沿って、指定ごみ袋の作製に当たり、バイオマスプラスチックの使用を検討することが望まれる。	・ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、シールの表示や色などについて工夫が必要となる。 ・なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさに対応したシールを用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。
市場への影響	・既存のごみ袋の市場への影響について 考慮する必要がある。	・既存の市場への影響は少ないと考えられる。
レジ袋 の扱い	・レジ袋をごみ袋として活用できないため、レジ袋で排出することを防止するなど 取扱いを検討する必要がある。	・レジ袋をごみ袋として利用することも可能な場合がある。

	指定ごみ袋	シール
主な	• 排出量単純比例型	• 一定量無料型
採用	• 排出量多段階比例型	• 負担補助組合せ型
実績	• 一定量無料型	
	負担補助組合せ型	

(出所) 財団法人東京市町村自治会編(2002)『家庭ごみ有料化導入ガイド』日報出版を基に一部追記し作成

【参考8】徴収方法の採用実績

全国で家庭系一般廃棄物のうち可燃ごみ処理の有料化を導入している自治体のうち、531 の市町村が手数料を上乗せして市町村指定ごみ袋を販売する方式を採用している。

なお、指定ごみ袋とシールの併用は、通常は指定ごみ袋を利用し、指定ごみ袋に入らない大きさや 形を有する一般廃棄物の排出の場合にはシール利用としている場合である。

この他に、シール、直接持ち込み、その他の徴収方法があり、複数組み合わせて採用されている場合もある。

また、全国で事業系一般廃棄物のうち可燃ごみ処理の有料化を導入している市町村のうち、628 の市町村が直接持ち込み時に料金徴収する方法を採用しており、その約半数が「排出量単純比例型」である。

図表 3-3-2 家庭系可燃ごみ徴収手数料の料金体系及び徴収方法毎の採用市町村数

(単位:市町村数)

徴収方法 手数料体系	法 指定ごみ袋 (うち指定ごみ袋と シールの併用)		シール	直接持ち 込み	その他
排出量単純比例型	474	(31)	11	210	22
定額型	14	(0)	2	4	7
多段階比例型	7	(2)	0	11	1
一定量無料型	8	(1)	5	41	2
負担補助組合せ型	0	(0)	0	1	0
定額制従量制併用型	6	(1)	2	20	4
その他	22	(0)	2	37	11
総計	531	(35)	22	324	47

図表 3-3-3 事業系可燃ごみ徴収手数料の料金体系及び徴収方法毎の採用市町村数

(単位:市町村数)

徴収方法 手数料体系	指定ごみ袋 (うち指定ごみ袋と シールの併用)		シール	直接持ち 込み	その他
排出量単純比例型	162	(13)	6	347	2
定額型	3	(0)	0	21	1
多段階比例型	5	(0)	2	40	1
一定量無料型	1	(0)	0	19	0
負担補助組合せ型	0	(0)	0	0	0
定額制従量制併用型	1	(0)	2	72	1
その他	10	(0)	2	169	2
総計	182	(13)	12	628	7

(出所) 環境省「廃棄物・リサイクル分野における3 R・低炭素化の推進に係わるアンケート調査」 (平成23年度実施)

【参考9】指定ごみ袋又はシールの販売業者との契約方法

手数料の徴収方法として市町村の指定ごみ袋又はシールを手数料に上乗せして販売する方式を 採用した場合、指定ごみ袋又はシールの販売業者との契約方法としては、以下のようなものが考えられる。

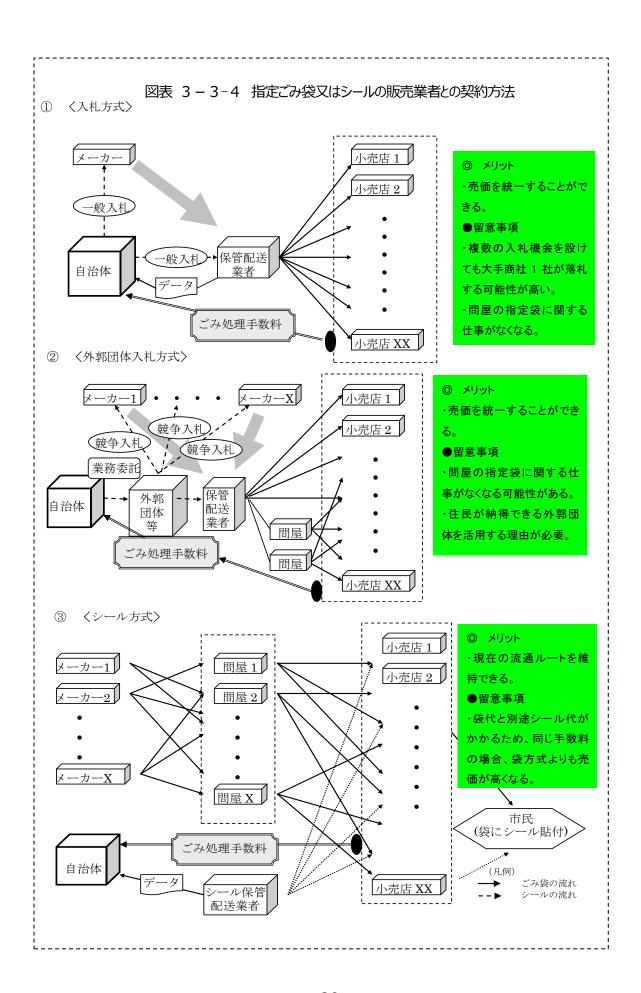
「①入札方式」、「②外郭団体入札方式」は、入札によって、袋の供給メーカーを特定し、市町村の指定ごみ袋に手数料を上乗せして、一律の売価で袋を販売する方式である。①は、市町村が直接、入札を実施する方式であり、②は市町村の委託した外郭団体が入札を実施する方式である。

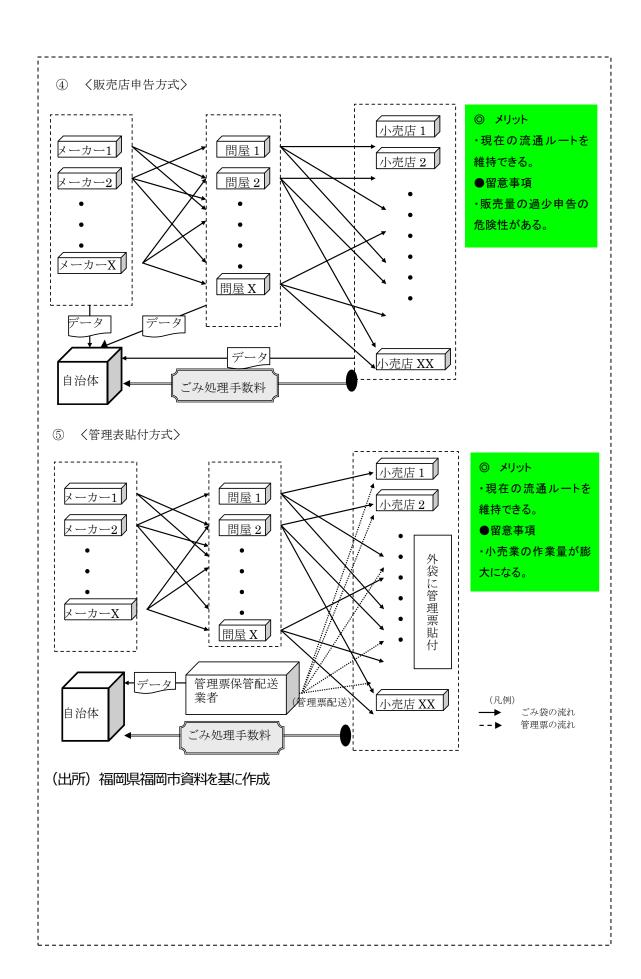
また、③~⑤は、複数のメーカー、問屋による指定ごみ袋の販売ルートを維持し、売価が小売店ご とに異なることを認める方式である。

「③シール方式」は、小売店がシールを売価に手数料を上乗せして販売し、上乗せされたごみ処理 手数料分を、市町村が小売店から徴収する方法である。

「④販売店申込方式」は、市町村が小売店に対して、指定袋を販売する際には手数料を上乗せして販売することを指示しておき、小売店は、指定袋の販売実績とそれに応じて徴収した手数料を市町村に申告する方式である。

「⑤管理票貼付方式」は管理票を指定袋の外袋に小売店が貼り付けて販売し、管理票に応じて ごみ処理手数料を徴収する方法である。





3-4. 手数料収入の使途

一般廃棄物処理の有料化により徴収された手数料について、有料化の運用に必要な経費の他、適切な使途を定め、透明化することが求められる。なお、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に資する使途を定めることで、有料化の制度への理解を深め、排出抑制への住民や事業者の意識を高めることが期待できる。

一般廃棄物処理の有料化により徴収された手数料の使途は次のようなものが考えられる。

図表 3-4-1 手数料収入の使途の例

有料化の運用に必要な経費	指定ごみ袋やシールの作製費
排出抑制の推進に資するもの	排出抑制の推進の助成・啓発活動費
	資源ごみの回収及び選別に要する費用
再生利用の推進に資するもの	リサイクル施設の施設整備に要する費用
	資源ごみの集団回収への助成
た只奈強のお艾に次オフナの	発生抑制及び再使用の推進のための助成・啓発
住民意識の改革に資するもの	活動費
7.D.W	一般廃棄物処理施設の整備費、戸別収集の導
その他	入費の他、一般廃棄物の処理に要する費用

なお、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に資する使途を定めることで、有料化の制度への理解を深め、排出抑制への住民の意識を高めることが期待できる。

また、手数料収入を特定財源として管理する、又は基金として積み立て、資源ごみの集団回収に対する助成やごみ収集ステーションの整備費用などに充当する例も見られる。

3-5. 他施策との併用

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進を図るため、一般廃棄物処理の有料化と併せ、 分別収集区分の見直しや資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再使用の促進など、 他施策の実施について検討を行う。

<3 Rに関連した他施策の取り組みの例>

項目	施策	内容
Reduce	> 減量化指導	• 事業者と連携した減量化施策
(リデュース)		食品□ス削減の指導
		• 廃棄物減量に向けた説明会
		• 家庭用生ごみ処理機助成
Reuse	> 再利用の促進	再利用促進の情報提供
(リユース)		再利用拠点の提供
		• エコリサイクル推進事業所認定
		制度の導入
Recycle	> 分別収集区分の見直し	• 環境に配慮した分別収集区分
(リサイクル)	> 資源ごみ集団回収への助成	の見直し
	> 収集体制の変更	• 集団回収の強化
	▶ 再資源化ルートの開拓	• 戸別収集への移行
		• 収集頻度の見直し

(1) 減量化指導

事業系の一般廃棄物に有料化を導入する場合や、手数料水準を引き上げる場合には、 多量に排出する事業者の排出実態の把握や、具体的な減量指導を行うことが考えられる。また、それら事業者に減量計画を提出させることも考えられる。これらの施策を導入することで、 事業者の意識改革や経済的負担軽減が期待できる。

また家庭系の一般廃棄物に有料化を導入する場合においても、食品ロス削減のための指導や一般廃棄物減量のための説明会など、一般廃棄物の減量に対するインセンティブが働いている状況での指導は排出抑制に対して相乗効果が期待できる。

最近では、小中学校への出前授業の実施、学校給食の業務用生ごみ処理機やダンボールコンポストを用いた堆肥化の実施、家庭用生ごみ処理機の助成など、一般廃棄物の減量に対する教育や取組が行われている。

(2) 再利用の促進

再利用の促進を図るための施策としては、バザーやフリーマーケットの開催支援、広報誌や 市の掲示板等を利用した中古品譲渡の斡旋、リサイクルショップの情報提供などがある。

有料化に併せて再利用の促進を図るための施策を導入することで、一般廃棄物の排出抑制の更なる推進が期待できる。

3 R に取り組む事業所に対するエコリサイクル推進事業所認定制度の導入や、陶磁器、おもちゃなどのリユース市の開催など、各種取組が行われている。

(3) 分別収集区分の見直し

分別収集区分の見直しは主として適正な再生利用を促進するための施策であるが、一般 廃棄物処理の有料化に伴って行うことで、循環型社会の形成に向けた取組に関する住民の 意識改革を図り、分別精度を向上させることが期待できる。その結果、分別収集による再生利 用を促進するとともに、排出抑制への更なる効果を得ることが望まれる。

また、併せて「プラスチック資源循環戦略」に沿って、プラスチック資源の分別回収・リサイクル を促進し、環境に配慮した分別収集区分の見直しを検討することが期待される。

さらに、資源ごみの料金水準を他の一般廃棄物と比べて低く設定することで、住民の分別 排出へのインセンティブ(動機付け)を高めることができる。

生ごみ、容器包装プラスチック、資源物、小型家電回収事業の実施や、リサイクルステーションの設置、使用済みインクカートリッジの回収事業など、各種取組がなされている。

(4) 資源ごみの集団回収への助成

資源ごみの集団回収は、自治会、婦人会、PTA、老人会、子ども会その他地域団体が中心となって、地域の家庭から排出される古紙などの資源ごみを集め、この再生利用を進めていて活動である。集団回収は、団体が資源ごみの管理を行うことで分別が徹底される他、地域の自主的な回収であるため、地域における再生利用に対する意識を高める効果が期待できる。また、有料化に併せて集団回収への助成を行うことで、集団回収の活性化を促すことができ、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の更なる推進が期待できる。

(5) 収集体制の変更

一般廃棄物処理の有料化により、違う分別区分の廃棄物が混入するなどの不適正排出の 増加が懸念される。一般廃棄物の収集方法を戸別収集とすることで、ステーション収集の場合 よりも排出者が明確になるために排出マナーが改善され、不適正排出の防止の他、排出抑制 や再牛利用に対する住民意識の向上が期待される。

戸別収集の利点としては、この他に、一般廃棄物の排出場所までの距離が短くなるために、一般廃棄物の排出場所までの運搬に要する排出者の負担が軽減されることなどがある。最近では、一般廃棄物処理の有用化と併用している自治体も見られる。

また、分別収集区分の見直しや戸別収集の実施などに併せて、収集頻度の再検討も必要となる。資源ごみなど再生利用をするものの収集量を増やすために、収集頻度を増加させることも考えられる。一方、排出抑制を促進するため、可燃ごみや不燃ごみなどの収集頻度を減らすことも考えられる。

なお、戸別収集の実施により収集運搬に要する費用の増加が懸念されるが、収集の経路 や頻度を再検討することにより、費用の増加が軽減できる可能性もある。

(6) 再資源化ルートの開拓

資源回収を促進するには、集団回収や資源ごみ分別回収などの資源回収のルートを構築 し回収される資源の分別精度を高めるとともに、回収した資源の再資源化ルートを開拓する 必要がある。また、再資源化ルートが確立し、住民が分別した資源が高い歩留まりで再資源 化されているという情報を住民に公開することにより、分別への取組みが役立っていることが明確になるため、住民の分別意欲は維持、増進される。

(7) 持続可能な一般廃棄物処理のための他施策

有料化を機に戸別収集を開始したり、戸別収集対象品目の拡大を図ったりするほか、高齢者へのごみ出し支援、利便性の高い指定袋への見直し(取手付き袋への移行、視覚障がい者への対応)、多言語での啓発パンフレット等の作成など、持続可能な一般廃棄物処理のための施策をあわせて展開することも、住民の理解を得るためには効果的である。

4. 有料化の円滑な導入及び実施

4-1. 円滑な導入に向けた関係者との連携

一般廃棄物処理の有料化を円滑に導入及び実施するために、有料化の検討段階において住民との意見交換などを行い、その結果を有料化の仕組みに反映させることが必要である。

(1) 住民や事業者との意見交換

有料化の実施及び仕組み等について検討する際には、住民や事業者の意見を反映させる機会を確保することで、有料化の導入及び制度に対する住民や事業者の理解や協力を得やすくなることが期待される。有料化の検討など、早い段階から住民や事業者への情報提供を行うことが重要である。

住民や事業者との意見交換や意見聴取を行う具体的な方法としては、検討会や意見交換会、公聴会の開催、審議会等への住民代表者の委嘱、パブリックコメントの実施等が想定される。

(2) 市町村内関係部局との調整

一般廃棄物の有料化を行う際は、得られる手数料収入の使途等について財務担当部局等との調整を行う他、一般廃棄物処理の有料化の仕組みが、分別区分等の変更、事業系一般廃棄物の有料化、低所得者層の優遇措置などに及ぶ場合、廃棄物担当以外の関係担当部局(商工部局、社会福祉部局など)との調整が必要となる。そのため、有料化の導入検討の早い段階から、庁内連絡会を随時開催するような体制を構築しておくことが望まれる。

(3)周辺市町村との協議

有料化の実施に際しては、手数料水準の低い周辺市町村への不適正排出の発生や、周辺地域一帯における不法投棄の増加の可能性が懸念される。

有料化の検討段階において、周辺市町村において料金体系や手数料の料金水準の設定 についての担当者間での打ち合わせなど、協議を行うことも望ましい。

また、問題が顕在化した場合の対応方針(例えば、可燃ごみなどの不法投棄ごみの回収 については、有料化を実施している市町村の責任により収集するなど)について協議を行うこと も推奨される。

4-2. 円滑な実施に向けた関係者との連携

一般廃棄物処理の有料化を円滑に実施するため、有料化に関する説明会の開催や、市の 広報誌などを活用した情報提供など、住民や事業者への周知徹底を図ることで、住民や事 業者の理解を深め、有料化及び廃棄物行政に対する協力を得ることが期待される。

一般廃棄物処理の有料化を円滑に行うためには、有料化の目的や仕組みなどに対する住民や事業者の理解及び協力が不可欠である。

さらに、有料化による効果を維持させるためには、有料化の制度の内容や、廃棄物行政全般等について継続的に情報提供を行うことが必要である。

(1)説明会の開催

有料化に対する住民や事業者の理解や協力を得るには、住民や事業者に対する説明会を 開催し、有料化の目的や仕組みなどについて分かりやすく説明を行うことが考えられる。説明会 では、有料化の目的や仕組みの説明とともに、住民に対しては、簡易包装商品やばら売り商 品の購入、生ごみの水切りなどの発生抑制の具体的方策、事業者に対しては、実態把握の 重要性、減量化方策、別途引渡しが可能な再資源化事業者などについて説明することが必 要である。

また、不法投棄対策など有料化の導入によって懸念される課題への対応方法などについて も説明することが必要である。住民や事業者に対する説明会の開催にあたっては、より多くの 住民や事業者が参加できるよう、開催曜日や時間、開催規模、外国籍の方への対応等に留 意することが適当である。

(2) 広報媒体の活用

説明会の実施には開催回数や参加人数などの限界があり、また、参加を希望しない住民や 事業者もいるため、説明会だけでは全ての住民や事業者に有料化を周知することは困難であ る。

そのため、テレビや新聞、雑誌などのマスメディアや、市の広報紙、動画などを積極的に活用し、有料化の目的や意義、内容、手数料の使途などを多くの住民や事業者に周知することが必要である。お祭りやイベントなどにおいて広報を行う方法も考えられる。また、有料化に関する情報だけでなく、分別方法や排出方法・分別種類毎の収集カレンダーなど、住民や事業者がどのような対応をする必要があるのかを明確に示すことが効果的である。

さらに、有料化による効果を維持させるためには、有料化の導入時だけでなく、有料化導入 後も排出抑制や再生利用の状況など、有料化による効果等に関する情報を提供することで、 継続的に意識啓発を促すことが必要である。

【参考10】住民との意見交換でよくある質問

住民に対する説明会では、住民から様々な質問や意見が出る。そうした質問のうち、よくある質問について考え方を整理しておくことで、情報提供をより効果的に行うことが期待できる。

よくある質問(例)

【税金の二重取りに関連して】

Q これまで、ごみ処理は税金で賄ってきたのだからその中でやるべきである。税金が下がらないのであれば、税金の二重取りではないか。

【有料化の法的根拠に関して】

Q 市町村がごみの収集・処理に手数料をとる法的根拠はあるのか。

【有料化の必要性に関して】

Q 有料化の目的は廃棄物の減量化であるが、既に廃棄物は減量傾向にあるのに、有料化 を導入する必要があるのか。

【高齢者世帯等への対策に関連して】

Q 高齢者世帯や、支援が必要な世帯などへの配慮が必要なのではないか。

【不適正排出に関連して】

Q 有料化をしたら不適正排出が多くなり、ごみが街に散乱するのではないか。

【参考11】事例:説明会の開催

これまで有料化を行ったある市町村では、2~3ヶ月程度の集中した期間内の、平日の夕方や土日などに自治会単位等で説明会を実施し、人口比で 10~20%、世帯比で 40%程度の住民の参加があった。

また、説明会の開催方法とごみ減量率について分析した調査では、自治会単位で直接住民を対象に説明会を実施した場合、自治会長等の代表者に対してのみ説明会を実施した場合に比べて、高い発生抑制効果を得られたとの報告がある(出所:大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議『ごみ有料制に関する調査・研究報告書』2000年3月)。

【参考12】事例:広報媒体の活用

住民への周知方法には様々な手段が想定され、テレビや新聞、雑誌などのマスメディアや、市の 広報紙などの広報媒体のほか、市長や担当者の往頭での演説や収集所への掲示等がある。また、 情報の内容として、有料化の制度の内容に加え、分別方法や排出方法・分別種類毎の収集カレン ダーなど、住民がどのような対応をする必要があるのかを明確に示すことが効果的である。併せて、一般廃棄物の排出量を定期的に示すことも望ましい。

図表 4-2-1 広告媒体の活用例

<広報媒体・周知方法>

- テレビ、新聞、ラジオ等での情報発信
- 市の広報誌への定期的な掲載
- 電車、バス等の車内広告の利用
- 往頭での演説・説明
- 収集所への掲示
- 回覧板の利用
- 冊子等の全戸配布
- 祭りやイベントなどの実施

<情報の内容>

- 有料化の制度の内容
- 収集日
- 分別区分
- 一般廃棄物の排出量

(出所) 環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」 (平成 18 年 10 月実施) 及びヒアリング調査より作成

4-3. 懸念される課題への対応

一般廃棄物処理の有料化を円滑に実施するため、不適正排出や不法投棄、排出抑制効果の減少など有料化の導入に伴い懸念される課題について整理を行い、必要な事前対策を行うとともに、事後対策の検討もしておくことが求められる。

(1) 不適正排出への対応

有料化の導入に伴い懸念される課題として、まず、指定袋以外での排出など手数料が払われずに一般廃棄物が排出されることが挙げられる。また、分別区分により手数料の料金水準が異なる場合は、料金水準の低い分別区分の一般廃棄物に、他の区分の一般廃棄物が混入して排出されることも考えられる。有料化の導入と同時に分別区分の見直しを行った場合には、情報不足などにより分別区分に従わない排出が増加することも想定される。

このような不適正排出を防止するためには、図表 4 - 3 - 1 に示すような対策を行うことが考えられる。

図表 4-3-1 不適正排出の発生防止に効果的と考えられる対策の例

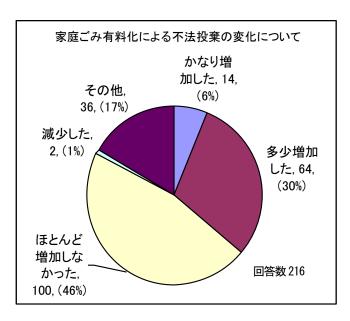
	対策	効果
ごみ袋や	分別区分別に色分けされたご	一目でどの区分のものか分かるよう、色分けした袋とする。
シールへ	み袋やシールの使用	
の対策	半透明袋の使用	ごみ袋の中身が見えるようにすることで、他区分のごみの
		混入が確認できる。
	記名式ごみ袋やシールの導入	ごみ袋やシールを記名式にして、排出者を特定しやすく
		し、ごみの排出に関する意識向上を図る。
収集方法	指導員の設置	ごみの収集場所に指導員を配置し、ごみの排出に関する
に関する		指導を行う。
対策	戸別収集の実施	各家庭の前にごみを排出することで、排出者を特定しや
		すくし、ごみの排出に関する意識向上を図る。
広報	各家庭に配布する冊子や広	各家庭へ配布する冊子や広報、マスメディア等を活用し
	報、マスメディア等を活用した	て、有料化やごみの分別区分等に関する情報の周知を
	制度の周知	行う。なお、周知を継続的に行うことで、効果を高めること
		が期待できる。
		<周知を行う内容の例>
		有料化の意義や目的
		ごみの排出方法
		廃棄物の種類別の分別区分
		ごみの収集を行う日を示したカレンダー

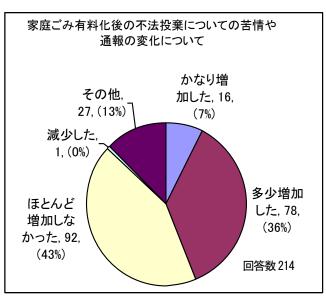
(出所) 環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」 (平成 18 年 10 月実施)

(2) 不法投棄への対応

ごみ袋やシールなどの手数料を支払わずに、一般廃棄物が空き地や道端へ不法投棄されることも、一般廃棄物処理の有料化に伴う懸念事項の一つとして挙げられる。山谷(2005)のアンケート調査によると、有料化の導入により不法投棄される一般廃棄物の量が増加しなかった(「ほとんど増加しなかった」又は「減少した」)と回答した市区の割合が 47%であった一方、増加した(「多少増加した」又は「かなり増加した」)と回答した市区の割合は 36%となっており、一部の市区において不法投棄が増加する傾向が見られている。

図表 4-3-2 一般廃棄物処理の有料化と不法投棄及び不法投棄についての苦情等の 変化





(注) 全国 735 市区 (全市及び東京 23 区) を対象に 2005 年 2 月に実施したアンケート、回収数は 607 件

(出所) 山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事情」『月刊廃棄物』2005年10月

山川(2004)は、米国 E P Aの「不法投棄防止ガイドブック」に示されている分類にしたがって、不法投棄の防止策を図表 4 - 3 - 3のように整理するとともに、全国の全市及び特別区を対象とした調査から得られた不法投棄対策事例をとりまとめている。以下に、各対策の概要を示す。

図表 4-3-3 日本で成功した不法投棄の防止策

分野	対策	Ŕ	回答数
	①不法投棄されたごみの撤去	住民参加型撤去活動	1
		処罰・呼びかけの看板	4
投棄場所の維持管理		人感ライト・人感スピーカー	1
	②不法投棄が頻発する場所の管理	車両進入防止柵等	5
		プランター、花壇	2
コミュニティ・	③地域活動(コミュニティ・プログラム)	住民参加型撤去活動	1
アウトリーチと参加	④啓蒙活動(アウトリーチ)		0
		特定して文書送付	1
ル奈夫にもまったの	⑤投棄者への指導等	警察との協力・監視強化	2
投棄者に対する法の 執行		監視カメラ(ダミー含む)	6
ያ ነገር	⑥監視	人感ライト・人感スピーカー	1
		民間協力通報問整備	2

- (注) 本表では、アンケートに回答した担当者の判断により、不法投棄の防止に効果があるとされた対策を挙げている。
- (出所) 山川肇「有料化によって不法投棄は増加するか」『都市清掃』第 57 巻、第 257 号 2004 年を元に作成

① 不法投棄されたごみの撤去

ごみが不法投棄されている場所には、更なる不法投棄が起こりやすいため、不法投棄されたごみを撤去することにより、新たな不法投棄を抑制する心理的な効果があると考えられる。

② 不法投棄が頻発する場所の管理

不法投棄されやすい場所を適切に管理し、物理的にその場所に近づきにくくすることにより、 当該場所への不法投棄が減少していることが報告されている。不法投棄されにくくする管理 の方法としては、看板や人感ライト・スピーカー(人間の体温を感知した場合に照明が点灯 するとともに、スピーカーからメッセージが流れるもの)の設置、車両侵入防止柵の設置、プ ランターや花壇の設置などが挙げられる。

③ 地域活動(コミュニティプログラム)

不法投棄対策への地域住民の参加を促し、不法投棄への関心を高めることで不法投棄をしにくく、またされにくくするための対策である。コミュニティプログラムには、住民参加型の不法投棄されたごみの撤去イベントや、住民と警察のコミュニケーションを促し、情報提供等で住民が協力して犯罪を抑止する取り組みなどがある。

④ 啓蒙活動 (アウトリーチ)

アウトリーチとは、学習要求を持っていない人々を学習機会に参加させ、学習要求や学習行動を誘発しようとする活動である。

⑤ 投棄者への指導等

不法投棄の投棄者を特定又は推定を重点的に行い、投棄者に対する指導や投棄者の 廃棄物処理法に基づく告発を強化して行うことも、不法投棄の防止に有効であると考えられ る。

なお、廃棄物処理法では、廃棄物を捨てた者(いわゆる不法投棄をした者)は 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定されている。

6 監視

不法投棄が頻発する場所での張り込みや監視カメラの設置、パトロール、住民からの不 法投棄に関する情報提供の依頼等により監視を行うことも、不法投棄の防止に効果がある と考えられる。

(3) 排出抑制効果の維持

有料化の導入によって、経済的インセンティブ(動機付け)が働き、排出抑制が期待されるが、有料化導入後数年が経過すると、有料化による料金負担に慣れ排出抑制意識が希薄になってしまうために、排出抑制効果が減少してしまうという懸念も、有料化の導入の際の課題として挙げられる。

排出抑制効果を持続させるためには、住民に排出抑制の重要性などについて継続的な理解を促し続けることが重要であり、継続的な啓発活動の実施や情報提供、指定袋の無料配布枚数の変更などが有益である。

(4) 有料化の手数料減免の実施

一般廃棄物処理の有料化は、支援が必要な世帯等への配慮から、指定ごみ袋の無料配布や有料化の手数料の減免を実施している市町村がある。

これらの政策については、福祉政策との関連性も考慮し減免等の内容について社会福祉部 局と連携して検討を行うことが必要である。

また、その他清掃ボランティア等で排出される一般廃棄物の減免を実施する等、公共の目的において手数料の減免を実施することも考えられる。

5. 有料化の制度評価と見直し

5-1. 制度の評価と見直しの基本的な考え方

効果ある有料化の実施を図るために、制度の実施状況及びその効果について毎年度点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを、ごみ処理基本計画の見直しと併せて、概ね 5 年に一度の頻度で行う。また、毎年度の点検結果及び評価結果を住民や事業者に情報提供する。

【解説】

効果ある有料化の実施を図るためには、廃棄物処理計画の目標に応じた有料化の目的や効果を明らかにし、制度を構築すること(Plan)にはじまり、有料化施策の導入及び実施(Do)、その実施状況や効果などの把握及び評価(Check)、その結果を踏まえた制度の見直し(Action)を行うことについて、一連のサイクルとして継続的に実施することが求められる。

具体的には、図表 5 - 1 - 1に示すように、一般廃棄物処理の有料化を導入した後、制度の実施状況及びその効果について毎年点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを、一般廃棄物処理計画の見直しと併せて、概ね 5 年に一度の頻度で行う。

導入前年 導入年 5年目 1年目 2年目 ... Plan 実施検討判断 料金体系 料金水準 料金の徴収方法 手数料収入の使途 定期的な評価を踏まえた 他施策との併用 関係者との連携 制度の見直し 懸念される課題への対応 Do 関係者との連携 (説明会の開催など) 毎年度の点検 有料化の導入 Check 有料化の制度評価 Action 有料化の制度見直し

図表 5-1-1 有料化の制度評価と見直しの考え方

5-2. 点検の実施

一般廃棄物処理の有料化を導入した後、有料化の実施状況やその効果についての点検を毎年度行う。その結果に基づき、必要に応じて、効果の維持若しくは効果を向上させる対策を検討、実施することが求められる。実施状況や効果結果を住民や事業者に情報提供する。

【解説】

(1) 点検項目

具体的な有料化に関する点検項目やその評価に基づく対策としては、下記に示すものが考えられる。

図表 5-2-1 有料化に関する点検項目例

	測定·点検項目(例)	備考
①排出抑制の効果	一般廃棄物の排出量(総量、又は人口1人当たり)	
	最終処分量(総量、又は人口1人当たり)	
②再生利用推進の	直接資源化量	
②再生利用推進の 効果	総資源化量	
	リサイクル率	
	排出抑制や適正な分別排出の意識変化	マンケ し 囲木に
③住民の意識改革	分別精度	アンケート調査に
	発生抑制に寄与する消費者の商品選択の変化	よる把握
		一般廃棄物の収
④不適正処理や不	有料化の対象となる一般廃棄物の不適正排出の件数	集作業員等によ
法投棄の防止		る把握
	有料化の対象となる一般廃棄物の不法投棄の件数	
⑤手数料の使途	手数料の使途となる事業の実施量	

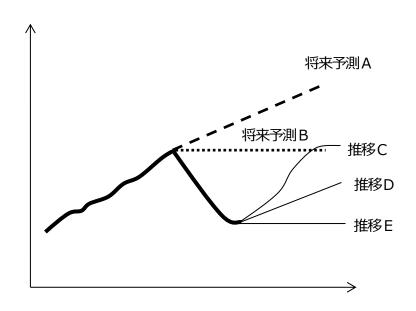
有料化の実施状況や、排出抑制及び再生利用促進の状況など有料化による効果に加え、 有料化により徴収された手数料収入の使途となる事業の効果等についても併せて点検する必要がある。

効果についての点検の結果については、住民や事業者へ公表することによって更なる住民や事業者の意識改革に資することが期待される。

① 排出抑制の効果

排出抑制効果は、基準年の設定や、当初の目標、将来予測の方法等によって異なる。 図5-2-1は、有料化後の一般廃棄物収集量の変化を示したものであるが、将来予 測の想定によって、排出抑制効果の評価も異なる。有料化をしなければAになっていたと考 えると、C、Dは増加に転じているが、廃棄物減量効果は維持していると考えられる。有料 化をしなければBであったとすると、Cは有料化の効果がほとんどなくなっていると考えられる。

図表 5-2-2 有料化後の廃棄物量予測と廃棄物量の推移パターン



十分な排出抑制効果が得られていない場合には、継続的に住民や事業者の排出抑制 に対する意識を喚起することが重要である。そのためには、有料化や一般廃棄物の排出方 法についての周知徹底や、排出量や資源化量の公表などの取組みが考えられる。

② 再生利用の促進効果

更なる再生利用の促進にあたっては、廃棄物の分別や収集日に関する分かりやすい一覧表の配布や、資源ごみの収集ステーションの増設、廃棄物減量等推進委員の活性化などが考えられる。また、燃やすごみ・不燃ごみと資源ごみの料金水準に関する料金差の設定などが考えられる。

③ 住民や事業者の意識改革

一般廃棄物の排出抑制や再生利用等について住民の意識を更に高める方法としては、 有料化の制度の内容や分別方法や排出方法等に関する更なる情報発信や、イベントの実施、商品購入時における発生抑制努力へのインセンティブの付与や広報の実施、再使用の 促進方法などが挙げられる。

また、事業者の意識を更に高める方法としては、減量化や再資源化手法、引渡可能な 再資源化事業者等に関する更なる情報発信や、減量化計画を評価・検証し、フィードバッ クすることなどが考えられる。(情報発信・周知徹底については4 – 2、キャンペーン等につ いては3-5を参照のこと)

④ 不適正排出や不法投棄、排出抑制効果の低減の防止

不適正排出の防止が十分でない場合、指定袋の形状・色・透明度の検討、指導員の設置及び活性化、収集頻度の検討、有料化や分別区分に関する周知徹底等が必要である。特に、有料化の導入と同時に、分別区分の見直しや収集方法の変更を行った場合には、分別収集に対する認知度が低いことが懸念されるため、一般廃棄物の分別及び排出方法などについて積極的な広報活動が求められる。(不適正排出や不法投棄を防止する具体策については、4-3を参照のこと)

⑤ 手数料収入の使途

有料化の実施による手数料収入を充てた事業の点検も同時に行うことが求められるため、 使途への妥当性及び、事業の有意性などを評価することが必要である。

手数料収入が有効に活用されていないと判断された場合には、住民や事業者の理解の得られる新たな使い道を検討する必要がある(手数料収入の使途については3-4を参照のこと)。

(2) 運用制度の妥当性

有料化の手数料の媒体となる指定ごみ袋やシール等が、自分が排出するごみ量よりも過大な単位のものしかない場合(例えば、ごみの排出量が、指定ごみ袋やシールの容量の半分程度しかない場合)には、排出量当たりの手数料の負担額に格差が生じるほか、十分な排出抑制効果が現れないことが考えられる。指定ごみ袋の容量をより少ないものにしていくことは、排出者にとって排出抑制への取組みを行う際の目標として有効であるため、住民の排出実態に合わせ、より少量の単位の指定ごみ袋やシールを導入することが求められる。

なお、複数の容量の指定ごみ袋を用意する場合、より小さい容量のごみ袋に移行するインセンティブを確保するために、大きい容量の袋の料金単価が、小さい容量のものに比べて安価 にならないよう留意する必要がある。

また、直接搬入の場合に手数料の料金水準を無料又は安価にしている場合には、排出抑制効果が十分に得られないことが考えられる。公平性確保の観点からも、料金格差の是正について、検討を行うことが求められる。

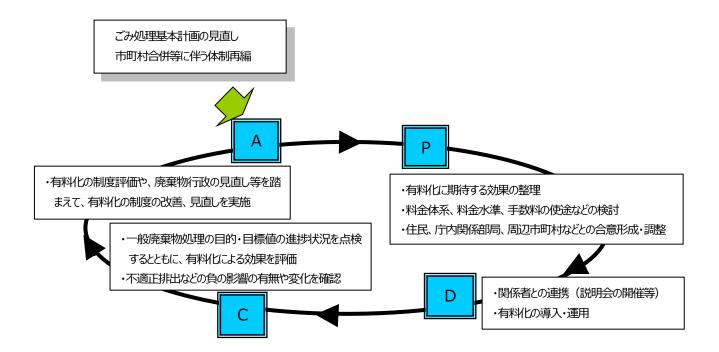
5-3. 制度の見直し

有料化の制度見直しは、ごみ処理基本計画の見直しや、市町村合併等と併せて、概ね 5年に一度の頻度で行う。

ごみ処理基本計画は、概ね5年に一度、見直しが行われる。この機会に併せて、有料化の制度についても見直しを実施することが適切である。

ごみ処理基本計画の見直しにおいて、廃棄物行政の方針、目標が大きく見直される場合には、その見直しに即した有料化の制度見直しが必要となる。廃棄物行政の方針や目標に大きな変更がない場合においても、毎年の点検結果を踏まえ、制度の評価及び改善や見直しを実施することが適切である。

図表 5-3-1 一般廃棄物処理の有料化のPDCAサイクル



(1) 定期的な点検・評価を踏まえた見直し

定期的な点検・評価による運用の変更では、有料化の目的や期待される効果の達成が不 十分である場合には、有料化の制度の仕組み(料金体系、料金水準、手数料の使途など) の見直しや、併用施策の見直しや追加を行う必要がある。

例えば、排出抑制効果が不十分である場合には、料金体系の変更や、料金水準の引き上げなどが考えられる。

(2) 一般廃棄物処理計画の方針・目的の変化に即した見直し

ごみ処理基本計画の方針や目標が、大きく変更される場合には、その変更に即して、有料化の制度も見直す必要がある。

また、市町村合併が予定されている場合には、料金体系や料金水準などの統一が必要となる。

なお、市町村合併が予定されている場合には、ごみ処理基本計画も見直されるため、新た に作成される計画の方針や目的に即した有料化の制度見直しが必要となる。

6. 有料化を検討するにあたっての参考事例

一般廃棄物有料化の手引きで説明している5つの「有料化の検討及び導入プロセス」ごとに、本事例集で紹介した事例を整理すると、以下のとおりである。

なお、本項は各自治体の施策例を分類別にまとめたものであり、施策の実施及び効果においては下記それぞれに示した施策例の他、様々な施策が総合的に実施されていることに留意する必要がある。

(1) 現状の把握及び課題の整理

事例で取り上げた自治体では、可燃ごみ収集回数の削減(千葉市)、一般廃棄物の分別(千葉市、生駒市、海老名市)、生ごみ処理機の普及(金沢市、日光市、生駒市、海老名市)、資源物の回収促進(千葉市、金沢市、日光市、生駒市、海老名市)、啓発活動(千葉市、金沢市、生駒市、海老名市)など、一般廃棄物の減量や資源化の促進に向けた様々な施策に取り組んできたが、目標としている減量化、資源化に至らず、より一層の取り組みが必要なため、有料化の検討が行われている。

また、一般廃棄物処理施設の逼迫による今後の施設の在り方や最終処分場等の長寿命 化の検討が必要となる事例(千葉市、海老名市、知多市)もあり、これらの検討にあたって、 一般廃棄物減量化及び資源化の検討は必要不可欠なものであり、有料化の検討が行われ ている。

(2) 有料化の目的及び期待する効果の設定

事例で取り上げた多くの自治体では、一般廃棄物の排出量の抑制、分別促進による資源 化量の増加を期待し、有料化を導入している(すべての事例)。また、最終的には、住民や事 業者が処理費用を意識し、廃棄物排出に係る意識改革につながることを期待している。

(3) 有料化の仕組みづくり

事例で取り上げた多くの自治体では、料金体系として、排出量単純比例型を採用しているが(千葉市、金沢市、日光市、生駒市、海老名市、知多市、八王子市)、有料化導入に際しての住民等の理解促進を考慮し、一定量無料型を採用した事例もみられた(小松市)。

減免制度については、有料化と同時に検討されており、紙おむつ等の利用について指定袋の支援や指定ごみ袋は不要とするなどの対応が行われている事例(千葉市、金沢市、海老名市、知多市、小松市、日光市、八王子市)や、福祉施策の一環として生活保護受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成世帯等の支援が必要な世帯に対する減免が行われている事例もあった(日光市、海老名市、八王子市)。剪定枝や地域清掃による排出についても減免等を行っている自治体があった(千葉市、金沢市、日光市、海老名市、八王子市)。

手数料の徴収方法については、指定袋による徴収が多くみられた。より一般廃棄物の減量 化施策の推進、市民の利便向上の観点から、小さいサイズの指定袋の作成や、少容量の指 定袋の単価を抑えるような価格設定の検討や、視覚障がい者への対応がなされている事例も あった(小松市、八王子市、海老名市)。環境に配慮したバイオマスマーク仕様の指定袋の 作成に取り組んでいる自治体もあった(海老名市)。

適正な受益者負担を求める観点から、処理が困難でありコストがかかる特定品目(スプリング入り廃棄物)について、特別の手数料を設定し、処理が困難な廃棄物を排出する人への「つかう責任」や、製品の最後までを考えた製造者への「つくる責任」へつなげることを意図した事例もあった(小松市)。

家庭系一般廃棄物有料化と同時に、より適切な受益者負担を求める観点から事業系一般廃棄物の手数料の改定を行った事例もあった(千葉市、金沢市、日光市)。

事業系手数料の改定に際しては、近隣市町村の負担割合も考慮しつつ、一般廃棄物処理原価に対する負担水準を見直す形で積算した上で料金水準の検討が行われている事例がみられた(千葉市)。事業系一般廃棄物の手数料引き上げに伴う家庭系一般廃棄物への混入増加に対する対策としては、一般廃棄物問題に対するモラルの啓発を行うとともに、有料であった資源物の引き取りを無料にする対応を行った事例もあった(日光市)。

(4) 有料化の円滑な導入及び実施

有料化の導入に当たって、庁内においては、審議会や検討委員会が開催されるほか、自治会等に対する説明会を一定期間、多数回開催し、住民への説明や意見交換を行い住民の意見を反映の上、有料化の決定が行われている。円滑な導入に向け、パンフレット配付やガイドブックの作成、ごみステーションでの啓発、啓発看板の設置などが行われている(全ての事例)。外国籍の方への対応として、外国人向けの説明会の開催、外国語翻訳した分別冊子や、一般廃棄物分別検索システムの外国語対応を導入した事例もあった(千葉市、海老名市)。

有料化による住民に負担を求める一方で、戸別収集の実施(海老名市)や、可燃ごみの収集頻度は減らす一方で、古紙・布類の資源物の回収頻度を増やす事例(千葉市)、剪定枝の資源化を目的として申込制の戸別収集の導入事例(海老名市)もみられた。

有料化導入後は、広報やパンフレット、ごみステーションへの看板の設置等により、住民への 普及啓発を行っている(日光市、生駒市)。

導入後の課題として、不適正排出、不法投棄への対応がある。

これらへの対応としては、地縁団体等の協力を得ながら、広報等による対応を行っている。 特に、課題として多く掲げられているのは、不適正排出であるが、対応としては、管理が行き届 かない集積所への重点的な指導を行う事例(海老名市)があった。

(5) 有料化の制度評価と見直し

有料化の制度を評価する指標として、「一般廃棄物排出量」や「資源化率」を設定している 自治体が多くみられた。

有料化導入後の評価として、多くの事例で「一般廃棄物の減量化」「資源化量の増加」「住 民意識の向上」といった効果が上がっている。焼却ごみを削減することで、持続可能な焼却施 設の整備や、焼却灰の削減による最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減にもつながって いる。

有料化後のさらなるごみ減量・資源化に向けた取り組みとして、プラスチックの資源化拡大、 資源物の戸別収集を行う事例がみられた(八王子市)。また、さらなるごみ減量を目指すと ともに適正な受益者負担、近隣他市の手数料水準等を勘案し、持ち込み手数料の改定を行 う事例も見られた(八王子市)。

(参考) 有料化以外の施策により課題解決を目指した事例

有料化にあたっては、住民負担の増加や不適正排出の増加等の課題がみられることから、 いずれの事例においても有料化の実施を検討する以前に、有料化以外の施策により課題解 決を目指している状況が見られた。

その中で、有料化をせずに一般廃棄物の減量化を達成している事例としては、手数料分を 徴収せず市場価格による指定袋を導入している事例(豊橋市)、分別品目の拡大と徹底し た啓発活動を行った事例(横浜市)があった。また、有料化を検討したもののごみ処理計画 の変更を受けて一旦有料化を見送る一方で、世帯人数に応じて配付する指定袋の見直し (可燃(燃やす) ごみの容量変更等)を行うとともに、1回1袋出しへの協力を求め、一般廃 棄物の減量化を図った事例もあった(八尾市)。

しかし、有料化以外の施策による課題解決には、目標とする排出抑制効果を得ることが難 しい場合があること、公平性の確保や各種施策の実施における財政負担についても留意する 必要がある。

参考文献

- 1. 落合由起子『家庭ごみ有料化による減量化への取り組み 全国 533 都市アンケートと自治体事例の紹介 』(株)ライフデザイン研究所、1996 年
- 2. 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議『ごみ有料制に関する調査・研究報告書』2000年
- 3. 財団法人東京市町村自治会編『家庭ごみ有料化導入ガイド』日報出版、2002年
- 4. 山川肇「有料化によって不法投棄は増加するか」『都市清掃』第57巻、第257号2004年
- 5. 山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事情」『月刊廃棄物』2005年10月
- 6. 山谷修作「ごみ減量政策 自治体ごみ減量手法のフロンティア」 丸善出版株式会社、2020年

<参考資料4>

有料化検討事例集

有料化検討事例集

目次

<有料化導入事例>		頁数
【千葉県千葉市】	明確な目的・目標設定とその達成に向けた段階的取組	P.4
【石川県金沢市】	ごみ減量と循環型社会の形成に向けた有料化導入	P.8
【栃木県日光市】	3年に及ぶ減量化等施策の実施検証を経て有料化導入	P.11
【奈良県生駒市】	1年半のトライアルを経て有料化導入	P.15
【神奈川県海老名市】	有料化と可燃ごみ戸別収集によるごみ削減の取組	P.19
【愛知県知多市】	ごみの減量及び資源化の推進のため、家庭系収集ごみ 有料化を導入	P.24
【石川県小松市】	一定量無料型(ダイエット袋)導入等による削減の取組	P.27
【東京都八王子市】	有料化後もさらなるごみ減量・資源化を目指して	P.31
く参考:有料化以外の施策に	く参考:有料化以外の施策により課題解決を目指した事例>	
【愛知県豊橋市】	市場価格の指定ごみ袋及び生ごみ分別によるごみ削減の取組	P.36
【大阪府八尾市】	指定袋配布によるごみ削減と資源化促進の取組	P.40
【神奈川県横浜市】	分別品目拡大と徹底した啓発活動によるごみ削減	P.43

有料化導入事例

【千葉県千葉市】明確な目的・目標設定とその達成に向けた段階的取組

基礎情報

970,455人(平成31年3月末日)

常住人口: 常住世帯数: 収集方法:

手数料:

徴収方法:

有料化時期

指定袋による徴収(排出量単純比例型) 458,314世帯(平成31年3月末日) 有料(可燃バみ、不燃バみ) ステーション収集 平成26年2月 紙おむつ等使用世帯への指定袋(家庭ごみ袋)支援・ 地域清掃への支援

※可然ごみ5リットル(特小)の被売は令和2年9月1日より開始します。一部店舗では取扱かない場合もあり 1枚8たりの価格 16FE H. 24日 198 169 85 H. (10株セット) H04 160H 240H 360円 180H 80H 80H 45リットル (権力) 10U y NJ. (44) 5リットル (特小 TOUS PAL (NA) 20リットル(中) 80リットル(木) 20リットル(中) 題 売し渡回 北川戦火 HH

ARIGATOU

ARIGATOU

く指定袋の料金等>

大路にお

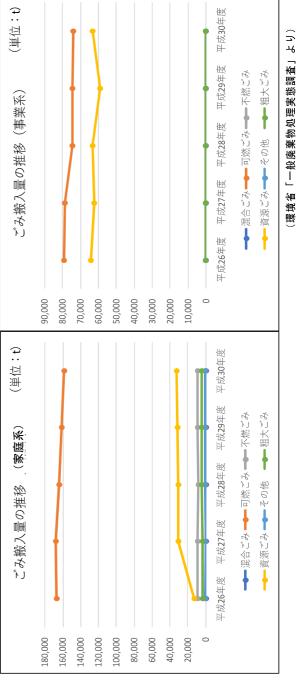
を2番目

(出所:千葉市「可燃ごみ・不燃ごみ の指定袋について」より抜粋)

(単位:t)

く過去5年間におけるごみ排出量の推移>

			家庭	庭系					毒	業系			一十
± ₩	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ その他	その他	混合ごみ	回燃ごみ 不燃ごみ		を派ごみ	ごみ 粗大ごみ その他	その他	3
平成26年度	0	166,601	8,653	13,204	3,531	307	0	79,299	25	64,265	0	165	961,416
平成27年度	0	168,426	8,773	30,825	3,600	288	0	78,924	17	62,183	0	155	964,180
平成28年度	0	164,182	8,553	30,878	3,967	313	0	74,677	23	63,131	0	122	965,847
平成29年度	0	161,469	8,838	31,209	3,950	314	0	74,450	23	58,855	0	106	967,437
平成30年度	0	158,381	8,664	32,616	4,212	808	0	74,207	14	63,474	0	76	969,544



[千葉県千葉市]]明確な目的・目標設定とその達成に向けた段階的取組

家庭系ごみの有料化制度の導入

有料化導入の背景

- **づいている工場をどうするかという検討**において、多額の費用をかけて清掃工 千葉市内で運用していた3つの清掃工場のうち、**老朽化のため稼働停止が近** 場を建て替えるのではなく、稼働停止する清掃工場に替わる**新たな清掃工場** の整備を行わない(焼却ごみを減らすことで運用する清掃工場を2つに減ら す)ことを選択した。
- 残る2つの清掃工場でごみを安定的に処理していくため、**「焼却ごみ3分の1削 減」を目指して**取り組んでいくこととした。
- 却ごみ量の削減ペースが鈍化したことから、「焼却ごみ3分の1削減1の目標達成に向けたさらなる施策として、家庭ごみ手数料徴収制度の導入を決定した。 焼却ごみ削減は一定程度進んだものの、古紙類の収集量も頭打ちとなり、 **焼**

<焼却ごみ3分の1削減を目指した取り組み>

- 雑がみの分別
- ごみ削減 分別徹底のための市民説明会の開催
- <u> ごみステーションでの早朝啓発活動</u>
- 可燃ごみ収集回数の削減(週3回⇒週2回)と古紙・布類の収集回数増加 月2回⇒週1回)による資源物回収量の増加 等

円滑な有料化制度の導入

【ごみ有料化が決まるまでの主な経緯】

計画改定に伴い、改めて検討を実施したが啓発活動などできる限りの施策を進めてからという意見があり見送り 家庭系可燃不燃ごみの有料化について、市民への周知及び町内での調整期間として下記事項等の実施 千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画において、家庭ごみの有料化を施策の一つとして位置づけ 計画改定に伴い、ごみ処理経費の適正負担を目的に、家庭ごみの有料を重点事業として位置づけ 焼却処理削減量の鈍化もあり、上記計画の改訂において検討が必要な主な事業として位置づけ 「焼却ごみ3分の1削減」をビジョンに各種啓発活動を開始 家庭系粗大ごみについて全面有料化を実施 家庭系可燃不燃ごみ有料化の実施 平成10年8月 平成14年 平成19年 平成24年 平成25年 平成26年2月 平成9年 平成4年

【導入決定前(一例)】

12回132回 回 ごみ問題検討委員会(町内自治会の代表で組織) 環境局職員との意見交換会 市長との対話会 <市民への周知>

導入決定後(一例)】

約30万部 全戸配布 580回 家庭ごみの減量と出し方ガイドブック、試用新指定袋 家庭ごみ手数料徴収制度パンフレット配布

市民説明会(町内自治会・マンション管理組合)

市民説明会(外国人向け) 市政だよりへの掲載

12回

ごみステーション早朝啓発 駅前での呼びかけ

5,176か所

【千葉県千葉市】明確な目的・目標設定とその達成に向けた段階的取組

施策の評価

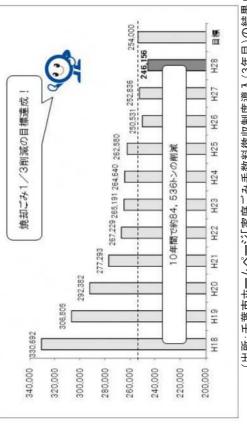
① 焼却ごみ量の削減(効果)

家庭ごみ有料化により、焼却ごみ削減がもう一押し進むこととなり、「焼却ごみ3分の1削減」目標を達成することができた。

② 持続可能な清掃工場の運用(効果)

- 焼却ごみが削減できた結果、老朽化した清掃工場の稼働を停止し、残る2つの清掃工場を稼働させつつ、稼働停止した清掃工場の用地を次に整備する清掃工場の建設予定地とする「3用地2清掃工場運用体制」に移行することができた。
- 焼却灰の削減による最終処分場の延命化や、温室効果ガスの削減にもつながっている。

く焼却ごみ量の推移>



(出所:千葉市ホームページ「家庭ごみ手数料徴収制度導入(3年目)の結果」より抜粋)

【千葉県千葉市】明確な目的・目標設定とその達成に向けた段階的取組

事業系ごみの手数料改定

背景及び取組内容

- 一般廃棄物処理手数料は、平成19年度改正以来据え置かれ、 処理費用の負担割合が著しく低下していたことから、 **費用負担** の適正化を図るため、平成28年度に手数料の改定を行った。
- 料金改定の検討プロセス及び具体的な改定料金の精算根拠 は、右記の通りである。
- 手数料改正を周知するために、ホームページや市政だより等 の広報により、広く情報提供を行った。
- また、手数料改定に伴い、事業系ごみ減量•再利用の推進を 図った。

く料金改定の検討プロセス>

- 1.例規立案に対して政策法務部門の部署に確認
 - 2.条例改定案の提出
- 3.周知方法の検討・実施
 - 4.議会で可決

<料金改定の積算根拠>

平成27年度に近隣自治体の負担割合を調査し、平均負担割合 が86.9%であったことから

本市のごみ処理原価に乗じる負担割合を80%から85%へ料 金改定をおこなった。

手数料改正前

10kgまでごとに270円(税抜) 1kgにつき20円(税抜)

施策の評価

手数料改定前と改定後の事業系焼却ごみ量を比較すると、3**%減量**した。

【石川県金沢市】ごみ減量と循環型社会の形成に向けた有料化導入

基礎情報

- 常住人口: 常住世帯数:
 - 収集方法:
 - 手数料:
- 徴収方法:
- 有料化時期
- 減免制度:

204,147世帯(平成31年3月末日) 464,545人(平成31年3月末日)

ステーション収集

有料(可燃ごみ、不燃ごみ) 指定袋による徴収(排出量単純比例型) 平成30年2月

せん定枝、落ち葉、草花は指定ごみ袋不要 排泄管理支援用具、腹膜透析バック、

指定こみ袋の大きさと価格

旨定ごみ袋は、「燃やすごみ」と「埋立ごみ」の共通袋となります。

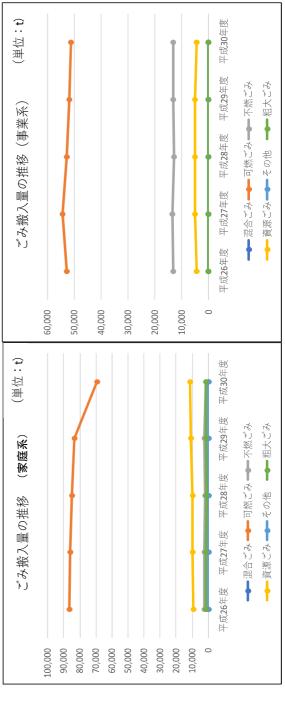
(公)					-
販売価格(税込※10枚セット	50 H	100 H	200日	300 ⊞	450 H
指定ごみ袋の大きさ	5リットル	10 リットル	20 リットル	30 525	45 USFIL

	-		
3	*** 30£ ***	And Andrew	
3	*** 458 ***	Same and a same when the same which is the same when the same which is the same whic	
			_

(出所:金沢市パンフレット「家庭ごみ分け方・出し方」より抜粋)

く過去5年間におけるごみ排出量の推移>

			家庭系	涨					曲	業			口丫
中政	混合ごみ	旦	蒸ごみ 不蒸ごみ	資源ごみ	資源ごみ 粗大ごみ その他	その他	混合にみ	混合ごみ 可燃ごみ 不燃ごみ	不蒸ごみ	資源ごみ	資源ごみ 粗大ごみ その他	その他	3
平成26年度	0	86,389	2,430	9,392	1,383	0	0	52,735	13,009	4,334	0	0	452,660
平成27年度	0	86,176	2,289	9,748	1,396	0	0	54,414	13,429	2,037	0	0	454,058
平成28年度	0	84,813	2,093	9,719	1,334	0	0	52,921	12,837	4,967	0	0	454,562
平成29年度	0	83,479	2,602	10,655	1,369	0	0	51,821	13,283	5,124	0	0	454,411
平成30年度	0	69,251	1,399	11,243	1,598	0	0	51,290	13,158	4,373	0	0	453,739



【石川県金沢市】ごみ減量と循環型社会の形成に向けた有料化導入

家庭系ごみの有料化制度の導入

有料化の導入背景

- これまで、ダンボールコンポストや電気式生ごみ処理機の普及、資源ごみの回収拠点の設置、古紙の集団回収の促進など、<u>市民の方々</u> と協働でごみの減量や資源化の促進に向けた様々な施策に取り組んできたが、ごみの排出量はほぼ横ばいの状況が続いた。
- **資源化率も全国平均に比べて著しく低い水準**であったため、市が目指している<u>「</u>ごみの減量と資源循環による持続可能な社会の実現」 に向けて、より一層の取り組みとして有料化制度を導入した。

円滑な有料化制度の導入

【家庭系ごみ有料化が決まるまでの主な経緯】

【検討事項】「ごみ有料化などごみの排出抑制に向けた新たな仕組みの構築」 廃棄物総合対策審議会より、有料化の導入を進める旨の答申 市内全町会等を対象とした説明会(制度の目的) 条例改正案及び予算案を議会に上程、可決 市内全町会等を対象とした説明会(制度の内容) 家庭系ごみ有料化制度の開始 【施策】「家庭ごみ有料化の導入を検討」 金沢市ごみ処理基本計画(第4期)策定 金沢市ごみ処理基本計画(第5期)策定 平成28年4月~ 平成29年4月~ 平成30年2月 平成29年3月 平成22年3月 平成27年3月 平成28年2月

【市民への周知】

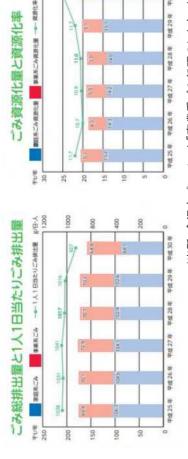
導入に関する是非について、様々な意見があったことから、廃棄物総合対策審議会からの答申を受けた後、1年間をかけて制度につ いて理解を求める説明会を開催した。

【石川県金沢市】ごみ減量と循環型社会の形成に向けた有料化導入

施策の評価

① ごみの減量化(効果)

- ごみ排出量(平成30年度) 家庭系ごみ: 88,7411/年、事業系ごみ:68,8211/年
- 家庭系ごみの排出量はほぼ横ばいの状況で、平成30年2月の指定ごみ袋収集制度の開始により平成30年度には88,7414に急減した。
- 家庭系ごみの資源化量は平成28年度まで減少傾向にあったが 指定ごみ袋収集制度を導入した平成29年度から急増している。



(出所:金沢市パンフレット「事業系ごみ処理のしかた」より抜粋)

事業系ごみの手数料改定

背景及び取組内容

家庭系ごみの有料化制度の導入に合わせて、事業系ごみについても、減量化・資源化を推進し相乗効果を上げるため、処理手数料を改定(平成30年2月)

施策の評価

事業系ごみについては、景気の動向に左右されるため各年度によって排出量に差があるものの、手数料の改定により平成30年度には 68,821代に減少した。

基礎情報

常住人口: 常住世帯数: 収集方法:

手数料:

徴収方法:

ごみ有料化時期:

減免制度:

36,477世帯(平成31年3月末日) 82,199人(平成31年3月末日)

ステーション収集

有料(可燃ごみ)

指定袋による徴収(排出量単純比例型) 平成30年4月

(事業系ごみ処理手数料も併せて改定) あり 公共エリアにおける不適正排出物、公衆トイレ

紙おむつ(透明袋に入れ表記する) 生活保護世帯等へ指定袋を交付

市協働による地域の集団清掃活動

(出所:日光市「家庭系ごみ有料化制度についてのリーフレット」より抜粋) * total 大学・海域・海域 これがであり。 をおからはこれが これができる。 BEST AND THE STREET OF THE STR

クリーンセンター 150円 150円 改定後 表1:事業系ごみ処理手数料(単位:10kg当たり) 改定前 50円 100円 燃えないごみ 燃えるごみ

(出所:日光市「事業系ごみ処理手数料改定についてのリーフレット」より抜粋)

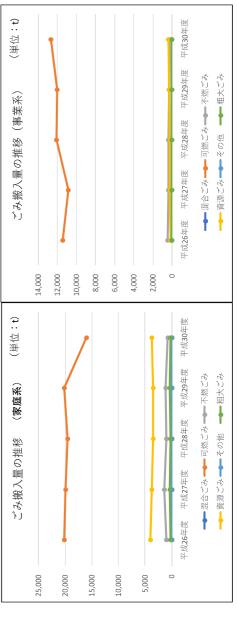
リサイクルセンター

50円

資源物

く過去5年間におけるごみ排出量の推移>

家庭系 特別 7.4 不然ごみ 資源ごみ 組入ごみ 92 1,051 3,957 228 857 1,421 3,720 336 208 806 994 3,477 271 209 809 1,124 3,541 346 346 807 785 3,731 281 281	家庭系 (株元み) 資源ごみ (1,051) 3,957 (1,421) 3,720 (1,124) 3,477 (1,124) 3,541 (1,124) 3,541 (1,124) 3,541
家庭 不然ごみ 1,051 1,421 994 1,124 785	多数
	名 (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で)



家庭系ごみの有料化制度の導入

有料化導入の背景

- 平成20年3月「日光市総合計画(前期基本計画)」においてごみ減量・循環資源物の推進施策として「有料化(が必要である旨)」明記され たものの、 **有料化はごみ減量の最終手段であるとして**、平成21年6月「日光市ごみ減量化等に関する最終報告書」では**有料化は一旦見** 送られ、まずは減量化等施策を3年程度実施、その効果検証のうえあらためて「有料化」の必要性を再議論するとした。
- 減量化等施策として「生ごみ処理機器補助制度の充実」、「資源物回収団体への報奨金充実」、「マイバックキャンペーン」等を実施(平成 21~24年度)。
- 平成25年度から減量化等施策の効果検証、今後の「有料化」の必要性を再議論し、 **平成30年4月より有料化導入**。

円滑な有料化の導入

【ごみ有料化が決定するまでの主な経緯】

平成20年3月 平成20年7月~平成21年6月 平成21年6月25日 平成21年度~平成24年度 平成24 年 平成25年9月~平成26年10月 平成26年10月29日 平成26年11月 平成26年1月

|日光市総合計画(前期基本計画)||において、「有料化(が必要である旨)|明記| |ロッナゴシば冒いなおショニへ | 間が

日光市ごみ減量化等検討委員会」開催日光市ごみ減量化等に関する最終報告書」において、有料化を一旦先送り

各種減量化等施策実施

日光市総合計画(後期基本計画)」において、有料化の方向性を示すことを明記

日光市ごみ減量化等に関する報告書」において、家庭ごみ有料化と事業系ごみ手数料引上げが必要 |日光市ごみ減量化等検討委員会」において、減量化等施策の効果検証、今後の「有料化」を再議論

家庭ごみ等有料化基本方針」において、H30.4に有料化導入と導入後3~5年後に検証する旨を明記 第2期日光市一般廃棄物処理基本計画」策定。上記「基本方針」同様、H30.4有料化導入等を明記

「家庭系ごみ有料化導入」及び「事業系ごみ処理手数料改定」

【市民への周知】

平成28年度に条例改正した後、導入まで/**パンフレットの配布や住民説明会を開催**し周知と理解に努めた。

家庭系ごみの有料化制度の導入

円滑な有料化の導入

【有料化導入・運用における課題やその解決方法】

- 有料化導入(当初)にあたって懸念されたこと(課題)
- ▶ 市民負担増
- →地域ごとに説明会を開催。多くの苦情や注文があったが、有料化の必要性や有料化後の対応について説明し、理解を求めた。
- ▶ 不法投棄増
- →特に大きな変化はなし。有料化に関わらず、日常的な不法投棄事案については、別途対策が必要である。
- ▽ 不適切排出増
- ン管理者を中心に適切に排出しなおしてもらい、そのごみは不法投棄物として市から交付したボランティア袋(排出処分無料)の活用 しなかった理由や指示事項」を記載。適切に再排出されずに残ってしまったごみについては、地域の環境美化委員やごみステーショ →未分別や指定ごみ袋以外でごみステーションへ排出されたごみ等は回収せず、違反シールを貼ることとした。違反シールには「回収 や処理施設への直接搬入(減免)により処分。

施策の評価

- ① ごみ排出量の減少及び一人1日当たりごみ排出量の減少(効果)
 - 有料化前後の変遷
- →市全体約10%減少、家庭系ごみは約20%減少
- ② 焼却施設運営費(燃料費等)の減少(効果)
- |③ 指定ごみ袋の製造・販売・保管等業務に相応の負担(予算・事務)(課題)
- 不適正排出及び事業系ごみ手数料引き上げに伴う家庭系ごみへの混入増(課題) 4
- ごみ問題に対する意識(モラル)の啓発を引き続き行うとともに、有料であった資源物を無料とし対応している。

事業系ごみの手数料改定

背景及び取組内容

- 家庭系ごみの有料化制度の導入に合わせて、事業系ごみについても、処理手数料を改定(平成30年4月)。
- 事業系ごみ手数料引き上げに伴う家庭系ごみへの混入の増加が懸念されたが、ごみ問題に対する意識(モラル)の啓発を行い、有料で あった資源物を無料にした。

施策の評価

・ 処理手数料改定前後において、事業系ごみ資源物約40%増加。

【奈良県生駒市】1年半のトライアルを経て有料化導入

基礎情報

常住世帯数:

収集方法: 手数料:

徴収方法:

有料化時期:

50,101世帯(平成31年3月末日) 117,119人(平成31年3月末日) ステーション収集

有料(可燃ごみ、不燃ごみ) 指定袋による徴収(排出量単純比例型) 平成27年4月(家庭ごみ有料化)

(り災証明が発行されたもの) 天災による廃棄物

く過去5年間におけるごみ排出量の推移>

出す場所(集産があります) 資源にみ集積所 戶別収集 月1回10点まで、電話申込みによりの様します。 よりの様します。 大型ごか受付セグー (層012の-0743-53)へ申し 込んでくだない。 はもの743-85-6374年)はもの743-85-6374年) 月2回 ※「ぴん・缶」「ベットボトル」、 「われもの」「有害ごみ」は同じ 日に収集します。 収集 回る原 有料 (指定袋に入れるか 入らないものは大 型ごみ処理券を貼 (発の自発・自発) 出し方 ブラスチック製容器包装 びみの種類 びん・缶 能えないころ 概えるこみ かれもの 他の細語 <分別区分等>

〈指定袋の料金等〉 指数と大型で砂原類と値

	100	42日	450T
Щ	308	30H	300H
_	158	15円	150FJ
	78	开	70円
型	この必須理券	300H	\

大型ごみ処理券

ARCARRE 300m

(出所:生駒市「ごみガイドブック」より抜粋)

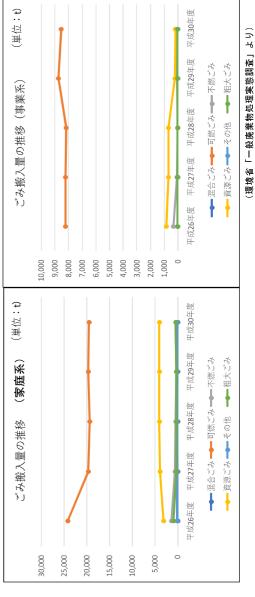
	その他					
	粗大ごみ	0	0	0	0	0
米	資源ごみ	826	701	673	198	184
事業	不燃ごみ	305	36	30	72	181
	可燃ごみ	8,245	8,205	8,200	8,730	8,531
	混合ごみ	0	0	0	0	0
	その他	49	40	36	46	20
	粗大ごみ	846	339	274	307	480
聚	資源ごみ	3,144	3,850	3,992	3,968	3,957
家庭	不燃ごみ	1,405	548	380	313	481
	可燃ごみ	24,187	19,648	19,302	19,623	19,510
	混合ごみ	0	0	0	0	0
在库		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度

120,835 120,741 120,336 119,795

00000

120,893

23



【奈良県生駒市】1年半のトライアルを経て有料化導入

家庭系ごみの有料化制度の導入

有料化の導入背景

- 環境省の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正により一 般廃棄物の有料化を推進。
- 「ごみ半減プラン」の重点施策の1つとして有料化を明記。
- 「ごみ半減プラン」の目標達成のため、平成23年度「生駒市ごみ有料化等検討委員会」で、ごみ有料化の導入について検討。

円滑な有料化制度の導入

【ごみ有料化が決まるまでの主な経緯】

平成22年~23年 平成23年度 平成24年4月~25年9月 平成25年10月~ 平成26年3月 平成27年4月

生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画[**ごみ半減プラン]の策定** [**生駒市ごみ有料化等検討委員会]**での検討

<u>生駒市ごみ半減会議」を設置し、「ごみ半減トライアル計画」を実施</u>(平成24年4月~平成26年1月) ごみ半減トライアル計画の検証

生駒市議会定例会で可決 **家庭ごみ有料化の導入**

【市民への周知】

- 自治会未加入世帯、住民登録をされていない方を含む市民への周知を実施。
- ・リーレフシトの問作、
- ・ポスター、広報、ホームページへの掲載
 - 自治会への説明実施(100回実施)

【奈良県生駒市】1年半のトライアルを経て有料化導入

円滑な有料化制度の導入

【「いみ半減トライアル】

- 生駒市内3カ所をモデル地区としてトライアル実施。
- <トライアルでの主な関約>
- ▽ 生ごみの水切り徹底を啓発
- ア キェーロ等生ごみ処理器の使用実験及びその結果を情報提供
- 自治会回覧版等を利用して、各戸への啓発・情報提供 ミックスペーパー分別シールを利用して、分別排出の啓発
 - <u>勉強会や懇談会</u>において、<u>情報交換・意見交換</u>
 - 不用品交換会の開催

<トライアルの結果>

- 燃えるごみの量は、モデル事業開始前と比べ<u>約3. 7%の削減</u>にとどまった。同様の取組みを全市で展開した場合をシミュレーショ ンすると、<u>平成32年度の燃えるごみの削減率は11. 8%になることが予想</u>された。
- 生駒市ごみ半減会議がこの結果を検証したところ、**燃えるごみ半減のためには有料化の導入はやむを得ないという結論**に至り、 平成25年12月に市長と市議会に報告書を提出。

施策の評価

①燃えるごみの減量化(効果)

- 平成30年度における燃えるごみの量は、平成26年度比で約19.3%減となり、資源ごみへの分別量が増加し、燃えるごみの減量化 につながっている。
- ②未回収ごみの増加(課題)
- 指定袋に入っていないなど、ごみの不適切排出により、集積所に未回収ごみが多く見られるようになった。

【奈良県生駒市】1年半のトライアル期間の結果を踏まえ有料化導入

事業系ごみの手数料改定

背景及び取組内容

- ごみの減量のため、排出量に応じて処理手数料を徴収する「見える化」を実施。
 - ▶ 指定袋制の導入(平成23年10月~)
 ▶ 原則指定袋導入(平成24年10月~)
- 重量制処理手数料の引き上げ(平成24年10月~)

背景及び取組内容

- 資源ごみの分別が進んだ。
- 指定袋の大容量サイズについて、事業所から要望があり、燃えるごみ用900袋の作製。

基礎情報

(令和元年10年1月現在)

133.706人 .. 一 一

甘帯数:

戸別収集方式(燃やせるごみ) 57,251世帯 収集方法

然やせるごみ、然やせないごみ 有料化対象

ステーション方式(燃やせないごみ、資源物)

排出量単純比例型(排出量に応じた負担) ※資源物、美化清掃ごみ等は無料

右表のとおり(2円/リットル) 指定収集袋販売による徴収 令和元年9月30日 徴収方法:

減免制度

級市地方の開 **| (明/14) (17) | (場/14) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (17) | (1** 邕 島 E 111/9/11 5月9十月 11/4/10 加州平市 類

	会性に必能	へ(服)や	
調の利用	大きさ	袋1巷达50桶	原稿机
Hill	5U214		E0G
300H	111/2/11	300	HIII
######################################	20 Un tab	量	WH.
800B	和りかり	88	₩ H

9

(出所: 海老名市ホームページ)

あり(対象世帯へ1人当たり10リットル袋110枚相当量/年の指定収集袋を交付)

生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等、医療費助成世帯 嫜がい者手帳所持(身体1級・2級、精神1級)かつ非課税世帯、療育手帳所持(A1又はA2)かつ非課税世帯

家庭系ごみの有料化制度の導入

有料化導入の背景

- 平成26年度までは人口が増加しつつも家庭系ごみの総排出量は減少していたが、以後は増加傾向に転じていた。また、1人1日当たり のごみの排出量も概ね横ばいで推移しており、これまでのごみ減量化策の効果が頭打ちの状態であった。
- 併せて、平成31年4月には、三市(海老名市、座間市、綾瀬市)のごみ処理施設(海老名市本郷地域)の更新が決定していたことから、 新施設への負担を軽減させるため、ごみの減量化は喫緊の課題であった。
- そのような状況の中、燃やせるごみの組成分析を実施したところ、約3割の資源物の混入が見られたことから、分別の徹底により、ごみ を減らせる余地があることが分かった。
- 将来を見据えた新たな減量化策として、市民の分別への動機づけが持続して働き、ごみの減量効果が全国的にも実証されているごみ の一部有料化と減量化に対する相乗効果が期待できる戸別収集を実施することとなった。

円滑な有料化制度の導入

【ごみ有料化が決まるまでの主な経緯】

(b)	海老名市、暦間市、磯瀬市の三市首長協議において、ご必滅車 七の共通器機が図られる	海老名中環境事業金く「李庭を引め減重も強(戸別改集、右拳化のなけ)について」部語	職境審議会から中間結中を駆ける	中間答申に対するパブリックコメントを実施(意見数 88 件)	全自治会へ中間容申説明会を開催(54回、1,210名夢加)	職権機器会からの治申を受ける	「油地名古漢爾米」の波雷に基本方針(株)」 兼出	基本方針(素)に対するパプリックコメント実施(意見数 244 件)	「海老名市家庭系ごみ減量化基本方針(案)」住民説明会	(7回, 662名参加)	「海地名市揆隔除江安城中代基本方針」沃斯	市長タウンミーティング(有料/6の内容含む, 13 回, 500 名参加)	後属率に多一部有料/DCOCでの集中説明会	(23 回, 1,578 名参加)	条例改正(案)議決	家庭糸ごみ一部有料(Nino)、ての集合住宅説明会及び自治会要	至說明会(16 回、664名参加)	泰庭米ゴター部有料4C及び戸別収集実施1πしいての制度説明会	(90 回, 5,845 之機加)
年月	平成28年10月	平成29年5月	平成29年9月	平成29年12月	平成28年12月~ 平成30年3月	: 0	+ 12 × 20 + 10 × 1	平成30年7月	平成30年7月~	同年8月		T 8 # 02 %4+	平成30年10月~	同年二 月	平成30年11月	平成30年11月~	平成31年1月	金和記年5月~	日本8月

【導入・運用における課題及びその解決方法】

<ごみの一部有料化・戸別収集導入前>

【ロードマップの作成、進捗状況の確認】

各担当者で複数の業務を抱えており、導入が近づくに連れて進捗状況が把 握しづらい部分が見受けられたため、<u>ロードマップを作成し、定期的に打ち合</u> わせを行うことで情報共有を図った。

くごみの一部有料化・戸別収集導入後~1ヶ月程度>

【指定収集袋の売り切れに関する問い合わせ対応】

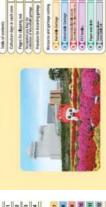
度開始直前に購入が殺到、 **一時的に店舗の在庫不足が生じた** (保管倉庫に ・令和元年9月7日から各店舗において指定収集袋の販売を開始したが、制 買い占めなど、要因は様々考えられるが、取扱店舗側も初めての発注で不 は十分に在庫あり)。10月1日からの消費増税に伴う市民の誤認識による て、予め十分に周知する必要がある。

【市民への周知】

- 登録世帯(減免対象を除く)を対象に指定収集袋サンプル品の配布を実施。 家庭系ごみ一部有料化の制度周知のため、令和元年7月1日現在の住民 全世帯に世帯人数、配布枚数を記載した引換ハガキを郵送し、指定会場 (市役所、コミセン等公共施設)で配布(配布率73.2%)
- 制度やごみの分別に関する質問に応じる専用コールセンターを開設(令和 元年9月2日~同年11月30日)
 - 分別冊子を刷新し全戸配布(令和元年9月2日~)
- 外国籍の方にごみの分け方 出し方が理解できるよう外国語訳した分別冊 子を作成(9言語)
 - ごみ分別検索システム「ごみサク」の外国語対応
- ごみの適正排出を促すため、ごみの一部有料化・戸別収集に伴う新たなご み出しの曜日等を記載した看板をごみ集積所に設置
 - 全戸建住宅ヘチラシをポスティング
- 駅周辺や公共施設に横断幕や縦断幕を掲出
- 市ホームページへ掲載、市広報に特集を連載
 - 周知用の動画作成
- 200回以上の市民説明会実施







| 田戸: 海地名 市ホームページ)

減量化等に向けた他施策

【燃やせるごみ戸別収集方式の導入】

- ・ごみの一部有料化と併用実施することでごみ減量の相乗効果が期待されるため、減量化策の手法の一つとして実施。
- 戸別収集は、ごみの排出者が明確になることで、多くの市民が排出者としての自覚と責任を持ち、自らがごみの排出方法を工夫したり、ごみ減量への取り組みを行ったりするなど、意識改革が図られるとともに、市による分別などの個別指導も可能となる。

(戸別収集方式導入までの経緯>

- 戸別収集排出場所調査の実施(平成31年1月~)
 - 集合住宅の燃やせるごみ専用集積所設置依頼
- 集合住宅への支援策(令和元年7月1日~令和2年3月31日)
- ▶ ごみ集積設備設置事業 :ストッカーなどのごみボックス購入費用に対する支援
- > ごみ集積所維持管理事業:防犯カメラなどごみ集積所維持管理 に必要な物品の購入

【環境に配慮した指定収集袋の作製】

マイクロプラスチック等により海洋汚染が問題視されていたことから、環境に配慮した自然に優しい材質の指定収集袋を作製することで、市民とともに環境負荷の少ない資源循環型の都市環境の構築を目指した。

< 指定収集袋の仕様>

- 燃やせるごみ(厚み0.03mm):エコマーク、活性フェロキサイド(燃焼促進のための触媒を配合)、バイオマスマーク(バイオマス度55%)
- 燃やせないごみ(厚み0.04mm):エコマーク、バイオマスマーク(バイオマス度25%)
- ※視覚障がい者対応として、燃やせるごみ袋はベロ部分、燃やせないごみは両持ち手に穴あけ加工を施している。

【収集地区の変更(令和元年9月30日~)】

 従来、燃やせるごみは市内を2地区に分けて収集していた (月・木コース、火・金コース)が、戸別収集実施に伴い、市 内を3地区に分け、新たに「水・土コース」を設定、収集時間 の短縮を図った。

【運行管理システムの導入(令和元年9月30日~)】

• 戸別収集実施に伴い、GPS機能を搭載したタブレット端末を各車両に配備、収集履歴や運行状況の記録、各車両へ取り残し情報などをデータ送信できるシステムを導入した。

【戸別収集業務研修の実施(令和元年9月30日~令和2年3月 31日)】

全ての市民が対象となる制度改革のため、全職員が一丸となって取り組む必要があった。新たな制度を体験するため、全職員を対象とした戸別収集業務研修を実施。

【剪定枝の資源化(令和元年9月30日~)】

燃やせるごみの減量化を目的として、これまで燃やせるごみとして排出していた剪定枝を資源化するため、申込制の戸別収集を開始(無料)。

施策の評価

[有料化導入の効果]

① 制度導入における着実なごみの減量(効果)

(検証期間: 令和元年10月~令和2年9月)

- ・焼却施設への燃やせるごみ排出量
- 前年度比約17.2%(3,494.78t)減少
- ・1人1日当たり燃やせるごみ排出量
- 前年度比約18.7%(78g)減少

※コロナ禍でごみ増加が全国的に懸念される中においても、対前年同時期の比較では減少していた。

く然やせるごみ搬入量の比較>

1,682,05t

1,459.07t

4.19.9

前年度比割合(①/②)	72.9% (27.1%減量)	76.0% (24.0%減量)	83.7% (16.3%減量)	81.3% (18.7%減量)	88.5% (11.5%減量)	87.4% (12.6%減量)	81.1% (18.9%減量)
②衛度等入前 (H30, 10~R1.9)	1,833.74t	1,672.79t	1,683.19t	1,580.86t	1,307,314	1,484.73t	9,562.62t
①制度導入接 (R1.10~配.9)	1,335.96t	1,270.65t	1,409.09t	1,285.06t	1,157.09t	1,297.30t	7,755.15t
然やせるごみ 権入量	1089	1189	1289	1月分	2月分	3月分	0月分~3月分小哥

A TANK WAY AND A TANK	5.57t 96.69 (3.4%減量)	5.27c (14.5%減量)	1,736.05t (16.6%減量)	5.14t (28.9%減量)	7.75t (15.7%減量)	3.37년 (17.296漢庫)	(1.4%人	* 日 (18.7%)(量)	
	1,578.57t	1,816.27t	1,736	2,016.14t	10,717.75t	20,280.37t	132,889 人 (用31.4.1 系在)	418g/人・日	
	1,525.100	1,553.02t	1,447.79t	1,433.30t	9,030.44t	16,785.59t	134,714 人 (Rt.4.1 現在)	340g/人・日	
	6月分	7月分	8月分	9.89	4月分~9月分小計	10月分~9月分合計	Υп	1人1日当たりの可然ごみ排出量	

・紙類、容器包装プラスチック類の処理量

制度開始前(平成30年10月~令和元年9月):約6,253t制度開始後(令和元年10月~令和2年9月):約6,820t

約9%(約567t)增加

・制度導入前後の燃やせるごみ組成分析実施結果

ごみの一部有料化制度導入前後において、燃やせるごみの中に混入している資源物の調査を行った結果、資源物の 現入割合が約21%減少した。(※排出量及び処理量は速報値)

③ 市民意識の向上(効果)

- 排出者自らがカラス等の鳥獣対策を講じる
 - 生ごみの水切り等の減量の実施

【戸別収集の効果】

不適正排出の明確化(効果及び課題)

- | 戸別収集実施に伴い、ごみ集積所(ステーション)への不適正 | 排出が浮き彫りになってきており、管理が行き届いている集積 | 所と不適正排出が多い集積所との差が顕著に表れ、対策が必要なごみ集積所が特定できた。
 - ・ 市では、制度導入前からごみ集積所の維持管理は利用者や管理者等にお願いをしている。
- ・不適正排出が多いごみ集積所の特徴として、立地の問題(幹線道路沿い、抜け道等)やごみ当番の有無、利用者の人数が多いことなどが挙げられる。
- ごみ集積所の管理状況を調査し、個別の課題を洗い出すとと もに、集積所利用者や管理者等に対して移設・分割・廃止等も 含めた働きかけを行っている。

事業系ごみの手数料改定

背景及び取組内容

[事業系ごみの現状]

事業系ごみ排出量は、平成22年度から29年度にかけて、増加傾向で推移しており、そのままで推移した場合、一般廃棄物処理基本計画 に定める平成33年度(令和3年度)中間目標値に対し、約3,400tの乖離が生じることになる。

【事業系ごみ減量に向けた近年の取り組み】

く多量排出事業所への訪問調査>

- 調査を行っている。なお、多量排出事業所から排出されるごみは、事業系ごみ全体の約7割を 「多量排出事業所」とし、「一般廃棄物減量化等計画書等」の提出を義務付け、定期的に訪問 条例に基づき、毎月1t以上又は年間12t以上の事業系一般廃棄物を排出している事業所を
- 事業所訪問の状況から、紙類(リサイクル可能)や廃プラスチック類(産業廃棄物)の混入している事業所が見受けられ、まだまだ分別により減量の余地がある印象。

く訪問実績>

	11社	84社	30社 時点)
-		8	30社 (~12月末時点
103社		7496	92社
H31年度		R元年度	R2年度

※令和2年度は約35社の訪問調査を予定

<適圧排出のためのパソフレット作成>

- 海老名市事業系ごみ減量化基本方針に基づき、事業系ごみの減量化•適正排出のための施策の1つとして、令和2年9月に事業系ごみ 適正処理パンフレットの改定を行った。
- 本パンフレットは多量排出事業所の訪問調査の際に説明用資料として活用しており、併せて、廃棄物保管庫に掲示できるような一廃・ 産廃早見表(A3サイズ)も配布している。

施策の評価

訪問指導やパンフレットの配布により、各事業所の廃棄物処理に関する認識 が高まっており、排出量も減少傾向に転じた。

(D/0)	4,184.61t 4,316.92t (3.2%)增)	86.39% 1/3 4.347.70t 3,749.93t (13.7%減量)	- 8,532.31t 8,066.85t (5.5%減量)
搬入量	令和元年度 10月分~3月分小計	令和2年度 4月分~9月分小計	10月分~9月分合計

※ただし、新型コロナウイルスの感染拡大により、店舗の休業・時短営業等により排出量が減っている可能性もあるため、施策によるものと断定は

※排出量については速報値

【愛知県知多市】ごみの減量及び資源化の推進のため、家庭系収集ごみ有料化を導入

基礎情報

常任人口: 常任世帯数:

手数料:

徴収方法:

有料化時期

減免制度:

収集方法:

35,502世帯(平成31年3月末日) 85,190人(平成31年3月末日)

ステーション収集

有料(可燃ごみ、不燃ごみ) 指定袋による徴収 平成29年4月

育児、介護等で使用した紙おむつは、透明の袋による排出が 可能。(透明の袋に「紙おむつ」と記載の上排出。)

※清掃センターにごみを直接搬入 する場合は、旧指定ごみ袋(様 色)も使用できます。 ころ収集権所にごみを出す際には、旧指定ごろ被(寮包)は使用 三に変わりました。 ■ 指定ごみ袋のサイズと10枚入りの販売価格(税込み) できません。 指定ごみ袋が緑色から 30リットル 10枚入り 300円 (1枚当たり30円) 45リットル 10代入リ 500円

(出所: 知多市ホームページ「ごみと資源の出し方」より抜粋)

く過去5年間におけるごみ排出量の推移>

一人	3	85,765	85,948	86,113	85,759	85,258
	その他	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	0	0	0	0	0
業系	資源ごみ	0	0	0	0	0
冊	をご隣上	1	0	0	0	0
	ゼニ脳旦	4,133	4,249	4,239	4,109	4,051
	ゼニ号部	0	0	0	0	0
	その他	7	9	7	6	9
	粗大ごみ	1,748	1,920	2,307	1,465	1,663
巛	資源ごみ	2,606	2,452	2,359	2,343	2,256
家庭	をご隣上	1,358	1,311	1,411	1,092	1,066
	42 隣巨	16,356	16,207	16,080	14,082	13,791
	混合ごみ	0	0	0	0	0
H H	‡ ≪	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度



【愛知県知多市】ごみの減量及び資源化の推進のため、家庭系収集ごみ有料化を導入

家庭系ごみの有料化制度の導入

有料化導入の背景

- ごみの減量が進 **んでいない状況**であった。(平成26年度の家庭系ごみ1人1日当たりの排出量が 市の家庭系ごみの排出量は県内自治体の平均を大きく上回り、 県内自治体平均より87g多い)
- 一方で、**資源回収量については年々減少**しており、平成27年度の資源回収量は 平成20年度の資源回収量より約40%減少している。
- また、清掃センターの維持管理に加え、**東海市と共同で平成35年度(令和5年** 度)までに整備する新しいごみ処理施設の建設費用も必要であった。 •
- **公平性と財源確保のため、有料化を導入**することが有効であるとの結論に至った。 このような現状に対して、**ごみ減量に効果があり、ごみ処理費用に対する負担の**



円滑な有料化の導入

【ごみ有料化が決まるまでの主な経緯】

有料化に向けた取組の実施状況

H24 知多市ごみ処理基本計画改定 ※家庭系収集ごみ有料化の検討を位置付け H25 内部検討 H26 家庭系収集ごみ有料化に向けた検討会議開催有料化基本計画策定 H27 家庭系収集ごみ有料化に向けた地域意見交換会開催知多市家庭系収集ごみ有料化に向けた地域意見交換会開催知多市家庭系収集ごみ有料化実施計画策定 H28 市民周知 428 市民周知 本例改正(9月) 本例改正(9月) 市民部明会(10月~12月に市内各地域で実施) H29 実施(4月1日実施)	年度	取組の内容
内部検討 家庭系収集ごみ有料 有料化基本計画(等 知多市家庭系収集ご 家庭系収集ごみ有料 知多市家庭系収集ご 市民周知 条例改正(9月) 市民説明会(10月~	H24	知多市ごみ処理基本計画改定 ※家庭系収集ごみ有料化の検討を位置付け
家庭系収集ごみ有料 有料化基本計画(第 知多市家庭系収集ごみ有料 数金市家庭系収集ごみ有料 加多市家庭系収集ご 市民周知 条例改正(9月) 市民説明会(10月~	H25	内部検討
有料化基本計画(等 知多市家庭系収集ごみ有料 新産系収集ごみ有料 知多市家庭系収集ご 市民周知 条例改正(9月) 市民説明会(10月~	H26	家庭系収集ごみ有料化に向けた検討会議開催
和多市家庭系収集ご 家庭系収集ごみ有料 知多市家庭系収集ご 市民周知 条例改正(9月) 市民説明会(10月~		有料化基本計画 (案) バブリックコメント実施
 家庭系収集ごみ有料 知多市家庭系収集ご 市民周知 条例改正(9月) 市民説明会(10月~ 支施(4月1日実施 		知多市家庭系収集ごみ有料化基本計画策定
和多市家庭系収集 市民周知 条例改正(9月) 市民説明会(10月~	H27	家庭系収集ごみ有料化に向けた地域意見交換会開催
本民周知 条例改正 (9月) 市民説明会 (10月~ 実施 (4月1日実施		知多市家庭系収集ごみ有料化実施計画策定
条例改正 (9月) 市民説明会 (10月~ 実施 (4月1日実施	H28	
市民説明会 (10月~12月に市内各地域で実施) 実施 (4月1日実施)		
		市民説明会 (10月~12月に市内各地域で実施)
	H29	実施 (4月1日実施)

(出所:知多市ホームページ「有料化地区説明会資料」より抜粋)

【市民への周知】

- 有料化基本計画の施策を進めていくために、 コミュニティなどで地域意見交換会を実施。
- ・ 平成28年10月~12月に市内各地域で有料化地区説明会を実施。
- ホームページにおいて、有料化地区説明会資料及び説明 会での質問等を項目ごとにとりまとめて公表。
- ポスター、チラン、のぼり旗、啓発品等を作成し、公共施設、 小売店舗等に掲示、配布するとともに、市内大型店舗で啓 発活動を実施。
- マグネットシートを作成し、市ごみ収集車、公用車に貼付。

【愛知県知多市】ごみの減量及び資源化の推進のため、家庭系収集ごみ有料化を導入

円滑な有料化の導入

【導入に向けての課題と期待される効果】

- ・ごみ排出量の削減のためには、ごみの約8割を占める家庭系ご みの対策が不可欠であった。
- コスト意識が働くことで分別を促進し、ごみの減量や資源化の推進が期待される。
- ごみの排出量に応じてごみ処理費用を負担することになり、費用 負担の公平性が確保される。
- ごみ処理費用の一部を負担することで、ごみの問題が自らに関わりのある問題として意識され、関心が高まる効果が期待される。

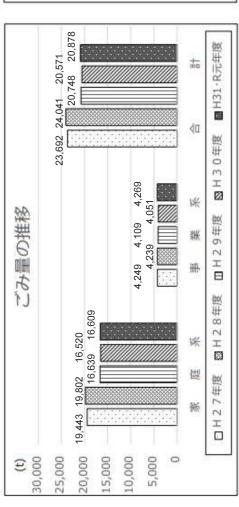
【家庭系ごみ排出量の推移と目標】

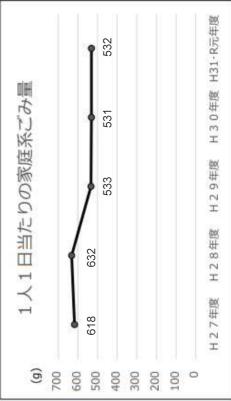
× +	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H32 (目標)
ごみ排出量 (g/人・日)	636	622	618	200

施策の評価

① 家庭系ごみ排出量の削減(効果)

有料化を導入した平成29年度に、家庭系ごみ排出量が前年度比で約16%減少し、その後も平成29年度の水準を概ね維持している。





(出所:知多市ホームページ「ごみ量などの推移」より抜粋)

基礎情報

常住人口: 常住世帯数:

収集方法: 手数料:

徴収方法:

有料化時期

減免制度:

43,936世帯(平成31年3月末日) 107.912人(平成31年3月末日)

ステーション収集

指定袋による徴収(一定量無料型) 一部有料(可燃ごみ)

平成28年10月

福祉施策の一環として、下記対象者へごみダイエット袋 Mサイズ(9枚入り)を1パック(年1回)支給。

(圧菌ハカキロに「引換券」を印刷) ・ 非能で1人の形でり2枚(年4枚/人)、1枚で1パックと交換 ・ 非能で1人の影にかった幅回は、等度度で不足が容離入 ・ いか市内の層にな、スーパー、日用施設にみたから指定 配布数/人/年 36 袋 (H/V/SARED, MAX) 6袋入り 120円 指定袋制度(ダイエット袋制)= 回燃Cみ (一般ごみ) が対象 各世帯へハガキを郵送 の O U U W 数 数 数 にみダイエット袋 L 販売価格 M 20 L 12L 中 45 L 無償配布袋数・方式について サイズ ıΣ S (3) 三日被称の枚数 (4) 不屈する題の (5) 取校品 (3) 報・服和解形) ②引換ハガキの憲法

(出所:小松市ホームページ 「ごみダイエット袋の導入に向けて」より抜粋)

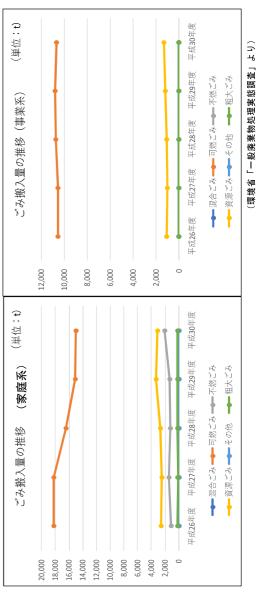
※平成28年10月現在の情報です。 現在は、市民の意見でLMサイズ(30L、7枚/パック、130円)を追加。 消費税改定によりLサイズの価格を125円に変更しています。

小松市介護用品助成券受給者の方、小松市日常生活用具給付事業(紙おむつ)受給者の方、出生届を出される方、1才6ヶ月児健診を受診される方

へ対象者>

く過去5年間におけるごみ排出量の推移>

		2	7	6	8	က	Г
一	$(\boldsymbol{\gamma})$	108,855	108,637	108,579	108,598	108,733	
	その他	0	0	0	0	0	
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	
業系	資源ごみ	1,095	979	1,066	1,211	1,333	
事業	を 二	0	0	0	0	0	
	4 に 瀬 回	10,536	10,541	10,773	10,823	10,673	
	混合ごみ	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	Ī
	粗大ごみ	154	130	138	166	201	
庭系	資源ごみ	2,612	2,447	2,666	3,321	3,128	
※	不燃ごみ	1,117	1,389	1,234	1,272	2,101	
	可燃ごみ	18,292	18,295	16,454	15,104	15,019	
	混合ごみ	0	0	0	0	0	
中		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	



家庭系ごみの有料化制度の導入

有料化導入の背景

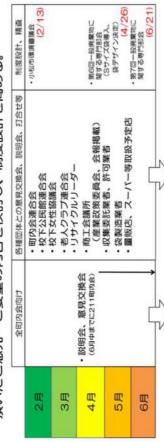
- 平成20年度から平成26年度の過年度ごみ排出量を比較すると、**事業系廃棄物と比べ家庭系廃棄物の減少スピードが運く、廃棄物減量の意識改革やリサイクルへ**
 - の取り組みの加速化が喫緊の課題であった。 ・そこで、ダイエット袋(指定袋制)の導入により、「ごみ減量の意識改革」を推進した。
- **新ごみ焼却施設の更新**が迫っており、ごみ排出量を減少させることで**焼却施設の処理能力を抑え、財政負担を軽減させるために**ごみ指定袋の導入を実施した。
- その他にも、**コンポスト助成施策やスプリング入り廃棄物への特別手数料創設等**を実施することにより、意識改革を進めている。

円滑な有料化の導入

「ごみ有料化が決まるまでの主な経緯】

制度導入に向けた取組み経過

・「市民共創」での新制度展開のため、各種意見交換会などで頂いたご意見・ご要望の内容を検討し、制度設計を高める。



頂いたご意見、ご要望等を検討し制度設計を高め、 6/21「一般廃棄物に関する専門部会」にて承認環境審議会にて新制度の内容決定(6/26) 出所:小松市ホームページ「ごみダイエット袋の導入に向けて」より抜粋)

【市民への周知】

- ごみ減量化・リサイクル率向上に向けた**町内会説明会の実施**(平成28年7月)。
 - トダイエット袋(指定袋制)の導入により、「ごみ減量の意識改革」を推進した。
- > ダイエット袋を導入により、無償配布分で収めようとするため、ごみを減量する 意識が働くことを期待。

【導入における課題及び解決方法】

- 以前に有料化導入を検討した際の**市民の理解を得るのが難しかった。**(課題)
- > 指定袋制を一定量無料タイプとすることで理解を促進し、丁寧・きめ細やかな 説明を行うことでスムーズな導入を図れた。
- 数種類の大きさの指定袋を導入したことから、**サイズ毎の需要を把握すること** <u>が困難</u>であった。一時期は品薄状態が発生し、このことが指定袋の導入初期 の一番の課題であった。(課題)
- > **導入当初は**市民の方は不安なため一番大きな袋の需要が大きかったが、減量 の意識付けが広まるにつれ**徐々に小さな袋の需要が高まっている**。
- · 一度**料金設定を行うと柔軟な変更**がなかなか困難であると感じている。(課題)
- > 指定袋の取扱店へ支払う手数料や指定袋の価格については、1度だけ改定し、 消費税率改定に合わせ税率増加分を転嫁した。今回は消費税率改定に伴う適 正な価格転嫁の一環として料金改定したが、一度料金設定を行うと柔軟な変 更がなかなか困難であると感じており、導入当初の設定が重要であると考える。 (指定袋の取扱店への手数料については、消費税率改定後も据え置いたため、 公正取引委員会から指摘された自治体がある。)
- 小松市においては、分別やリサイクル推進によってサイズの小さい袋への誘導を図るため、一番大きなLサイズのみ料金を引上げ、それ以外のサイズは据え置いた。

減量化に向けた他施策

【家庭系「コンポスト等、生ごみ処理機」助成】

- 家庭系廃棄物の中でも多くを占める「生ごみ」について、コンポストや処理機により家庭で「土にバック」させ発生抑制を図るため、 購入費用の一部を助成している。
- コンポスト等については、適正に管理しないと臭いや虫の発生を招くことがあるため、市民に周知することが難しく、広報紙やごみ 出しマナー講習会などで管理方法のアドバイスを行っている。

へ権別を禁入

マロンポスト筆

補助率:1/2 補助金上限:1台あたり5千円、2台まで

▶ 生ごみ処理機

補助率:1/2 補助金上限:3万円

【スプリング入り廃棄物への特別の処理手数料創設】

- 従前から大型ごみとして手数料を設定してきたが、他の廃棄物と比べ手数料は同程度であるにもかかわらず、処理が非常に困難で、 手間と時間を要していたため、排出者に適正な負担を求めることが公平であると考え、特別の手数料を設定した。(令和元年10月1 日から)
- 他の廃棄物と同様の手数料に廃棄物1個あたり500円を加算 →最終的には、処理の困難な廃棄物を排出する人への「つかう責任」、処理に費用がかかる=製品の最後までを考え、消費者 が選択することでの製造者への「つくる責任」へつながればと考えている。(SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」)

施策の評価

① ごみ減量化及び資源化等意識の向上(効果)

- 導入当初(平成29年度)には収集可燃ごみが平成27年度比17.3%減少し、市民のごみ減量化、分別、リサイクル向上への意識が高まった。(一方で、一部に料金さえ払えばごみ排出してもいいという考えも発生している)
- 他施策との組み合わせ(生ごみ処理機・コンポスト等補助の活用)により、ごみの減量化につながっている。この補助制度により減量化 に取り組むきっかけとなった人も多く、更なる広がりを期待しているところである。

② 費用負担の公平性(効果)

• 一定量を超える排出を行う人に負担を求めることで、ごみ処理に係る負担の公平化が図られた。

③ 排出者への受益者負担の増加(効果)

他の廃棄物より特別の手間・時間を要している廃棄物(スプリング入り廃棄物)に対し、適切な受益者負担を図ることができた。

基礎情報

561,407人(平成31年3月末日)

267,602世帯(平成31年3月末日) 常住世帯数

戸別収集方式

収集方法: 手数料:

有料(可燃ごみ、不燃ごみ)

指定袋による徴収(排出量単純比例型)

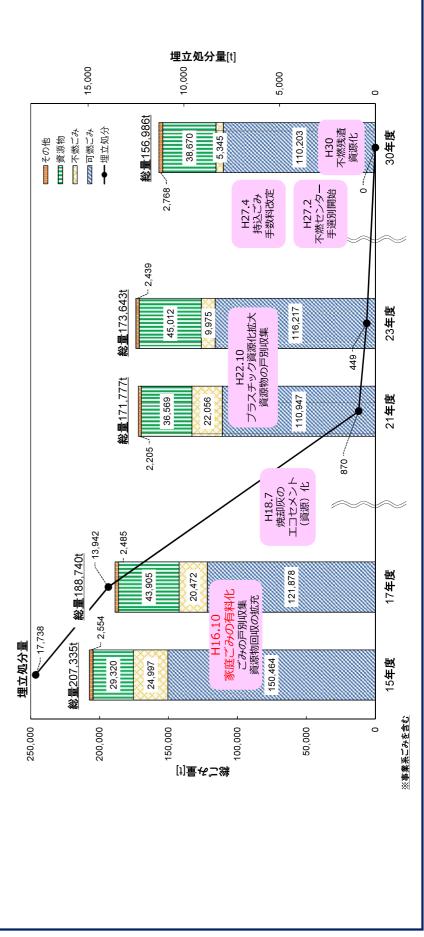
有料化時期

減免制度:

徴収方法:

割 生活保護世帯等支援が必要な世帯、紙おむつ、枝木等 平成16年10月

くごみ・資源物量の推移>



家庭系ごみの有料化制度の導入

有料化導入の背景

- ごみの減量と資源化の取り組みは平成2年の空きびん回収以降、資源物回収を段階的に拡充して一定の成果を上げた。一方で新たな 最終処分場の目途は立っておらず、ごみ減量と資源化が多摩地域全体の喫緊の課題であった。
- 最終処分場延命のため、<u>平成16年10月より30万人以上の都市において全国で初めてごみの指定収集袋制度(有料化)とごみの戸別</u> 収集を同時に開始した。

指定収集袋(有料化)制度、ごみの戸別収集を同時に実施

【「いる有料化の経過】

平成15年9月 「平成16年10月を目途に有料化実施」を発表 平成15年9月~ 町会自治会連合会等説明会 平成15年11月~ リサイクル推進員対象説明会 平成16年3月 ごみ有料化の条例改正 平成16年4月~9月 ごみ有料化説明会

平成16年9月~ 平成16年10月~

指定収集袋の販売開始 「指定収集袋(有料化)制度」「ごみの戸別収集」「資源物回収の拡充」開始

集合住宅専用のチラン各戸配布・学生用チラシ配布

【市民への周知】

- ごみ有料化と戸別収集及び資源物回収の拡充の大きな制度変更に際しては、町会・自治会に対し、約1,700回の説明会を実施し理解 を求めた。
- また、家庭用収集カレンダーと分別の手引きを各戸配布するとともに、JR八王子駅構内やバスの外側板、集合住宅掲示板等を活用し、 収集方法等の大幅な変更を周知した。

さらなるごみ減量・資源化に向けた取り組み

①家庭ごみの有料化と戸別収集

全国で初めてごみの**指定収集袋 (有料化)制度とごみの戸別収集**を同時に開始。 **最終処分場延命のため**、平成16年10月より30万人以上の都市において

②プラスチックの資源化拡大、すべての資源物の戸別収集

平成22年10月からプラスチック資源化センターの稼働を開始したことで、3品目に限定していたプラスチックの回収を、プラマークのついたプラステックの回収を、プラマークのついたすべての容器包装プラスチックを資源化するよう拡大。さらに、排出者責任を明確にして分別の徹底を促進するとともに、高齢者などが重い古紙類などの資源物を排出しやすくするため、すべての資源物の戸別収集を開始。



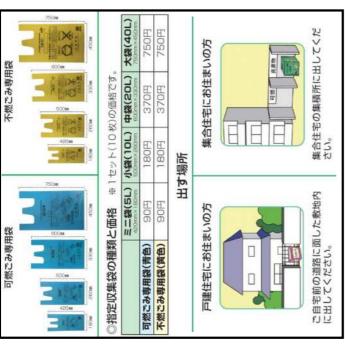
③持込手数料改定

目指すとともに**適正な受益者負担と近隣他市(多摩地区)の手数料**等を考慮し、平成27年4 エコセメント化等ごみ処理方法やごみ処理経費が変容したことに伴い、 **さらなるごみ減量**を 有料化から10年、持込手数料の改定から10年以上が経過して、戸別収集や資源化拡充、 月に持込手数料を改定した。

4世立処分量ゼロ

広域最終処分場(東京たま広域資源循環組合)で平成18年7月からエコセメント化施設を 本格稼働し、それまで埋め立てられていた**焼却灰をエコセメントとして資源化**することで、 最終処分場の大幅な延命化につながった。

ため、**戸吹不燃物処理センターの処理工程や規模の見直し**を行い、これまでの破砕•機械選別を行 さらに、プラスチックの資源化拡大とすべての資源物の戸別収集の成果により不燃ごみが減少した う施設から、**手選別主体の施設へと設備の更新工事**を行った。このことで埋立処分量はさらに減少 し、平成30年度には不燃残渣の資源化を行うことで**「埋<u>立処分量</u>ゼロ」**を達成した。

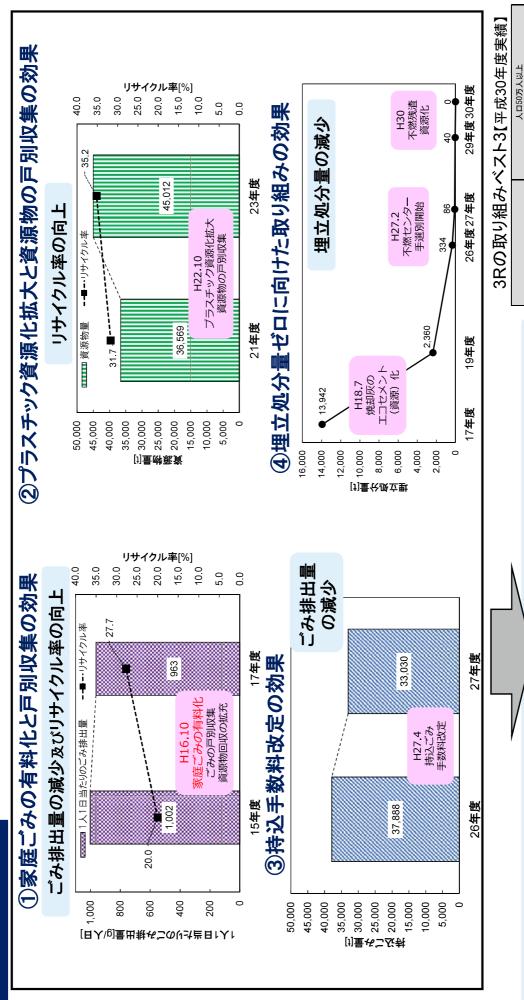


出所:「家庭用ごみ・資源物収集カレンダー」より抜粋)



出所:「ごみ・資源物分別の手引き」より手選別のようす)

施策の評価



「**リデュース」と「リサイクル」ともにバランスよく推進**。平成30年度のリデュースは**全国第1位**、 引き続き、市民、事業者の皆様と協力をして、ごみの減量と資源化の拡大に努める。 **市民・事業者の協力**をいただき、分別意識、適正排出の指導・啓発を進めることで リサイクル率は3位になった(人口50万人以上の都市)。

以上	764.6 g/人用	772.1 g/人日	816.2 g/人日	33.4%	26.3%	26.1%	さ加工。リサイクルは通 た数値)
人口50万人以上	東京都 八王子市	松山市	県 川崎市	千葉市	新潟市	東京都 八王子市	∜30年度)について」を セメント)化などを除い
	ſ	2 愛媛県	3 神奈川県	千葉県	2 新潟県	3 東京都	伏況等(平成 原料(エコセ
		排出車 至国:9188/人日)	9	リサイクル (リサイクル率)		20	(出所:環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成30年度)について」を加工。リサイクルは通常のリサイクル率から焼却灰・飛灰のセメント原料(エコセメント)化などを除いた数値)

く参考> 有料化以外の施策により課題解決を目指した事例

基礎情報

常住人口: 常住世帯数: 収集方法:

158,555世帯(平成31年4月1日) 376,181人(平成31年4月1日)

無料(市場価格の指定袋制)

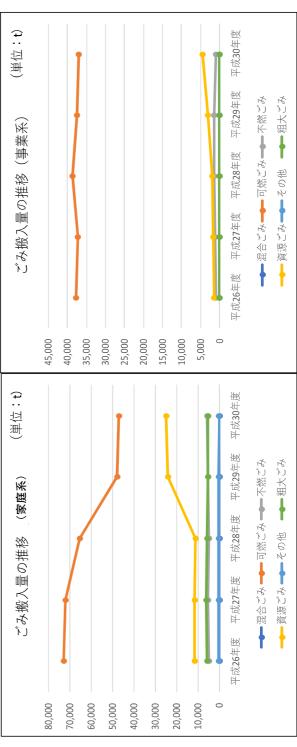
ステーション収集

※指定袋は市場価格で販売しており、ごみ処理手数料は徴収していないため、

ごみ有料化手引におけるごみ有料化の定義は該当しない。

く過去5年間におけるごみ排出量の推移>

;	ロイ	3	378,898	378,383	377,999	377,431	377,237
		その他	0	0	0	0	0
		粗大ごみ その他	0	0	0	0	0
 	5.糸	資源ごみ	1,467	1,783	1,851	3,047	4,487
₹ †	事業	不燃ごみ	951	1,116	1,324	1,329	1,082
		可燃ごみ 不燃	37,761	37,367	38,677	37,514	36,945
		混合ごみ	0	0	0	0	0
		その他	184	180	181	211	174
		粗大ごみ その他	5,901	5,994	5,781	5,372	5,330
} {	(庭糸	を正重し	11,742	11,371	11,078	23,975	24,899
1	丞	不燃ごみ	4,900	5,272	4,703	5,194	5,736
		化三隣巨	72,854	72,303	65,460	47,789	46,903
		おうごみ	0	0	0	0	0
	#	‡ Ķ	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度



(環境省「一般廃棄物処理実態調査」より)

家庭系ごみの指定袋制度の導入

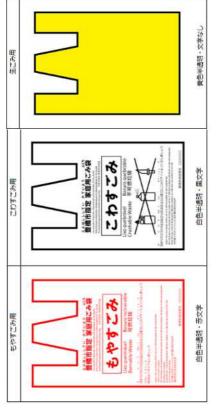
指定袋制度の導入背景

- 平成10年度から、家庭ごみの持ち出しに際しては「透明又は半透明の袋」の利用を依頼してきたが、紙袋やダンボール、中身が見えない袋を使った持ち出しや事業系ごみの持ち出しが見受けられていた。
- これらのマナー違反のごみや分別間違いのごみにより、ごみステーションの乱雑化やごみ収集車の火災の発生といった課題を抱えていた。
- こういった課題解決のため
- ①ごみ分別とごみ出しマナーの徹底
- ②「キストーションの乱雑化の防止
- ③事業系ごみや市外からのごみの混入防止
- ④ごみ収集作業の迅速化と安全の確保
- ⑤ごみ減量やリサイクルへの意識付け

を目的に、<u>平成28年度から指定ごみ袋を導入</u>することとした。

指定ごみ袋の製造は承認制を採用し、市は販売価格に関与せず、市場価格での販売としている。

へ指定ごみ扱>



出所: 豊橋市ホームページ)

- 指定ごみ袋は3種類
- びん・カン、プラマークごみ、ペットボトル、うめるごみ、危険ごみ、布類の持ち出しは、透明又は半透明の袋を使って持ち出す。
- ・指定ごみ袋は、様々な販売店(スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア等)で販売。
 - 市は指定ごみ袋の販売価格を定めない。指定ごみ袋の販売価格に、市販のごみ袋と同様に販売店による市場価格で販売される。(袋の値段にごみ処理費用を上乗せする「ごみの有料化」ではない)

指定袋制度の導入

[指定ごみ袋制度の導入]

- 指定ごみ袋制度の周知•啓発のため、制度導入前年度には**自治会等各種団体を対象に500回を超える説明会を実施**した。
- その他にも、広報誌への定期的な掲載や新聞折込チランの配布、市内全域のごみステーションへの啓発看板の設置やごみステーションでの職員によるチラシ配布等、様々な手段で広報活動を実施した。

生ごみの分別収集の開始

- 平成22年度に民間事業者からの提案に基づいて国土交通省の「新たなPPP/PFI事業」の提案募集に応募し、平成23年度に国土交通省 の「先導的官民連携支援事業」により導入可能性調査を実施した。
- メタンガスの発生効率やエネルギーの回収効率等を勘案し、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥、生ごみを複合処理することとし、「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業」を開始、下水処理場内に豊橋市バイオマス利活用センターを整備した。
- 家庭から排出される生ごみを資源として活用するため、制度導入前年度には**約550回の説明会を開催する等して市民説明を行い、平成** 29年度から生ごみの分別収集を開始した。
- 制度導入に際しては、様々な方法で周知活動を実施し、**約2ヵ年に及ぶ広報を実施**した。

【市役所内の横断的連携】

廃棄物処理を所管する環境部と下水処理を所管する上下水道局等、複数の部局に跨る事業であり、いわゆる「縦割り行政」ではなく、横の連携を密にするために「豊橋市バイオマス資源利活用事業推進会議」を設置し、何度も協議の場を設けて事業を推進した。

[周知活動の一例]

- 制度導入前年度の説明会開催 550回以上
- 指定ごみ袋制度説明会において生ごみ分別についても併せて説明
- 「家庭ごみガイドブック」や分別周知チラシ・パンフレットの全世帯配布
- 啓発看板設置
- ・ 市内を走る電車やバス内の吊り広告
- ・ 公共施設・コンビニエンスストアへのポスターの掲出

施策の評価

【指定ごみ袋導入における効果等】

① ごみ排出量の減少(効果)

- **市民のごみに対する意識向上**が図られ、**ごみ排出量が減少**した。(もやすごみ:△9.5%、こわすごみ: △10.0%)
- ② ごみの分別精度の向上(効果)
- 市が実施している組成分析調査の結果、「もやすごみ」、「こわすごみ」のいずれも<mark>不適正なごみの混入</mark> **率が減少し、ごみの分別精度が向上**した。
- ③ ごみ有料化との混同(課題)
- 一方で、様々な広報活動を実施していても、家庭ご みの有料化と混同されることがある。
- ④ 指定ごみ袋の規格について(課題)
- また、サイズや材質といったごみ袋の規格に対する市民の声が多い。
- ▶ 一部対応したが販売状況が芳しくなく、製造事業者から大量の在庫を抱えることとなったとの意見がある。
- ⑤ 外国人世帯への周知方法について(課題)
- その他、本市は全国的に見ても外国人市民の割合が高いため、外国人世帯への効果的な周知方法を検討する必要がある。

【生ごみ分別における効果等】

- ① リサイクル率の向上(効果)
- ・これまで「もやすごみ」に含まれていた「生ごみ」を分別し、資源として活用することにより、**リサイクル率が大幅に向上**した。(H28:18:0% → H29:24.2%)
- ② 処理費用の削減(効果)
- ・別々の施設で処理していた「生ごみ」や下水汚泥等を同一施設で集約処理することにより、環境部門では焼却炉の規模縮小による更新費や維持管理費で約40億円、上下水道部門では処理費や設備更新費で約80億円、市全体で合わせて20年間で約120億円の削減が見込まれる。
- ③ 生ごみ再資源化の推進(効果)
- 「生ごみ」等の複合バイオマスはメタン発酵により発生したバイオガスで発電して電力に、発酵後汚泥は炭化燃料化することで、100%エネルギー化する ことができる。
- 4 収集頻度について(課題)
- 「プラマークごみ」の収集日を週に1回から2週に1回に減らすこととなり、利便 「もやすごみ」と「生ごみ」の分別を意識付けるために収集日を分けた結果、 性低下に対する市民からの苦情につながった。
- ▶ 市民の利便性を重視し、翌年度には「もやすごみ」と「生ごみ」を同日収集として「プラマークごみ」を週に1回の収集に戻した。

⑤ 鳥獣等の被害(課題)

- カラスや猫等の鳥獣により「生ごみ」が荒らされる被害が報告されている。
- > 網目の細かいネットや、ごみ袋を引っ張り出せないようにするためのコンテナの貸出を実施し、ごみ散乱防止に努めている。

【大阪府八尾市】指定袋配布によるごみ削減と資源化促進の取組

基礎情報

266,593人(平成31年3月末日)

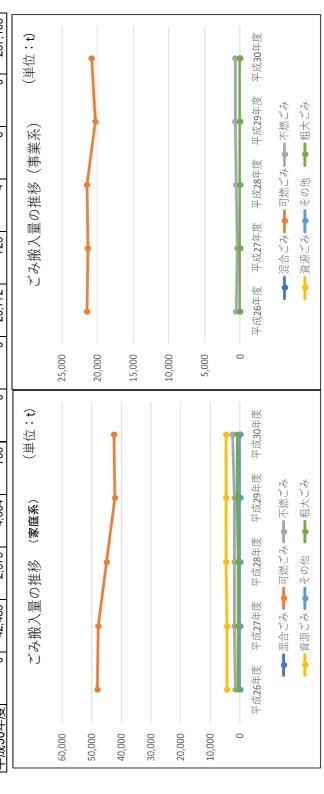
124,514世帯(平成31年3月末日) 常住人口: 常住世帯数: 収集方法: 手数料:

ステーション式・戸別式併用

無料(平成28年10月より8種分別・指定袋制)

く過去5年間におけるごみ排出量の推移>





(環境省「一般廃棄物処理実態調査」より)

【大阪府八尾市】指定袋配布によるごみ削減と資源化促進の取組

家庭系ごみの指定袋制度の導入

指定袋制度の導入背景

- 24年8月、八尾市廃棄物減量等推進審議会に**家庭ごみの有料制の** を行った。 当時は**焼却工場の管理運営経費や施設整備費といった** 負担が将来的に必要になってくることが想定されていたため、平成 平成24年3月に八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の改定 導入について諮問し検討を行ってきた。
- 平成25年4月に「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合(現・大阪広 **市のごみの焼却処理にかかる状況が計画当初の状況と大きく変化** 袋制度の検証、見直しを実施し、ごみの減量に取り組むことになっ した。これにより、 **家庭ごみの有料制の導入を見送り、従来の指定** 域環境施設組合)」の設立に向けた準備が始まったことにより、本
- 平成28年10月より8種分別・指定袋制における新指定袋制度を全 市域にて実施。

へ指応ごや級>









(出所:八尾市ホームページ)

【大阪府八尾市】指定袋配布によるごみ削減と資源化促進の取組

指定袋制度の導入

【指定袋配付によるごみ削減】

- 市から配付される各種分別の指定ごみ袋にまとめて排出する。
 - 家庭用指定袋は半年に一回(8月から9月、2月から3月)、6か 月分の袋を無料で各世帯に配付。
- ・ 可燃ごみの指定袋について、従来の<u>45Lから35Lにサイズを見</u> 直「カスナナギ」 一緒が、スタイドナ
 - **直しするとともに、結びしろを付けた**。 (可燃ごみの分別促進と、事業系ごみの混入防止のため)
- ペットボトルや牛乳パック等は市内小売店舗にて回収ボックスを 設置している。
 - その他、分別徹底と資源化促進のため、「有価物集団回収」や「生ごみの堆肥化」を奨励するための「リサイクル支援制度」も導入している。

<分別区分>

- 3区分7分類
- ①可燃(燃やす) ごみ
 - ② 不 蒸 ご み
- 複雑ごみ
- 埋立ごみ
- 簡易ガスボンベ・スプレー缶
 - ③資源ごみ
- 資源物
- ■容器包装プラスチック
- ペットボアン
- *指定袋以外の見える袋(市販)で可燃収集日に排出

施策の評価

① ごみ処理量(資源化されている量を除く)の減少(効果)

一方資源回収量としては同年比で容器包装プラスチックが約500トン、ペットボトルが約50トン増加した。その他にも、有価物集団回収の回 指定袋制度見直し前後の一年間(H27.10~H28.9とH28.10~H29.9)で、**可燃(燃やす)ごみの収集量が約6,200トン減少**した。 収量が約380トン増加するなど、**資源化される量が増加**した。

基礎情報

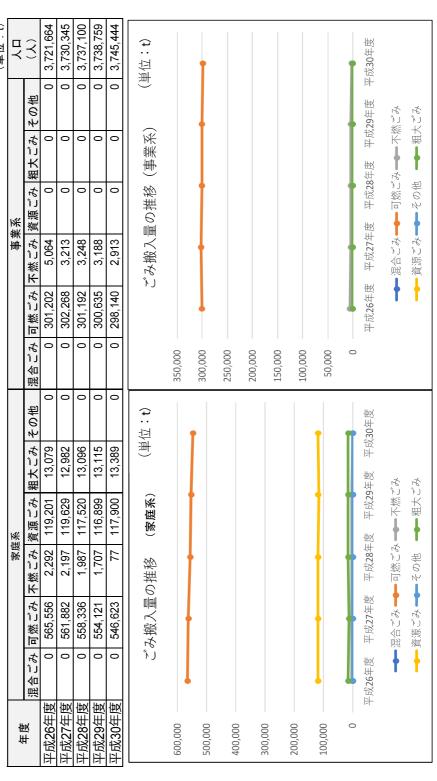
常住人口: 常住世帯数:

収集方法:

3,741,317人(平成31年4月1日)

1,700,306世帯(平成31年4月1日) ステーション収集

く過去5年間におけるごみ排出量の推移>



有料化以外の施策によるごみ削減の実現

取組内容

「横浜G30プラン」 ~家庭系ごみの減量・リサイクルに向けた分別品目の拡大施策~

ごみ行政の転換期・横浜G30(2002年~2010年)について

へ完配く

• 2001年度当時、横浜市のごみ量は、人口の伸びを上回って増加し、環境への負荷も増大しており、焼却と埋立処分を中心とした廃 棄物対策からの転換が求められていた。

へ施策内容>

廃棄物の発生を抑制するとともに、徹底した分別を図り、再生利用(リサイクル)を推進することで、限りある資源・エネルギーの消費 の節減と循環的な利用を促進し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現を目指すこととした。

、四種へ

イクル)を進めることで、焼却・埋立処分が必要となるごみをできる限り削減する」ことを基本とする「横浜市一般廃棄物処理基本計画(横浜G30プラン)」を2003年1月に策定し、「2010年度における全市のごみ量を2001年度に対して30%削減する。」という具体的 • 「ものを大切にする生活スタイルを広め、発生抑制(リデュース)•再使用(リユース)を推進し、徹底的な分別を行い、再生利用(リサ な目標を定めた。

く成果>

- 「横浜G30プラン」に基づき、市民・事業者と協働して、分別品目の拡大事業を始めとする様々な取組を進めてきた結果、<u>2005年度</u> にはごみ減量30%を3年間で達成し、2つの焼却工場の廃止や、ごみ処理に伴って排出される二酸化炭素量の大幅な削減に成功。
- 人口300万人を超える大都市において、極めて短期間で、ごみ量を削減できたことは、国内他都市のみならず、海外都市からも注目 されており、横浜のごみ行政の大きな転換期となった。

取組内容

横浜G30を成功に導いた施策~分別品目拡大と徹底した啓発活動~

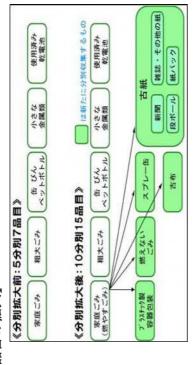
- 家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、2005年4月から、「プラスチック製容器包装」「古紙」「古布」等を新たに分別品目に加えた10分別15品目の分別収集を、全市で実施した。
- 分別拡大にあたっては、住民説明会や集積場所における啓発活動など 様々な取組を実施し、分別排出への市民理解と協力を求めた。 •
- こうした取り組みの結果、分別の意識啓発、分別徹底が成功し、ごみの資源化量も大幅に増加し、ごみの減量につながった。

【行政回収による資源化量】分別収集品目及びその他 (不法投棄等) を収集後に資源化した量 (資源化量)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
行政回収による 資源 化量(トン)	46, 157	46, 330	49, 106	68, 579	160, 865	158, 165	154, 730	151, 062

「2010年度における全市のごみ量を2001年度に対して30%削減する」といっ た当初の目標に対し、2008年度で約40%削減(人口は5.5%増加)を達成。

[分別品目の拡大]



【市民への周知】

- 2年間で1万回を超える住民説明会や集積場所における 早朝啓発、駅頭キャンペーンなどを、分別拡大全市展開 前後の2004年度から2005年度にかけて集中的に実施
- 分別方法を説明したパンフレットを全戸配布
- 分別されていないごみの取り残しを実施
- 事業系ごみについては、事業者の皆さんにごみの減量・ リサイクルの実践を働きかけるため、<u>各種業界の集まり</u> に出向くなど様々な機会をとらえて、G30プランの趣旨や 必要性を説明
- 事業系ごみのごみと資源の分け方についてのリーフレットを作成し、市内の全事業所(約11万事業所)に送付

取組内容

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン ~多分野との連携をもって進めるごみ減量施策~

G30に続く取り組み~ヨコハマ3R夢(スリム)プラン

/ 船船/

- 「ヨコハマ3R夢プラン」は、大幅なごみの減量を達成したG30プランに続く計画として、2011年1月にスタートした。
- ・ リサイクルにリデュース、リュースを加えた「3R」に取り組むことで、さらなるごみの減量と脱温暖化を進め、横浜の豊かな環境を後 世に引き継いでいくことを大きなテーマとしている。

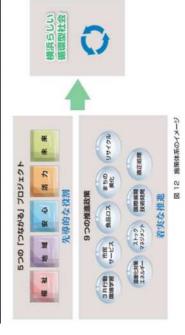
く単位と

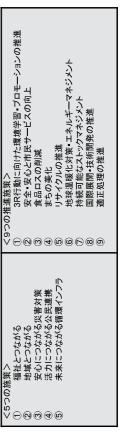
いる大規模災害、さらには経済の活性化など、社会を取り巻く状況が大きく変化しているものの、<u>分別ルールは一定程度定着し、ご</u> • 「ヨコハマ3R夢プラン」の策定から9年が経過し、高齢化の一層の進展、人口減少社会の到来とともに、全国各地で頻繁に発生して みの量も、減少傾向が続いている。

5つの「つながる」プロジェクト

へ施策体※>

- 社会を取り巻く環境が変化している中、これからの廃棄物行政は、**様々な分野とつながりを持って進めていくことが必要**となる。
- こうした視点で5つの「つながる」プロジェクトを立案した。この「つながる」プロジェクトは、推進計画において、**各政策を進めるにあ** <u>たっての方向性を示すとともに、先導的役割を有する重要な事業</u>と位置付け、その下に<u>9つの推進政策を設定</u>している。
- 環にとどまらず、福祉とつながる取組や市民ニーズを踏まえたきめ細かな取り組み、経済活性化につながる取組などを進めている。 複数の課題を同時解決していくことも重要であることから「SDGs」のアプローチを取り入れ、**環境負荷の低減や環境行政としての循**





(出所:「ヨコハ3R夢プラン推進計画 2018~2021」より抜粋)

【神奈川県横浜市】分別品目拡大と徹底した啓発活動によるごみ削減

取組内容

プロジェクト 5つの「つながる」

<- 国本目標>

2017年度比▲3%以上 約117.3万トン こみと資源の総量の削減 (2009 年度比▲8%以上)

18817発量(家庭形)

金田線

盟田 2015 \$ELLANWKUL ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス(目標)● 焼却はほの側エネ・省エネによる電力の効率化送電動量)

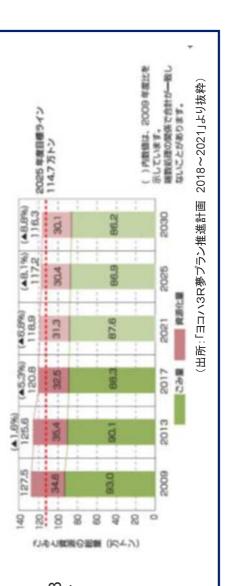
約21.2 トン 2009 年度比▲25%以上 (2009年度比▲8%以上) 日標値

2017年度比5%以上動 譜田

施策の評価

【家庭系・事業系ごみの動向】

ごみと資源の総量は、2017年度で2009年度比▲5.3%(120.8 万トン)となっており、目標(2009年度5%以上削減)を達成して



<参考資料5 >

一般廃棄物会計基準改訂等に関する説明会資料 第 部

<第 I 部>



一般廃棄物会計基準及び有料化の手引き改訂について

令和2年12月15日

環境省環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進課











背景と目的

日本の廃棄物行政の歴史



、 我が国は、時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法制度の制定、改正等を行い、地方自治体、 民間事業者、住民等と協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進し、循環型社会を着実に構築してきた。

廃棄物に関わる法制度の歴史

年代	主な課題	法律等の制定			
1800年代後半 ~1900年代前半	・伝染病(コレラ・ペスト)流行への対策・公衆衛生の向上	·汚物掃除法(1900年)			
戦後~1950年代	・環境衛生対策としての廃棄物処理・衛生的で、快適な生活環境の保持	·清掃法(1954)			
1960年代 ~1970年代	・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」 の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理	・生活環境施設整備緊急措置法(1963) ・ <mark>廃棄物処理法(1970)</mark> ・廃棄物処理法改正(1976)			
1980年代	・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全	・広域臨海環境整備センター法(1981)・浄化槽法(1983)			
1990年代	・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有書物質(ダイオキシン類含む)対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の 仕組みの導入	 ・廃棄物処理法改正(1991) ・産業廃棄物処理特定施設整備法(1992) ・バーゼル法(1992) ・環境基本法(1993) ・容器包装リサイクル法(1995) ・廃棄物処理法改正(1997) ・家電リサイクル法(1998) ・ダイオキシン類対策特別措置法(1999) 	公衆衛生の向上	公害問題と生活環境	循環型社会の
2000年~	・循環型社会形成を目指した3Rの推進 2005.2.14 中央環境審議会が「循環型社会の 形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の 在り方について」(意見具申)を提言 これを受け廃棄物処理法の「廃棄物の減量その 他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計 画的な推進を図るための基本的な方針」(基本 方針)を改正 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化	 循環型社会形成推進基本法(2000) ・建設リサイクル法(2000) ・食品リサイクル法(2000) ・廃棄物処理法改正(2000) ・PCB特別措置法(2001) ・自動車リサイクル法(2002) ・産廃特措法(2003) ・廃棄物処理法改正(2003~06、10) ・小型家電リサイクル法(2013) 		境の保全	構築

背景と目的(現行の会計基準)



背景(現行の会計基準)

- 2000年ごろから、廃棄物・リサイクル行政及び市町村の一般廃棄物処理事業の目的は、**これまでの公衆 衛生の向上や公害問題の解決という段階をさらに進め、循環型社会の形成を目指すもの**となってきた。
- このような背景のもと、2005年2月に中央環境審議会は意見具申し、これを踏まえ、環境省において、 2005年5月に廃棄物の処理法の規定に基づ(廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(基本方針)」が改正された。
- この基本方針では、市町村の役割、国の役割として、下記のような事項が明記された。

【市町村の役割】

- ●一般廃棄物の処理に関する事業に係る**コストの分析及び情報提供**を行い、分析の結果を様々な角度 から検討すること等により、**社会経済的に効率的な事業となるよう努める**ものとする。
- ●経済的インセンティブを活用した<u>一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の</u> <u>公平化及び住民の意識改革を進める</u>ため、一般廃棄物処理の<u>有料化の推進を図る</u>べきである。 【国の役割】
- ●市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業の**コスト分析手法や有料化の進め方**並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて**技術的な支援に努めること**とする。 ■■■■■

目的

背景と目的(新たな会計基準)



背景(新たな会計基準)

- さらに近年では、市町村において、生産年齢人口等の減少により廃棄物処理の担い手不足や低密度化に 伴う非効率化が懸念されるほか、財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で**持続可** 能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要 となっている。このことから、2019年3月に循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却 施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として **追加**したところである。
- また、2021年度以降については、環境省が改訂を予定している一般廃棄物会計基準に則して、一般廃 棄物処理事業に係る原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧表を作成し、交付申請書等とと **もに提出**することとしている。

改訂の目的

- これを受けて、環境省では基本方針に定める国の役割を果たすため、改めて市町村等において、**より** 一層、一般廃棄物の処理に関する事業に係る**資産・負債のストック状況の把握**、事業に係る**コスト 分析を推進すべきとの観点から標準的手法について検討**を行い、現行の会計基準を**改訂**するに 至った。
- また、自治体独自で会計基準を作成していたり、公益社団法人全国都市清掃会議が策定してい る会計基準を活用している市町村等が多い中、現行の会計基準を導入している自治体は全体の 約3%と限られ、導入が推進されているとは言えない状況である。この会計基準の導入を普及促進 して、全国の自治体が導入するよう、財務書類の作成に当たり、自治体の作業量の軽減を図るため、 **会計基準及び支援ツールに改訂を行う**こととする。

改訂の目的



一般廃棄物会計基準の改訂

課題

- 〇現行の会計基準導入率は約3%
- ⇒ ほとんど導入されていない
- ○現行の支援ツールが複雑・作業量大 ⇒ 自治体の作業負担が大きい

○全国の自治体が導入

- ○簡易な支援ツールの構築
- 〇総コストの把握による「気づき」・マネージメントカの向上

今回の改訂において、一般廃棄物処理に係る総事業費、生活系・事業系別の原価の把握によ る「気づき」と、その「気づき」によるマネージメント力を高めることを目的としている

目的

-般廃棄物処理有料化の手引きの改訂

- 〇排出抑制や再利用の推進 〇公平性の確保 〇住民や事業者の意識改革 〇財政負担の軽減
- ○現在の社会情勢の変化に対応した改訂
 - ⇒プラスチック資源循環戦略や食品循環資源の基本方針を考慮する
- 〇新しい会計基準に対応した改訂・項目の更新
 - ⇒平成25年以降手引の更新がされておらず、社会情勢の変化に対応できていない項目もあるため、
 - -般廃棄物会計基準の改訂時期と合わせて手引を改訂することを目的としている

各会計基準の導入状況

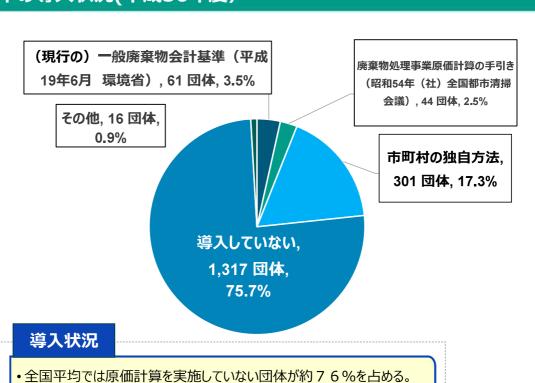
● (現行の) 一般廃棄物会計基準 : 2007年(平成19年) 6月 環境省

●廃棄物処理事業原価計算の手引き:1979年(昭和54年)(社)全国都市清掃会議

●市町村の独自方法:市町村等が独自の方法で財務書類を作成

各会計基準の導入状況(平成30年度)





• 市町村独自の原価計算方法を適用している団体が比較的多い。

各基準の導入状況 都道府県別一覧(平成30年度)



各基準の導入団体数

	※ 1	※ 2					※ 1	※ 2			
都道府県名	一般廃棄物	廃棄物処理 事業原価計 算の手引き	市町村の独 自方法	導入してい ない	その他	都道府県名		廃棄物処理 事業原価計 算の手引き	市町村の独 自方法	導入してい ない	その他
北海道	1	8	31	139	0	滋賀県	1	0	8	10	0
青森県	4	1	3	32	0	京都府	0	0	6	20	0
岩手県	0	2	5	26	0	大阪府	0	0	14	29	0
宮城県	0	0	10	25	0	兵庫県	2	2	13	23	1
秋田県	0	0	4	21	0	奈良県	1	0	4	33	1
山形県	0	0	8	27	0	和歌山県	1	0	4	25	0
福島県	2	0	6	50	1	鳥取県	0	0	1	18	0
茨城県	1	0	8	35	0	島根県	1	0	1	17	0
栃木県	2	1	3	19	0	岡山県	0	0	4	23	0
群馬県	3	0	5	27	0	広島県	0	1	5	17	0
埼玉県	5	0	15	42	1	山口県	1	0	6	12	0
千葉県	2	2	21	28	1	徳島県	0	0	2	22	0
東京都	1	18	19	19	5	香川県	2	0	2	13	0
神奈川県	2	1	7	20	3	愛媛県	0	1	3	16	0
新潟県	1	0	5	23	1	高知県	0	0	2	31	0
富山県	0	0	1	13	0	福岡県	0	1	9	49	1
石川県	0	0	5	14	0	佐賀県	1	0	5	14	0
福井県	0	0	5	12	0	長崎県	1	1	0	19	0
山梨県	0	0	2	25	0	熊本県	1	1	7	36	0
長野県	1	0	5	71	0	大分県	0	1	5	12	0
岐阜県	0	1	3	38	0	宮崎県	0	0	2	24	0
静岡県	0	1	5	29	0	鹿児島県	0	0	2	41	0
愛知県	1	1	16	35	1	沖縄県	1	0	3	37	0
三重県	22	0	1	6	0	合計	61	44	301	1, 317	16
Nº / 1 / TO /											

※1: (現行の) 一般廃棄物会計基準 (2007年(平成19年) 6月 環境省)

※2:廃棄物処理事業原価計算の手引き(1979年(昭和54年)(社)全国都市清掃会議)

各基準の主な相違点

● (現行の) 一般廃棄物会計基準 : 2007年(平成19年) 6月 環境省

●廃棄物処理事業原価計算の手引き:1979年(昭和54年)(社)全国都市清掃会議

●市町村の独自方法 : 市町村等が独自の方法で財務書類を作成

各基準の主な相違点



	(改訂)一般廃棄物会計基準 (令和2年度 環境省)	一般廃棄物会計基準 (平成19年6月 環境省)	廃棄物処理事業原価計算の手引き (昭和54年(社)全国都市清掃会議)
作成目的	情報利用者が意思決定を行うに当たり、地方公共団体が有用な情報を提供すること地方公共団体が情報利用者に対しその責任を会計的に明らかにすること(パブリック・アカウンタビリティ)	●情報利用者が意思決定を行うに当たり、市町村が有用な情報を提供すること● 市町村が情報利用者に対しその責任を会計的に明らかにすること (パブリック・アカウンタビリティ)	廃棄物処理事業の管理、運営のための 資料を提供すること廃棄物処理手数料等を決定するための 資料を提供すること
作成する 書類	● 原価計算書● 行政コスト計算書● 資産・負債一覧表	● 原価計算書 ● 行政コスト計算書 ● 資産・負債一覧	● 原価計算表 (ごみ処理、し尿処理含む)
原価計算書	 一般廃棄物を生活系・事業系に区分し、作業部門(収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門)毎に原価を算定 対象は、経常経費である人件費、物件費等、移転費用(減価償却費、引当金繰入を含む) 	 一般廃棄物を20種類に分類し、作業部門(収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門・資源化部門)毎に一般廃棄物種類毎の原価を算定 対象は、経常経費である人件費、物件費、経費(減価償却費、引当金繰入を含む) 	 ごみ処理関係部門については、ごみ収集、破砕、焼却、埋立部門別に原価を算定 対象経費は人件費、物件費、減価償却費、公債利子等(引当金繰入は含まない)。控除項目として、売電、その他の項目あり。 補助金については、資産の帳簿価額に使用した補助金の割合を乗じた額を減価償却費から控除
行政コスト計 算書	 一般廃棄物処理事業に係る費用・収益を表す 対象は、原価計算対象費用に加え、管理費用、経常収益、経常外費用、経常外政益(補助金は、受入年度で収益化) 	 一般廃棄物処理事業に係る費用・収益を表す 対象は、原価計算対象費用に加え、各種施策に係る費用、経常移転費用、経常収益、特別損失(補助金は、減価償却費に応じて収益化) 	<u>該当なし</u>
資産·負債	 資産は、「有形固定資産」「無形固定 資産」「その他」に区分して表示 負債は、「地方債」「長期未払金」「退職手当引当金」「その他」に区分して表示 	 資産は、金融資産、非金融資産に区分し、「資金」「金融資産」「有形固定資産」「無形固定資産」「繰延資産」等を計上 負債は、「地方債」「借入金」を計上 	<u>該当なし</u>

作業軽減された財務書類の作成イメージ

(改訂)会計基準に基づく財務書類の作成イメージについて



作成イメージ

主

一般廃棄物会計担当部署

-般廃棄物処理事業**実態調査**

(所管:環境省、回答率:100%)

(副)

財政·公会計担当部署

地方公会計情報(固定資産台帳等)

(所管:総務省、ほぼ全ての団体で導入)

財務書類 作成支援 ツール

一般廃棄物会計基準に 基び**財務書類が完成**

作成方法

基礎 資料

● 「一般廃棄物処理事業実態調査」による情報(歳入・歳出、ごみ処理量等)を基礎としつつ、 不足する情報については、各団体における地方公会計情報等(固定資産台帳等)から把握します。

作成 ツール

- (改訂) 一般廃棄物会計基準に基づく「財務書類作成支援ツール」(Excel) を提供します。
- 「財務書類作成支援ツール」では、実態調査等から入力シートに必要な入力項目を入力することで、 比較的簡易に財務書類が作成可能です。

財務 書類

- 一般廃棄物処理事業に関する財務書類(「原価計算書」「行政コスト計算書」「資産・負債一覧表」)を 作成します。
- 財務書類分析ツールにより、ごみ処理単価等の指標が算定できます。

13

交付金の要件化

交付金要件化について



一般廃棄物会計基準の導入

- ・ 新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、一般廃棄物会計基準の導入を検討すること。
- ・検討内容としては、一般廃棄物会計基準に則した原価計算書を作成し、交付申請書とともに 提出すること。ただし、施設や車両に関する減価償却費、退職給費引当金繰入額相当額等直ちに 把握することが困難な項目については、明記しなくてもよいこととする。この場合、施設や車両に 関する減価償却費、退職給付引当金繰入額相当額等について情報収集を行う手法を整理する等、 一般廃棄物会計基準の導入に向けた検討状況について、交付申請書に記載し、原価計算書ととも に提出すること。
- ・ 2021年度以降については、環境省が改訂を予定している一般廃棄物会計基準に則して、 一般廃棄物処理事業に係る原価計算書、行政コスト計算書、資産負債一覧表を作成し、 交付申請書等とともに提出すること。

廃棄物処理の有料化の検討

・新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、ごみの減量化を図る観点から、家庭系 一般廃棄物処理の有料化を検討すること。

(粗大ごみの処理手数料や家庭系一般廃棄物の直接搬入の手数料等についてはこれに含まない。)

- ・ ごみ分別の推進等、有料化以外の施策で、一人あたりのごみの排出量等を減量させている場合は この限りではない。
- ・ また、有料化の検討状況や実施状況、ごみ減量化のための施策の実施状況については、地域計画に記載し、提出すること。

<参考資料5②>

一般廃棄物会計基準改訂等に関する説明会資料 第Ⅱ部

〈第Ⅱ部〉 (改訂)一般廃棄物会計基準に基づく 財務書類について

説明項目

5.注記情報について

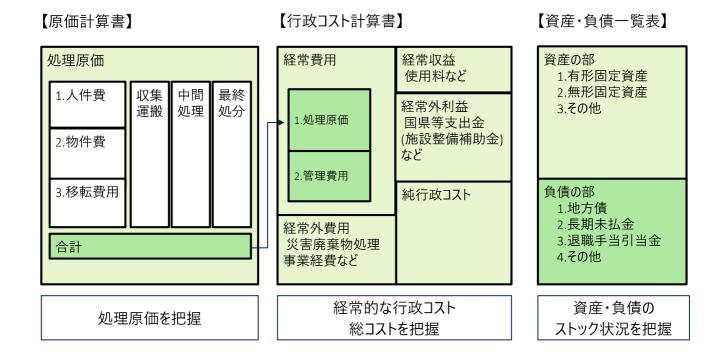
1.財務書類の全体像
2.原価計算書について
3.行政コスト計算書について
4.資産・負債一覧表について

本資料において、

「一般廃棄物処理事業実態調査」は、「実態調査」と表現しています。

1.財務書類の全体像

一般廃棄物会計基準に基づき作成する財務書類は3種類です



1.財務書類の全体像

原価計算書の定義は以下のとおりです

財務書類	定義
原価計算書	 ● 原価計算書は、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用を表したもの。 ● 一般廃棄物の処理に関する経常的な処理原価の状況を把握・分析するための情報として役立てることができる。
	 原価計算書では、各作業部門における処理原価を算定し、各作業部門の原価は、 生活系・事業系に区分して表示する。 作業部門は、収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門の3つに区分する。

1.財務書類の全体像

行政コスト計算書の定義は以下のとおりです

財務書類	定義
行政コスト計算書	 ● 行政コスト計算書は、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した 費用及び収益を明らかにするもの。 ● 一般廃棄物の処理に関する事業全体の効率性を把握・分析するための情報として役立てることができる。

4

1.財務書類の全体像

資産・負債一覧表の定義は以下のとおりです

財務書類	定義
資産·負債一覧表	 ● 資産・負債一覧表は、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもの。 ● 資産及び負債の全体像を把握し管理することで、資産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。

2. 原価計算書について

原価計算書では一般廃棄物の処理に関する経常的な処理原価を算定します

様式第2号

一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書

自 令和〇〇年4月 1 日 至 令和〇〇年3月31日

[!	【処理原価】 (単位:円)										
		総額		収集運搬		中間処理	(焼却 • 資	源化等)	最終処	し分(埋め3	立て)
		杉积	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計
1.	人件費										
	(1)職員給与費(一般職)										
	(2)職員給与費(技能職)										
	(3)退職手当引当金繰入額										
	(4) その他										
	小 計										
2.	物件費等										
	(1)処理費										
	(2)委託費										
	(3)減価償却費										
	(4) その他										
	小 計										
3.	移転費用										
	(1)組合分担金等(処理及び維持管理費)										
	(2) その他										
	小 計										
処	理原価合計										
	構 成 比 率 (%)										

ポイント

- 原価計算書における**処理原価は作業部門ごとに算定**します。作業分門の考え方は**実態調査と同じ**です。
- 作業部門ごとの処理原価を、さらに「生活系」「事業系」に区分して算定します。
- 「生活系」「事業系」の処理原価の区分は、**各自治体の状況に応じて、簡易的もしくは詳細に算定**します。 具体的な算定方法は第Ⅲ部で説明します。

2. 原価計算書について

原価計算書に計上する費目は人件費・物件費等・移転費用です

様式第2号



費目別のコストを把握

ポイント

- 原価計算書に計上する費目は「**人件費」「物件費等」「移転費用」の3つ**に区分されます。
- 「人件費」には、主に<u>実態調査に計上されている人件費を基礎</u>として、「職員給与費」 「退職手当引当金繰入額」を計上します。その他には、賞与等引当金繰入額などを計上します。
- 「物件費等」には、主に<u>実態調査において計上されている処理費、委託費を基礎</u>として、「処理費」「委託費」を計上する他、固定資産に関する「**減価償却費」を計上**します。

2. 原価計算書について

原価計算書に計上する費目は人件費・物件費等・移転費用です

様式第2号



ポイント

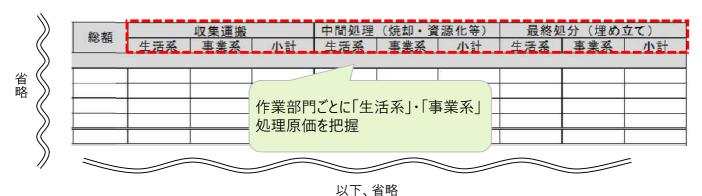
- 「移転費用」には、主に「組合分担金等」を計上します。
- 「組合分担金等」は、実態調査における歳出の【処理及び維持管理費】に計上されている「組合分担金」を 基礎として計上します。

2. 原価計算書について

「処理原価」は収集運搬・中間処理・最終処分の各部門に区分し、生活系・事業系別に算定します

様式第2号

【処理原価】



ポイント

- 原価計算書の列項目では、作業部門を 「**収集運搬」「中間処理(焼却・資源化等)」「最終処分(埋め立て)」の3つ**に区分します。
- 作業部門の考え方は、実態調査と同じです。
- 作業部門ごとに処理原価を「生活系」「事業系」に区分します。

3. 行政コスト計算書について

行政コスト計算書では、経常的な行政コストと純行政コストを算定します

様式第3号

一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

百 令和○○年4月 1 日至 令和○○年3月31日

【経	常費用】		
1.			
	(1) 人件費	XXX	
	(2) 物件費等	XXX	
	(3) 移転費用	XXX	
	合計		XXX
2.	<u>管理費用</u>		
	(1) 人件費		
	(2) 物件費等	XXX	
	(3) 移転費用	XXX	
	(4) その他管理費用	XXX	
	合計		XXX
経	常行政コスト a		XXX

_【経 常	常外費用】							
1.	移転費用							
	(1)組合2	7担金等(建設 改良	豊)			XXX	
	(2) その付	也					XXX	
			É	計				XXX
2.	その他							
	(1) 災害服	整棄物処理:	事業経費				XXX	
	(2) 資産	余売却損					XXX	
	(3) その付	也					XXX	
			台	計				XXX
経	常	外	費	用	合	計		XXX

1.	常収益】 使用料及び手数料		
٠.	(1) 指定袋・シール等販売収入	XXX	
	(2) 直接搬入ごみ手数料	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XX)
2.	補助金等収入		
	(1) 国県等支出金(運営費補助金等)	XXX	
	(2) [一部事務組合等]市区町村分担金(処理及び維持管理費)	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XX)
3.	その他		
	(1) 資源物等売却収入	XXX	
	(2) 売電等収入	XXX	
	(3) その他	XXX	
	合計		XXX
経	常 収 益 合 計 b		XXX

【経常	常外収益】							
1.	施設整備補助	力金等収入						
	(1) 国県等支出金(施設整備補助金)						XXX	
	(2) [一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費)							
	(3) その他	ł <u>i</u>					XXX	
				合計				XXX
2.	その他							
	(1) 災害房	蓬棄物処理	!事業収益				XXX	
	(2) 資産売	ē 却 益					XXX	
	(3) その他	<u>t</u>					XXX	
				合計				XXX
経	常	外	収	益	合	ä	t	XXX
						-		
(差 引)	純 行	政	コ	スト	~	XXX

ポイント

- 行政コスト計算書では、「**処理原価」に「管理費用」を加えて「経常行政コスト」を算定**します。
- | さらに、「経常収益」「経常外費用」「経常外収益」を加えて、「純行政コスト」を算定します。

3. 行政コスト計算書について

行政コスト計算書における経常費用は「処理原価」に「管理費用」を加えて算定します

様式第3号

【経常費用】

<u> </u>	せ 中 長 川 』							
1.	処理原価							
	(1) 人件費		r=1 <i>/</i> //			XXX		
	(2) 物件費等	原価計算書より				XXX		
	(3) 移転費用			XXX				
			合計				XXX	
2.	管理費用							
	(1) 人件費							
	(2) 物件費等		管 理書	費用を表示		XXX		
	(3) 移転費用		D/11/2	XXX				
	(4) その他管理費用					XXX		
			合計				XXX	
経	常行	女 コ	ス	+	а		XXX	

ポイント

- 「処理原価」には、原価計算書にて算定された処理原価を計上します。
- 「管理費用」には、主に<u>啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、</u> <u>ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務に係る</u> 費用を計上します。
- ●「管理費用」は、「人件費」「物件費等」「移転費用」「その他管理費用」に区分します。

3. 行政コスト計算書について

行政コスト計算書には「経常費用」に対応する「経常収益」を計上します

様式第3号



ポイント

- 「経常収益」には、「使用料及び手数料」「補助金等収入」「その他」を計上します。
- 「使用料及び手数料 | には、「**指定袋・シール等販売収入** | 「**直接搬入ごみ手数料** | を計上します。
- 「補助金等収入」は、主に経常的な費用に対応する財源として、 移転収入の形態で国や都道府県から経常的に支払われるものや、市区町村分担金を計上します。

3. 行政コスト計算書について

行政コスト計算書には「経常費用」に対応する「経常収益」を計上します

様式第3号



ポイント

● 「経常収益」の「その他」には、3 Rに関する項目である<u>「資源物等売却収入」「売電等収入」</u>等を計上します。

4. 資産・負債一覧表について

資産・負債一覧表では資産と負債を計上し、ストックの全体像を明らかにします

様式第1号

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧表

		(-	う和〇〇			口巩	住)		
Fide #	r - +n 1			項目	=				
	€の部] 『形固定』	資産							
	(1) 土地							XXX	
	(2)施部								
		取得価額 減価償却累	量上 安百				XXX XXX	XXX	
	(3)車間		101109				XXX	XXX	
		取得価額					XXX		
		減価償却累	計額			Δ	XXX	XXX	
	(4)建設 形固定資						_	XXX	XXX
15	, III /C 5	~ A H HI							,,,,,
	形固定資								
	(1) ソフ (2) その	フトウェア ン4th						XXX XXX	
	(と) でい						_		XXX
3 7	の他								XXX
20	至 産	合	÷⊥						XXX
J	生生	. 🗖	計	а					^^^
	長の部]								xxx
	也方债 長期未払会	÷							XXX
	職手当								XXX
	の他		=1						XXX
1	負 債	合	計	b				_	XXX
(差	引)資	産 負	債	差	額	С		
(а -	– b)		С					XXX

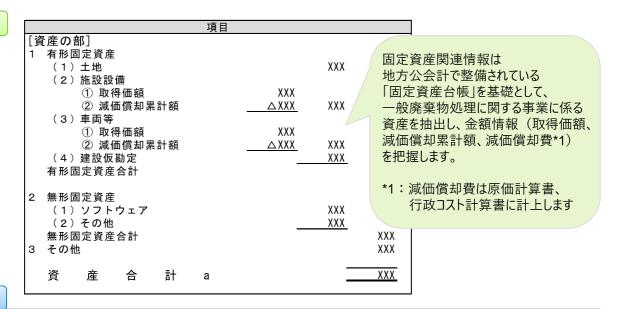
ポイント

● 「資産・負債一覧表」は「**資産の部」と「負債の部」に区分**して表示します。

4. 資産・負債一覧表について

資産・負債一覧表では資産、負債を計上し、ストックの全体像を明らかにします

様式第1号



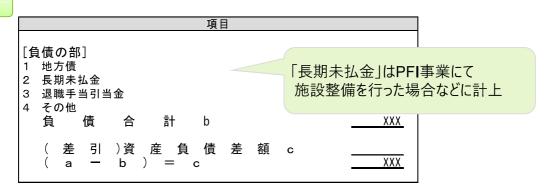
ポイント

- 「資産の部」は「**有形固定資産**」「無形固定資産」「その他」の3つに区分して表示します。
- 有形固定資産には「土地」「施設設備」「車両等」「建設仮勘定」を計上します。
- 固定資産に関する情報は、各団体において整備済の<u>固定資産台帳の数値を基礎</u>として計上します。 (財政、公会計担当部署との連携により、必要な情報を収集します)

4. 資産・負債一覧表について

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債の状況を明らかにします

様式第1号



ポイント

- 「負債の部」には、「**地方債」「長期未払金」「退職手当引当金」「その他**」を計上します。
- 「地方債」は、公債台帳を基礎として、施設整備等の財源として発行した**起債残高**を計上します。
- 「退職手当引当金」は、**地方公会計で計上されている退職手当引当金などを基礎**として計上します。

16

5. 注記情報について

財務書類の内容を補足するための情報を「注記情報」にて開示します

様式第4号

注記情報

- I. 財務書類の作成方針
- (1) 財務書類の作成方針

(改訂) 一般廃棄物会計基準に基づき、財務書類を作成しています。

- Ⅱ. 重要な会計方針の変更等
- (1)会計方針の変更
- (2)表示方法の変更
- Ⅲ. 重要な後発事象(1)主要な業務の改廃
- (2)組織・機構の大幅な変更
- (3) 重大な災害等の発生

循環型社会形成推進交付金 に関する情報

Ⅳ. 追加情報

- (1) 3 Rに係る先進的な取り組み事例
- (2) 循環型社会の形成に資する施設の整備状況

 事業名
 施設区分
 竣工年度
 総事業費
 加速を出金及び

 都道府県支出金

(3)場外余熱等利用施設の状況

2 / -807 VIW -4 1-1/11/10/02/20 / VIV		
施設名	利用内容	余熱等供給形態
〇〇クリーンセンター	〇〇温浴施設、〇〇温水プール	蒸気、高温水
△△清掃工場	市民センター、△△老人福祉施設	高温水

ポイント

- 財務書類作成の前提となる事項を 注記します。
- 具体的には、次の3項目です。
 - I.財務書類の作成方針
 - Ⅱ.重要な会計方針の変更等
 - Ⅲ.重要な後発事象
- IV.追加情報として開示する事項は次のとおりです。
- (1) 3 Rに係る先進的な取り組み事例
 - ⇒3Rに関する取り組みについての情報開示 が目的
- (2)循環型社会の形成に資する施設の整備状況
 - ⇒施設整備において、国等の補助金を活用 している状況についての情報開示が目的
- (3)場外余熱等利用施設の状況
 - ⇒住民等への還元状況、資源循環に関する 取り組みについての情報開示が目的

5. 注記情報について

「その他特記事項」の項目では、各団体の状況に応じた内容を開示します

様式第4号

注記情報



Ⅴ. その他特記事項

- (1) その他有害物質・処理困難物に係る事故時の対応費用(火災時の事故を終息させるための費用、修理費用)
- (2) 不法投棄物、災害ごみ、漂着ごみの処理等に係る特別な要因で発生する経費等
- (3) リチウムイオン電池の処理等に関する事項
- (4) 啓発活動に関する事項
- (5) その他

ポイント

- V.その他特記事項には、 各団体の判断により各事業年度特有の状況や推進を進めている取り組み等を開示します。
- 記載内容は各団体で自由に設定することができますが、例示として5項目を示しています。

<参考資料5③>

一般廃棄物会計基準改訂等に関する説明会資料 第Ⅲ部

〈第Ⅲ部〉 (改訂)一般廃棄物会計基準に基づく 新支援ツール について

説明項目

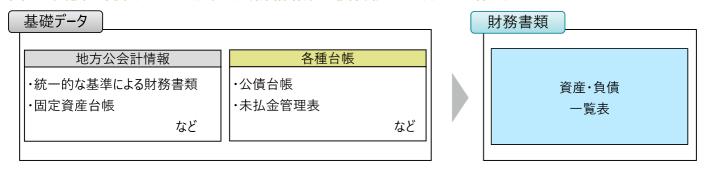
1.資産・負債一覧表の作成方法
2.原価計算書・行政コスト計算書の作成方法
3.部門の定義
6.新支援ツールへの入力
7.分析シート
8.要約シート

本資料において、

「一般廃棄物処理事業実態調査」は、「実態調査」と表現しています。

1. 資産・負債一覧表の作成方法

資産・負債一覧表は主に地方公会計情報、公債台帳を基礎として作成します

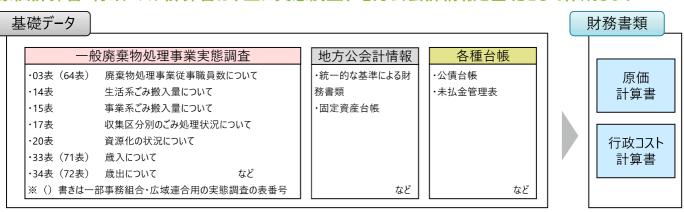


ポイント

- 固定資産の金額は**地方公会計において整備済の固定資産台帳**を基礎として計上します。
- 地方債の金額は**公債台帳**を基礎として計上します。
- 固定資産、地方債以外の資産・負債の金額は主に地方公会計情報を基礎として計上します。

2. 原価計算書・行政コスト計算書の作成方法

原価計算書・行政コスト計算書は、主に実態調査、地方公会計情報を基礎として作成します

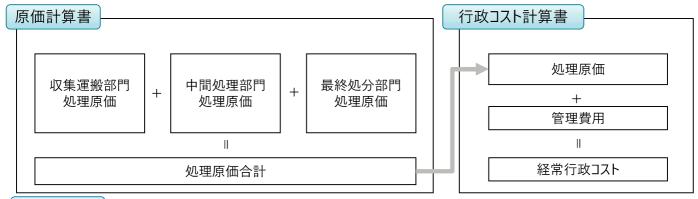


ポイント

- 原価計算書・行政コスト計算書は、主に<u>一般廃棄物処理事業実態調査の歳入・歳出情報を基礎</u>として 作成します。
- <u>減価償却費や支払利息</u>については、実態調査では金額を把握できないため、<u>固定資産台帳や公債台帳を</u> 基礎として数値を把握します。

2. 原価計算書・行政コスト計算書の作成方法

行政コスト計算書の処理原価には、原価計算書で算定した「処理原価」が計上されます



ポイント

- 原価計算書では、「**収集運搬部門」「中間処理部門」「最終処分部門」の3区分における処理原価を算定** します。
- 行政コスト計算書では、<u>原価計算書で算定された「処理原価合計」に「管理費用」を加えて、経常行政コストを算定</u>します。
- 作業部門の定義は、次頁において説明します。

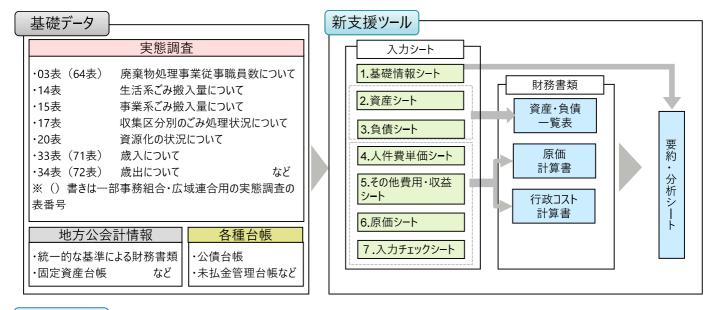
3. 部門の定義

各作業部門及び管理部門の定義は以下のとおりです

	収集運搬部門	収集運搬業務を担う部門。収集運搬とは、回収拠点等から一般廃棄物を中間 処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを指す。
作業部門	中間処理部門	中間処理とは、焼却(溶融・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。)、ごみ固形燃料化、資源化、埋立処分のための破砕、減容化等を指す。中間処理業務に加え、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を中間処理部門という。資源化とは、廃棄物を再生利用するために必要な選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオマスのメタン化等を含む。
	最終処分部門	最終処分業務を担う部門。最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残さ、処理 残さの埋立処分を指す。埋立地の維持管理等を含む。
管理部門		作業部門の管理業務を行う部門。作業部門の管理とは、啓発活動、集団回収、不法投棄防止対策、余熱利用施設等の管理、ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定、一般廃棄物処理業・施設の許可業務等を指す。

4. 新支援ツールの全体像

財務書類作成において、新支援ツールを活用することで作業軽減を図ることが可能です



ポイント

- 新支援ツールは、「**財務書類」、「要約・分析シート」、「各種入力シート」から構成**されます。
- 「各種入力シート」に金額・数量を入力することにより、「<u>財務書類」、「要約・分析シート」が自動で作成</u>されます。

5. 新支援ツールの種類

新支援ツールは簡易版と詳細版の2種類あります

11100000	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	
	【詳細版】	【簡易版】
主な違い	◆ 詳細版と簡易版では原価計算書における「生 異なります。	三活系」「事業系」のコストの算定方法の精度 が
内容	◆ 事業別・拠点別等所管ごとのコストを 原価シートに入力し集計することで、 より実態に即した作業部門ごとの「生活系」 「事業系」処理原価を算定することができます。	 ★ 実態調査等に基づく各項目のコスト総額を 職員数、ごみ処理量等を基礎として按分計 算することにより、作業部門ごとの「生活系」 「事業系」処理原価を算定します。 ◆ 詳細版に比べて簡易に財務書類を作成することができます。
(処理原係) 1. 人性質 (2.) 限用低与費(一月) (2.) 限用低与費(於明] (3.) 设置作当用为条约 (4.) 子の他 (5.) 经销售 (5.) 设证管 (6.) 经销售 (6.) 经销售 (6.) 经销售 (6.) 经销售 (6.) 并の他 (6.) 子の他 (6.) 子の他	【詳細版】ではより実態にトコストの把握が可能	【詳細版】イメージ Bull 6.原価集計 シート

6. 新支援ツールへの入力

各入力シートの目的は以下のとおりです

財務書類の前提として「団体の基礎情報」を把握 1.基礎情報シート 2.資産シート 固定資産計上金額及び減価償却累計額を算定 3.負債シート 負債計上額を算定 4.人件費単価 目的 人件費按分の基礎となる「人件費単価」「引当金単価」を算定 シート 5 その他費用・ 経常収益、経常外収益・費用を算定(※経常費用は原価シートにて算定) 収益シート 実態調査の歳出、非資金項目の把握と生活系・事業系のコスト按分 6.原価シート 7.入力チェック 実態調査からの入力値について網羅性を確認

6. 新支援ツールへの入力

入力シートへの入力方法は以下のとおりです

● 各入力シート内の「入力上の留意事項」をよく読み、指示に従い、入力してください。 実態調査からの入力箇所 別途数値を把握の上、【簡易版】は千円単位、【詳細版】は円単位で数値入力

6-1. 基礎情報シート(市区町村用)

基礎情報シートでは、「団体の基礎情報」を把握します



ポイント

令和〇年度

● ごみ計画収集人口、ごみ手数料の状況、ごみ収集運搬の実施形態などの、 ごみ処理に関する基礎情報を実態調査をもとに入力します。

6-1. 基礎情報シート (一部事務組合・広域連合用)

基礎情報シートでは、「団体の基礎情報」を把握します

項目	当年度の状況	入力上の留意事項
事務概要		実態調査61表01行01列を入力
構成市区町村数		実態調査62表01行01列を入力
構成市区町村名		実態調査63表02列を入力 (必要に応じて、行を追加してください)
補足情報		事務概要、構成市区町村に記載の内容を補足する事 記載してください。(自由記載)

ポイント

● 財務書類の前提情報として、一部事務組合等の事務概要及び構成市区町村の状況を実態調査に基づき入力します。

一部事務組合・

● 一部事務組合等においては、実態調査から把握できる基礎情報が少ないため、補足情報を記載します。

6-2. 資産シート

資産シートでは、固定資産計上額及び減価償却累計額を算定します

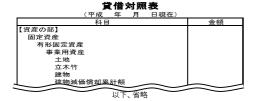
固定資産台帳作成支援ツール

1. 資産シート	への転記用				(単位:円)
勘定科目	取得価額	前年度 償却累計額	当年度 減価償却費	当年度末 償却累計額	当年度末 帳簿価額
有形固定資産	0	原本は残し	火山原本夏	便如来前领	「中東 メルチュ」山 名式 0
土地					
施設設備					
車両等					
建設仮勘定					
無形固定資産	0	0	0	0	0
ソフトウェア					
その他					
合計	0	0	0	0	0

or

統一的な基準に基づくセグメント別財務書類

【様式第1号】



新支援ツール 2.	貧産ジート 	(単位:円)
	総務省統一的な基準に基づく財務諸表との関連	
1. 有形固定資産		0
(1) 土地	事業用資産「土地」	
(2)施設設備	事業用資産「建物」「工作物」「その他」	0
①取得価額	上記に係る取得価額	
②△減価償却累計額	上記に係る減価償却累計額	
(3)車両等	「物品」	0
①取得価額	上記に係る取得価額	
②△減価償却累計額	上記に係る減価償却累計額	
(4)建設仮勘定	「建設仮勘定」	
2. 無形固定資産		0
(1) ソフトウェア	「ソフトウェア」	
(2) その他	無形固定資産「その他」	
3. その他		0
(1)長期が滞信権	投資その他の資産の内、必要な勘定科目を適宜 追加し、計上	
咨在合計		٥

並士控ル□□ っ 恣 辞シ□し

ポイント

12

- 固定資産計上額の算定方法は、「<u>固定資産台帳作成支援ツールを用いる方法」と、「統一的な基準に基づくセグメント別財務書類を用いる方法」</u>があります。
- 「固定資産台帳作成支援ツールを用いる方法」については、次頁で説明します。
- 統一的な基準に基づくセグメント別財務書類を用いる場合には、

6-2 資産シート

固定資産台帳作成支援ツールの利用方法は以下のとおりです

固定資産台帳作成支援ツール

	1	2	3	4	5	6	7	8
連番	資産負債 番号	勘定科目	資産名	耐用年数	取得年月日	償却開始 年度	取得価額 (単位:円)	備考
1			環境センター・環境センター業務管理 棟・リサイクルプラザ	0	1962/04/23	1963	600, 000, 000	
2		建物	クリーンセンター_4号炉粗大処理場	38	1988/08/01	1989	173, 462, 035	
3		建物	クリーンセンター_5号炉棟(管理棟 含)	38	1995/11/30	1996	391, 415, 264	
4			クリーンセンター_プラットホーム東 側シャッター(改修)	38	2017/03/29	2017	1,880,269	
5		工作物	クリーンセンター_5号炉自転車置場	40	1996/03/31	1996	395, 750	
6			クリーンセンター_5号炉灰クレーン パケット(改修)	17	2018/03/20	2018	12, 960, 000	

					9						10		
			対	象部門	・使用額	引合					種类	Ē.	
収象	集運搬	中国	胡処理	最和	终処分	Ŷ	會理	合計	CH		どれか1	つにレ	
対象	割合	対象	割合	対象	割合	対象	割合	割合		生活系	事業系	共通	CH
~	20%	٧	30%			~	50%	100%	OK			٧	01
~	50%	~	50%					100%	OK	~			01
		٧	30%	~	30%	~	40%	100%	OK	~			01
		٧	50%	~	50%			100%	OK	~			01
		٧	40%	~	40%	~	20%	100%	OK			~	01
		٧	50%	~	50%			100%	OK	~			01

地方公会計で整備済みの 固定資産台帳を基礎として 入力
 1. 資産シートへの転記用
 (単位・円)

 勘定科目
 取得価額
 前年度 (賞却累計額
 当年度末 (減価償却費
 当年度末 (億却累計額

 有形固定資産
 0
 0
 0

 土地
 0
 0
 0

 施設設備 車両等 達設仮勘定
 2
 0
 0
 0

 無形固定資産
 0
 0
 0
 0

 ソフトウェア
 0
 0
 0
 0

 その他
 会計
 0
 0
 0
 0

生活系、事業系、共通 の該当箇所に**✓**

対象部門の使用 割合を入力

ポイント

- 固定資産台帳作成支援ツールは、地方公会計で整備済の固定資産台帳を基礎として、 科目読替表を参考に入力します。現行の一般廃棄物会計基準による現行ツールからの移行も可能です。
- 「1.資産負債番号~7.取得価額」: **地方公会計で整備済の固定資産台帳を基礎**として入力します。
- 「9.対象部門·使用割合」
 - : <u>各資産の対象部門及び使用割合を把握</u>し、該当する対象部門に✓、使用割合を入力します。
- 「10 .種類」
 - : 生活系、事業系に分類することが可能な場合はどちらかに ✔、分類が困難な場合は共通に ✔ します。

. .

6-3. 負債シート

負債シートでは、負債計上額を算定します

個別資料より入力する場合の参考例

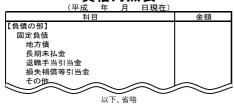
 地方債
 長期未払金

 ・公債台帳
 ・未払金管理表

 退職手当引当金
 その他

 ・新支援ツール4.人件費シート
 Or

統一的な基準に基づくセグメント別財務書類 【様式第1号】 貸借対照表



		(単位:円)
	総務省統一的な基準に基づく 財務諸表との関連	金額
1. 地方債	「地方債」「1年内償還予定 地方債」	
2. 長期未払金	「長期未払金」「未払金」	
3. 退職手当引当金	「退職手当引当金」	
4. その他	上記以外	
負債合計		0

◆参考 開始年度

統一的な基準に基づく財務書類について、セグメント別に作成していない場合は引当金関連の一般廃棄物の処理に関する事業(し尿を除く)に係る金額の把握が困難と考えられるため、例えば以下の方法により、引当金計上金額を計算することが考えられます。

科目	総務省統一的な基準に基づく 財務諸表の総額	対象職員数 (健全化4⑤A表より)	内、一般廃棄物の処理に関する事 業(し尿除く)に係る職員数 (実態調査03表より)	計上金額
退職手当引当金				0
賞与等引当金				0

ポイント

- 「個別資料より入力する方法」と「統一的な基準に基づくセグメント別財務書類を用いる方法」があります。
- 個別資料より入力する場合は、公債台帳、未払金管理表等の資料により金額を入力します。
- 統一的な基準に基づくセグメント別財務書類を用いる場合には、科目の読替を行い、入力します。

6-4. 人件費単価シート

人件費単価シートでは、人件費算定の基礎となる「人件費単価」を算定します

計算式

_____ 職員給与費(一般職)単価=人件費−当年度退職金−前年度末賞与等引当金 —般職職員数

職員給与費(技能職)単価=人件費-当年度退職金-前年度末賞与等引当金 技能職職員数

退職手当引当金繰入(戻入)単価 = 当年度末退職手当引当金繰入(戻入)総額 一般職及び技能職の総職員数

賞与等引当金繰入単価 = 当年度末賞与等引当金 一般職及び技能職の総職員数

その他人件費単価 = 人件費 会計年度任用職員の職員数

ポイント

- <u>職員1人当たり人件費単価、職員1人当たり引当金繰入単価を用いて、原価計算書及び行政コスト計算</u> 書に計上する「人件費」を算定する場合は、「4.人件費単価シート」を利用します。
 - (人件費単価を用いず、実額で人件費及び引当金を計上する場合は当シートの作成は不要です。)
- 単価の計算式は上記のとおりですが、詳細については次頁以降で説明します。

6-4. 人件費単価シート

1. 人件費及び引当金繰入単価算定の基礎となる従事職員数を把握します

1. 従事職員数の把握

(単位:人) 合計 一般職 *1 技能職 0 計 会計年度任用職員

ポイント

- 一般職及び技能職の職員数は、実態調査03表(一部事務組合等は64表)を基礎として入力します。 会計年度任用職員の職員数を含む場合は、除いた職員数を入力します。 【上表*1】
- 会計年度任用職員の職員数は一般職及び技能職の職員数には含めず、**別途入力**します。 なお、実態調査からは把握できないため、個別資料を基礎として入力します。【上表 * 2】

6-4. 人件費単価シート

2. 人件費算定の基礎となる職員給与費単価を算定します

2. 職員給与費単価の算定

(単位:円) 歳出総額 単価 一般職 人件費 当年度退職金 前年度賞与等引当金

以下、省略

実態調査34(一部事務組合等は72表)「歳出について」を基礎として入力

- ■退職給与金:当期退職給付金の支払にあたり、前年度の退職手当引当 金を取崩した金額を正の数で入力
- ■前年度賞与引当金:賞与引当金を計上している団体については、前年度 賞与引当金の金額を正の数で入力 *1

計算式

人件費-当年度退職金-前年度末賞与等引当金 職員給与費(一般職)単価= -般職職員数

人件費-当年度退職金-前年度末賞与等引当金 職員給与費(技能職)単価= 技能職職員数

ポイント

- 職種別職員一人当たり職員給与費単価は、実態調査34表(一部事務組合等は72表)における一般 職及び技能職の人件費を職種別従事職員数で除すことにより算定します。
- 当年度退職金及び前年度末賞与等引当金は、人件費の内「退職給付引当金繰入額」及び「その他」に 関連する項目であるため、職員給与費単価の計算においては除外します。【上表*1】

6-4. 人件費単価シート

3. 退職手当引当金繰入(戻入)の基礎となる単価を算定します

3. 退職手当引当金繰入(戻入)単価の算定

			(単位:円)
		引当金総額	単価
	当年度末退職手当引当金	0	
— 般職	前年度末退職手当引当金		
技能職	内、当年度退職金(取崩)		
	当年度末退職手当引当金繰入	0	0
	(戻入)	U	V

計算式

退職手当引当金繰入(戻入)単価= 当年度末退職手当引当金繰入(戻入)総額※ 一般職及び技能職の総職員数

※当年度末退職手当引当金繰入(戻入)総額=当年度末退職手当引当金-(前年度末退職手当引当金-当年度退職金)

ポイント

- 職員一人当たり退職手当引当金繰入(戻入)<u>単価</u>は、当年度末退職手当引当金繰入(戻入)総額を総職員数で除して算定します。
- **当年度に支払われた退職金は、前年度末退職手当引当金から除外**します。

18

6-4. 人件費単価シート

4. その他(賞与等引当金繰入、その他人件費)の基礎となる単価を算定します

4. その他(賞与等引当金繰入、その他人件費)単価の算定

(単位:円)

職種	科目	金額	単価
一般職 技能職	当年度末賞与等引当金		0
会計年度任用職員	その他人件費(〇〇費用)		0

計算式

賞与等引当金繰入単価 = 当年度末賞与等引当金 一般職及び技能職の総職員数

その他人件費単価 = 人件費 会計年度任用職員の職員数

ポイント

- 賞与等は毎年ほぼ同額であり、賞与等引当金を計上しなくても金額的影響が小さいため、 セグメント別に賞与等引当金を算定していない場合は、算定を省略することも可能です。
- 統一的な基準に基づくセグメント別財務書類を用いる場合には、**科目の読替**を行います。
- その他人件費については、会計年度任用職員に係る人件費総額を個別資料を基礎として入力します。

6-5. その他費用・収益シート

その他費用・収益シートでは、経常収益、経常外費用、経常外収益を算定します

1. 経常収益の算定	(単位:円)
1. 使用料及び手数料	管理
(1) 指定袋・シール等販売収入	
(2) 直接搬入ごみ手数料	
(3) その他	
小言	0
2. 補助金等収入	管理
(1) 国県等支出金(運営費補助金等)	
(2) [一部事務組合等]市区町村分担金 (処理及び維持管理費)	
(3) その他	
小青十	0
3. その他	管理
(1) 資源物等売却収入	
(2) 売電等収入	
(3) その他	
小計	0

2.	経常外費用の算定	(単位:円)
1.	移転費用	管理
(1)	組合分担金等(建設・改良費)	
(2)	その他	
	숨 計	0
2.	その他	管理
(1)	災害廃棄物処理事業経費	
(2)	資産除売却損	
(3)	その他	
	合 計	0

3.	経常外収益の算定	(単位:円)
1.	施設整備補助金等収入	管理
(1)	国県等支出金(施設整備補助金)	
(2)	[一部事務組合等]市区町村分担金(建設・改良費)	
(3)	その他	
	小計	0
2.	その他	管理
(1)	災害廃棄物処理事業収益	
(2)	資産売却益	
(3)	その他	
	小計	0

20

6-5. その他費用・収益シート

1. 使用料及び手数料、補助金等収入などの経常収益を入力します

<u>1 経常収益の算定</u>		(単位:円)	_
1. 使用料及び手数料		管理	
(1) 指定袋・シール等販売収入	L		
(2) 直接搬入ごみ手数料			*
(3) その他			*
小	āt	0	
2. 補助金等収入		管理	
(1) 国県等支出金(運営費補助	功金等)		*
(2) [一部事務組合等]市区町村 (処理及び維持管理費)	村分担金		
(3) その他			
小	計	0	
3. その他		管理	
(1) 資源物等売却収入			
(2) 売電等収入	<u> </u>		
(3) その他			*
小	計	0	
		•	

実態調査33表(一部事務組合等は71表)における使用料及び手数料の内訳を歳入データ等を参考に入力

実態調査33表(一部事務組合等は71表)の特定財源のうち、処理・維持管理費の財源となった補助金等収入を入力

実態調査33表(一部事務組合等は71表)における使用料及び手数料、補助金等収入以外の収入内訳を歳入データ等を参考に入力

ポイント

直接搬入ごみ手数料: 【上表*1】

生活系及び事業系の直接搬入および許可ごみ手数料収入、近隣市町村からの作業委託収入を入力します。

- 使用料及び手数料(その他):【上表*2】
 - 指定袋・シール等販売収入、直接搬入ごみ手数料以外の使用料及び手数料を入力します。
- 国県等支出金(運営費補助金等):【上表*3】
 - 循環型社会形成推進交付金等の資産形成に対応する財源として支払われる支出金以外
を入力します
- 退職手当引当金戻入が生じている場合は総額を「3. その他(3)その他」に入力します。【上表*4】

6-5. その他費用・収益シート

2. 移転費用などの経常外費用を入力します

2. 経常外費用の算定	(単位:円)
1. 移転費用	管理 つ
(1) 組合分担金等(建設・改良費)	*1 非経常的に発生する移転費用を入力
(2) その他)
合 計	0
2. その他	管理
(1) 災害廃棄物処理事業経費	* 2
(2) 資産除売却損	*3
(3) その他	
슴 計	0

ポイント

22

● 組合分担金等(建設·改良費):【上表*1】

建設・改良にかかるものを入力します。実態調査に起債償還額に係る金額が含まれていない場合は別途把握の上、当該金額を実態調査の金額に加えて入力する必要があります。

● その他(災害廃棄物処理事業経費):【上表*2】

実態調査34A表(一部事務組合等は72A表)におけるごみ「処理及び維持管理費」小計を入力します。

● その他(資産除売却損):【上表*3】

統一的な基準に基づく財務書類(行政コスト計算書)における「臨時損失ー資産除売却損」の内、

一般廃棄物の処理に関する事業(し尿を除く)に係る資産除売却損を入力します。

6-5. その他費用・収益シート

مع عد جار ان عد م هخ ب

3. 施設整備補助金等収入などの経常外収益を入力します

3.	経常外収益の算定	(単位:円)	
1.	施設整備補助金等収入	管理	
(1)	国県等支出金 (施設整備補助金)		*1
(2)	[一部事務組合等]市区町村分担金(建設·改良費)		
(3)	その他		
	小計	0	
2.	その他	管理	
(1)	災害廃棄物処理事業収益		* 2
(2)	資産売却益		* 3
(3)	その他	_	
	小計	0	

一般廃棄物の処理に関する施設整備に伴う費用に 対応する財源として、移転収入の形態で国県、市 町区村等から非経常的に支払われる金額を入力

ポイント

● 国県等支出金(施設整備補助金):【上表*1】 実態調査33表(一部事務組合等は71表)「国庫支出金」「都道府県支出金」のうち、 循環型社会形成推進交付金等の資産形成に対応する財源として支払われるものを入力します。

● その他(災害廃棄物処理事業収益):【上表*2】

実態調査33A表 (一部事務組合等は71A表)「災害廃棄物処理に係る歳入」特定財源小計を入力します。

● その他(資産売却益):【上表*3】

統一的な基準に基づく財務書類(行政コスト計算書)の「臨時利益-資産売却益」の内、

一般廃棄物の処理に関する事業(し尿を除く)に係る資産売却益を入力します。

6-6. 原価シート

原価シートでは、作業部門ごとの「生活系」「事業系」処理原価及び管理費用を算定します

1.	実態調査34表						3.	生活系、事業系への按分基準					
		40.47		収集	運搬		(1) 従事職員数による按分基準(人件費	:)				
		総額	生活系	事業系	共通 (按分対象)	小計				収集運搬			
	人件費	0	0	0	0	0			総額	生活系	事業系	共通 (按分対象)	小計
	一般職 (01列08行)	0	0	0	0	0	従	一般職	0				0
	技能職 (01列09~11行)	0	0	0	0	0	事職	技術職	0				0
処	処理費 (01列12~14行)	0				0	員数	高 十	0	0		0 0	0
理	委託費 (01列16~19行)	0				0	ـــــا	会計年度任用職員	0				0
びび	組合分担金 (01列20行)	0			0	0	ري ا) ごみ搬入量等による按分基準(人	人任曹以外)				
維持	調査研究費 (01列21行)	0	/				<u>``</u>	, こが嵌入量がによるほグを中()	(T. JE 48.7F7				(単位:t)
管	その他 (01列23行)	0	0	0	0	0						ごみ搬入量	
理費	移転費用	0			0	0					生活系	事業系	R†
	(補助費・第三セクターへの拠出金等) 支払利息	0					収集 運搬		搬入量		0	0	0
	その他 (物件費に該当するもの)	0			0	0	中間処理	直接資源化・直接埋立を除く	くごみ搬入量		0	0	0
	#t	0	0	0	0	0	最終 処分	直接埋立量、処理残渣	埋立量		0	0	0

2.	非資金項目等の算定						<基礎情報>こみ搬入重点び直接資源化、理立重							
				収集	運搬		実施形態			生活系ごみ搬入!	ŧ			
		総額	生活系	事業系	共通	小計	収集区分	直 営	委 託	許可	直接搬入	合 計		
	1		±47K	7.8.8	(按分対象)	7 81	ごみ搬入量 (集団回収除く)					^		
	退職手当引当金繰入	0				0	(14表01~04列07行、15表01~04列07行)					U		
<u>\</u>	その他						集団回収 (20表10列20行)					0		
件器	(賞与等引当金繰入)	0				0	8+		0	0 0	0	0		
д	その他	0				0	直接資源化 (17表01列21行)	/	/	/				
	(その他人件費)	v				·	直接埋立 (17表11列21行)		/	/				
減価償	自却費	0				0	処理残渣埋立(20表5列9行)							

ポイント

● <u>実態調査34表(一部事務組合は72表)</u>、<u>退職手当引当金繰入等の非資金項目等の金額</u>及び 「生活系」「事業系」への按分基準を入力することにより、自動的に按分後コストが計算されます。

6-6. 原価シート

1. 実態調査を基礎として処理及び維持管理費の内訳を入力します

		収集運搬				//	١	
	総額	生活系	事業系	共通 (按分対象)	小計))	
人件費	0	0	0	0	0	1 //		
一般職 (01列08行)	0	0	0	0	0	· * 1 \\		
技能職 (01列09~11行)	0	0	0	0	0))	
処理費 (01列12~14行)	0				0	i //	l N	実態調査34表(一
委託費 (01列16~19行)	0				0	1 //	以下	部事務組合等は72
組合分担金(01列20行)	0			0	0)) `	表)「歳出について」の
調査研究費(01列21行)	0					1 //	/ 省 略	うち、収集運搬・中間
その他 (01列23行)	0	0	0	0	0	·*2 ((略	処理、最終処分、管
移転費用 (補助費・第三セクターへの拠出金等)	0			0	0	[)	理にかかる金額を入力
支払利息	0					1 //	/	
その他 (物件費に該当するもの)	0			0	0] ((
計	0	0	0	0	0]))	

● 人件費について、「4.人件費単価シート」で算定した人件費単価を用いる場合は、 人件費単価に職員数を乗じることにより人件費を算定します。

- 生活系・事業系別の職員数を把握できない場合は、「ごみ搬入量」を基礎として、 生活系・事業系への按分計算を行います。【上表 * 1】
- 人件費以外の項目については、実態調査34表(一部事務組合等は72表)の金額を基礎として「共通」列に入力します。 [ごみ搬入量]等を基礎として、生活系·事業系への按分計算を行います。
- 生活系・事業系に区分可能な項目は、「共通」列は使用せず、実額にて「生活系」「事業系」列に入力します。【上表 * 2】

6-6. 原価シート

2. 退職手当引当金繰入や減価償却費などを入力します

2. 非資金項目等の算定

	7 7 2 7 3 7 7 7 7 7	to to]]			
		総額	生活系	事業系	共通 (按分対象)	小計	//
1	退職手当引当金繰入	0				0	
へ 件 費	その他 (賞与等引当金繰入)	0				0	- * 1
, A	その他 (その他人件費)	0				0	
減価償	却費	0				0	*2 //

ポイント

- 退職手当引当金繰入、その他(賞与等引当金繰入)、その他(その他人件費):【上表*1】 「人件費単価シート」で算定した職員一人当たり単価に職員数を乗じることにより算定します。 実額を把握できる場合には、実額を入力します。
- 減価償却費:【上表*2】

「固定資産台帳作成支援ツールを用いる方法」と、「統一的な基準に基づくセグメント別財務書類を用いる 方法」があります。「固定資産台帳作成支援ツールを用いる方法」による場合は、「**固定資産台帳作成支** 援ツール」の数値を転記します。

6-6 原価シート

3. 人件費を「生活系」「事業系」に按分するために、従事職員数を入力します

(1) 従事職員数による按分基準(人件費)

		40 AT	収集運搬						
		総額	生活系	事業系	共通 (按分対象)	小計			
従	一般職	0				0] \\ \frac{\tau}{\tau}		
事	技術職	0				0	\\		
職員	計	0	0	0	0	0	// // 略		
数	会計年度任用職員	0				0] //		



ポイント

- 作業部門別、生活系・事業系別の人件費コストを算定するために、 職務分掌表等を参考に部門別、生活系・事業系別の職員数を入力します。
- **生活系・事業系別に分類できない場合は、「共通」列に入力**することも可能です。

6-6. 原価シート

4. 人件費以外の項目を「生活系」「事業系」に按分するために、ごみ搬入量等を入力します

(2) ごみ搬入量等による按分基準 (人件費以外)

				(単位:ひ)	
			ごみ搬入量		
		生活系	事業系	8+	_
収集 運搬	直営・委託によるごみ搬入量	0	0	0	
中間処理	直接資源化・直接埋立を除くごみ搬入量	0	0	0	- *1
最終 処分	直接埋立量、処理残渣埋立量	0	0	0	

<基礎情報>ごみ搬入量及び直接資源化、埋立量

実施形態					生活系ごみ	搬入量				事業系ごみ搬入量								
収集区分	直	É	委部	ŧ	許	可	直接搬入	合	計	直	営	委	託	許	nj	直接搬入	台	計
ごみ搬入量(集団回収除く) (14表01~04列07行、15表01~04列07行)									0									0
集団回収 (20表10列20行)									0									0
計		0		0		0	0		0		0		0		0	0		0
直接資源化 (17表01列21行)		_		_		_				_		_		/				
直接埋立(17表11列21行)		_	/	_		/	/			/	/	/	/	/	/			
処理残渣埋立 (20表5列9行)		_		_	_	_	/			/	_	_	_	/	_			

■ごみ搬入量(集団回収除く) : 実態調査14、15表より入力 ■直接埋立 : 実態調査17表より入力 ■集団回収 : 実態調査20表より入力 ■処理残渣埋立 : 実態調査20表より入力

■直接資源化 : 実態調査17表より入力

ポイント

● 人件費以外の項目を生活系、事業系に按分するために、実態調査14表、15表、17表、20表を基礎として、 ごみ搬入量等を入力します。(一部事務組合等については、個別資料を基礎として入力します。)

● ごみ搬入量以外の基準を用いる場合は、【上表 * 1】の内容を適宜修正してください。

6-7. 入力チェックシート

入力チェックシートでは、実態調査からの入力値に誤りがないかを確認します

							ご み 01	入力シ ー ト	入力チェック
	-	収 集	運搬	施	設	0.1			
建	事	中 間	処 珰	施	設	0.2			
設	費	最 終	処	分	場	0.3			
		そ	D		他	0 4			
改良	調	1			費	0.5			
費	組	合 5		担	金	0.6			
		小				0.7			
	人		般		職			0	
	件	技収	集	運	搬	0.9		0	
	費	能中	間	処	理	1 0		0	
処	An .	350	終	処	分	1 1		0	
理	処	収 集	運	搬	費	12		0	
及	理費	中間	処	理	費	1 3		0	
Ü,		最終	処	分	費	1 4		0	
維持	車	南 等	購	人	費	15			
	委	収 集	運	搬	費	1 6		0	
管理費	委託	中 問 終	処処	理分	費費	1 7		0	
費	費	最終	の	Я	他	1.8		0	
	組	1 ⁷ 合 5		担	金	19		0	
	調	査 る		究	世費	2 1		0	
	PH	- 1 小		76	д	2 2			
		Ø	рі		他	2 3		0	
					計	2 4			

実態調査33	3表「歳入」				(単位:千円)
			ごみ	入力シート	入力チェック
			0.1	7,77	XX7 = 77
	国庫支出金	0 1		0	0
特	都道府県支出金	0 2		V	U
特 定	地方債	0 3			
財	使用料及び手数料	0 4		0	0
源	その他	0 5		0	0
	小計	0 6			
	一般財源	0 7			
	合計	0.8			

実態調査03表「	廃棄物処理事業従事職員」					(単位:人)	
			ご み 01	4. 人件費単価 入力シート	6. 原価入力シート	入力チェック	
一般	事務系	0 1		0	0	OK	
職	技術系	0 2		V	U	UK	
	収集運搬	0.3			0		
技	中間処理	0 4			0	OV.	
技能職	最終処分	0.5		0	0	OK	
	その他	0.6			0		
	合計	0.7					

ポイント

● **入力値と実態調査項目に差異がある場合**には入力誤り、入力漏れの可能性があるため、 **差異要因を確認**します。

7. 分析シート

分析シートでは、単位当たりのコスト情報やごみ手数料の状況を表示します

1kg当たりのコスト等情報			(単位:円)
コスト情報	生活系	事業系	総額
1kg当たりの経常行政コスト			0
1kg当たりの処理原価	0	0	0
1kg当たりの収集運搬コスト	0	0	0
1kg当たりの中間処理コスト	0	0	0
1kg当たりの最終処分コスト	0	0	0
収益情報			
1kg当たりの指定袋・シール等販売収入(※)	0		0
1kg当たりの直接搬入ごみ手数料 (許可含む)	0	0	0

1kg当たりの単位の算定に用いるごみ搬入量 (分母) (単位:kg)					
1kg当たりの単位算定(分母)		ごみ搬入量			
「成当たりの年世昇足(万母)	生活系	事業系	計		
経常行政コスト(ごみ搬入量合計)			0		
処理原価 (ごみ搬入量合計)	0	0	0		
収集運搬(直営・委託(集団回収除く))	0	0	0		
中間処理(直接資源化、直接埋立除く)	0	0	0		
最終処分(直接埋立、処分残渣埋立)	0	0	0		
指定袋・シール等販売収入	0		0		
直接搬入ごみ手数料(許可含む)	0	0	0		

ポイント

- 「分析シート」では、各種入力シートに入力した金額、ごみ搬入量等を基礎として、「1kg当たりのコスト情報」などが自動的に計算されます。
- 「分析シート」の内容は「**要約シート」に自動的に転記**されます。

8. 要約シート(市区町村)

要約シートでは、「団体の基礎情報」と「単位当たり処理コスト」を表示します

÷	ħ	IO年度		団体名	0
1		ごみ処理状況			
		項目	1	当年度の状況	備考 (変更の状況等)
		計画収集人口	各年度10月1日	0 人	
Г		自家処理人口	各年度10月1日	0 人	
		総人口	各年度10月1日	0 人	
Г		世帯数	各年度10月1日	0 世帯	
Г		面積		0.00 km²	
		人口密度	面積当たり	#DIV/0!	
Г			手数料	0	#VALUE!
		生活系	微収方法	0	#VALUE!
ごみの		ごみ	手数料料金体系 (有料ごみ袋・シール 等の金額)	0	#VALUE!
手			手数料	0	#VALUE!
数料		直接搬入	微収方法	0	#VALUE!
の		_ es	手数料料金体系	0	#VALUE!
状況	Г		手数料	0	#VALUE!
:1		事業系	徴収方法	0	#VALUE!
つい			手数料料金体系	0	#VALUE!
τ.			手数料	0	#VALUE!
		直接搬入	微収方法	0	#VALUE!
		247	手数料料金体系	0	#VALUE!
z	ı(n	収 生活系	形態	0	#VALUE!
ごみの実施	集		方式	0	#VALUE!
実	運搬	運	形態	0	#VALUE!
施形	900	李 未示	方式	0	#VALUE!
態に		中間処理	形態	0	#VALUE!
ついて		最終処分	形態	0	#VALUE!

2. ごみ排出量及びリサイクル率				
	生活系	事業系	合計	
ごみ総排出量	0 kg	0 kg	0 kg	
1人1日当たりの ごみ排出量	#D1V/0!	#D1V/0!	#D1V/0!	
資源化量	0			
リサイクル率R	0.0%			

	(単位:千円)	
資産	0	住民1人当たりの
負債	0	住民1人当たりの
4. コスト・収益情		
4. コスト・収益情	報 (単位:千円)	
4. コスト・収益情 経常費用		

その他	0		経常収益	
経常行政コスト (差引)	0		経常行政コスト (差引)	
(処理原偏の内訳及び単位当たり急速原偏)			(単位:千円)	
	事業系	合計		
処理原価	0	0	0	
内訳				ſ
収集運搬	0	0	0	
中間処理	0	0	0	

ポイント

管理費用

経常収益

単位当たりの処理原価

- 「要約シート」では、**団体の基礎情報**と、
 - 「分析シート」で算定された<u>単位当たり処理コストが表示</u>されます。

住民1人当たりのコスト

#DIV/0!

#D1V/0!

世帯当たりのコスト

#D1V/0!

#D1V/0!

● 一般廃棄物処理の状況に関する基本的な情報を開示した上で、 財務書類の要約数値、単位あたり処理コスト等の情報を整理することで、処理原価の状況把握や手数料の検討に役立てることが可能です。

30

8. 要約シート (一部事務組合等)

「要約シート」では一部事務組合等の基礎情報と単位当たり処理コストを表示します



負債	0
4. コスト・収益情報	慢 (単位: 千円)
	(単位・十円)
経常費用	0
処理原価	0
管理費用	0
経常収益	0
使用料及び手数料	0
その他	0
経常行政コスト	0

3. ストック情報

(処理原価の内訳及び単位当たり処理原価)			(単位:千円)
	生活系	事業系	合計
処理原価	0	0	0
内訳			
収集運搬	0	0	0
中間処理	0	0	0
最終処分	0	0	0
(単位:円/kg)			
単位当たりの処理原価	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

(単位:千円)

資源化量(Kg) 0 リサイクル率R 0.0%

ポイント

- 「要約シート」では、一部事務組合等の基礎情報と、 「分析シート」で算定された単位当たり処理コストが表示されます。
- 一般廃棄物処理の状況に関する基本的な情報を開示した上で、<u>財務書類の要約数値、単位あたり処理</u> コスト等の情報を整理することで、処理原価の状況把握や使用料の検討に役立てることが可能です。

終わりに

- 新支援ツールの内容は、「実態調査」と地方公会計情報から、ほぼすべての基礎情報の入力が可能であり、 比較的簡易に財務書類の作成が可能です。
- 地方公会計情報については、特に**固定資産情報(資産計上額、減価償却費)の把握がポイント**です。 公会計・固定資産台帳担当部署と連携の上、情報を把握してください。
- 地方公会計の取り組みの中で、一般廃棄物処理事業にかかるセグメント別財務書類が作成されている場合には、その内容を読み替えることで対応可能です。
- **まずは簡易版ツールで「作成してみる」**、その上で各団体の状況に応じて徐々に精度を向上させ、 詳細版ツールにてより実態に即した処理原価の把握を行い徐々に精緻化を図る取り組みも可能です。

(注) (改訂) 一般廃棄物会計基準及び新支援ツールについて、最終的に確定する内容については、 本説明資料の内容から一部変更となる可能性があります。